

史跡高山陣屋跡保存活用計画



令和7年3月

岐阜県

はじめに

史跡高山陣屋跡は近世の建物が残る陣屋跡で、高山市内の観光スポットの古い町並にも近いことから観光客も多く訪れます。地域にとっても馴染みが深い場所で、地元の小学校では授業の一環として本史跡を見学します。また、陣屋前広場では古くから朝市が開催されており、地元住民と観光客の交流の場にもなっています。

本史跡は 2029 年に史跡指定 100 周年を迎えることから、継続的な保存管理とさらなる活用を目指し、『史跡高山陣屋跡保存活用計画』を策定しました。この計画に基づき、今後も「地域の中の高山陣屋」を目指し、地元とともに次の 100 年を目指して参ります。

本計画の策定にあたり、策定委員会の皆さまや文化庁、高山市文化財課からご指導・ご助言をいただきました。ご尽力いただきました関係者の皆さまと関係者各位に厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 3 月

岐阜県環境生活部県民文化局
局長 籠橋 智基



例 言

- 1、本書は、岐阜県高山市に所在する史跡「高山陣屋跡」の保存活用計画である。
- 2、本計画策定事業は岐阜県が主体となり、令和5年度及び6年度に国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の交付を得て実施した。
- 3、計画策定にあたり、学識経験者及び地域代表で構成した「史跡高山陣屋跡保存活用計画策定委員会」において意見を聴収した。また、文化庁や高山市の指導・助言を得た。
- 4、本計画の支援業務は株式会社イビソクに委託した。
- 5、本計画に係る図面等のデータは岐阜県が保管し、その著作権は岐阜県が保有している。
- 6、本計画で使用する用語標記等については、下記のとおりとする。
 - ・注釈は各章末に記載し、参考文献は巻末に掲載する。
 - ・初出の年号は 和暦（西暦）年 と記し、2回目以降の記載は和暦のみを記載し、（西暦）を省略する。
 - ・近世から残存する建物の整備を「復原」とし、指図に基づき整備することを「復元」と標記する。
- 7、本計画は、今後の史跡を取り巻く社会的環境の変化により、再検討や修正の必要が生じた場合には、適宜見直しを行う。

目次

第1章	計画策定の経緯・目的	
第1節	計画策定の経緯	1
第2節	計画の目的と計画の対象範囲	1
第3節	委員会の設置・経緯	3
第4節	他の計画との関係	7
第5節	計画の実施	9
第2章	史跡の周辺環境	
第1節	自然的環境	10
第2節	社会的環境	11
第3節	歴史的環境	16
第4節	周辺の文化財	20
第3章	高山陣屋跡の概要	
第1節	高山陣屋の概要	23
第2節	指定に至る経緯	29
第3節	指定の状況	31
第4節	指定地の状況（指定後の整備）	39
第4章	史跡の本質的価値	
第1節	史跡の本質的価値の明示	48
第2節	構成要素の特定	49
第5章	大綱・基本方針	
第1節	大綱	69
第2節	基本方針	70
第6章	保存管理	
第1節	保存管理の状況と課題	71
第2節	保存管理の方向性とその方法	72
第3節	現状変更等の取り扱い方針及び取り扱い基準	73
第7章	活用	
第1節	活用の現状と課題	77
第2節	活用の方向性とその方法	83

第8章 整備

第1節 整備の現状と課題	84
第2節 整備の方向性とその方法	85
第3節 屋根	85
第4節 庭の復原	88
第5節 近世から存続する建物	91

第9章 防災・防犯

第1節 防災の現状と課題	93
第2節 防犯の現状と課題	103
第3節 防災・防犯の方向性とその方法	104

第10章 運営・体制

第1節 運営・体制の現状と課題	105
第2節 運営・体制の方向性とその方法	106

第11章 経過観察・維持管理及び施策の実施計画

第1節 経過観察及び維持管理の方向性	107
第2節 経過観察の方法	107
第3節 施策の実施計画と方法	109

巻末資料

1. 高山陣屋関係年表
2. 高山陣屋新旧比較写真
3. 参考文献

第1章 計画策定の経緯・目的

第1節 計画策定の経緯

高山陣屋は、元禄8（1695）年に高山藩主であった金森氏の下屋敷を飛騨代官の治所としたのが始まりで、明治4（1871）年から筑摩県高山支庁の庁舎に転用され、同9（1876）年から岐阜県飛騨支庁、昭和17（1942）年に飛騨地方事務所、昭和30（1955）年に飛騨県事務所など、長期間行政施設として使用されてきた。しかし、昭和44（1969）年の飛騨県事務所の移転をきっかけに江戸時代以来の役所としての役割を終えた。

史跡高山陣屋跡（以下、「本史跡」という。）としての指定は昭和4（1929）年で、昭和45（1970）年から49（1974）年3月まで第一次整備工事が行われ、同年4月に一般公開が始まった。昭和54・55（1979・1980）年に岐阜県地方裁判所高山支部及び岐阜地方検察庁高山支部の移転に伴う追加指定があり、昭和54年から58（1983）年まで第二次整備工事が実施されている。また、平成元（1989）年に岐阜刑務所高山拘置支所が移転したため、平成元年から平成8（1996）年まで第三次整備工事が実施されている。令和4年度末までの延べ来訪者は1,900万人にのぼった。

本史跡には木造の現存建物や復元建物があり、平成23（2011）年に屋根葺替計画を策定しているが、防災・防犯、バリアフリーなどの新たな課題も生じていることから、本史跡を適切に保存・管理し、整備や活用につなげるため、文化財保護法第129条の2に基づき『史跡高山陣屋跡保存活用計画』（以下、「本計画」という。）を策定することとした。

第2節 計画の目的と計画の対象範囲

本計画は、本史跡の所有者及び管理団体である岐阜県が、本史跡の本質的価値と構成要素を明らかにし、それらを適切に保存・活用するとともに、次世代に継承することを目的として策定する。対象範囲は、原則として史跡指定範囲とする。詳細は後述するが、本史跡は岐阜県及び高山市が所有しており、それぞれの所有地は各自自治体での管理となる。しかし、史跡として一体的に保護することを考慮し、指定地全域を計画範囲に含める。また、策定にあたっては、高山市文化財課の協力を得て策定する。

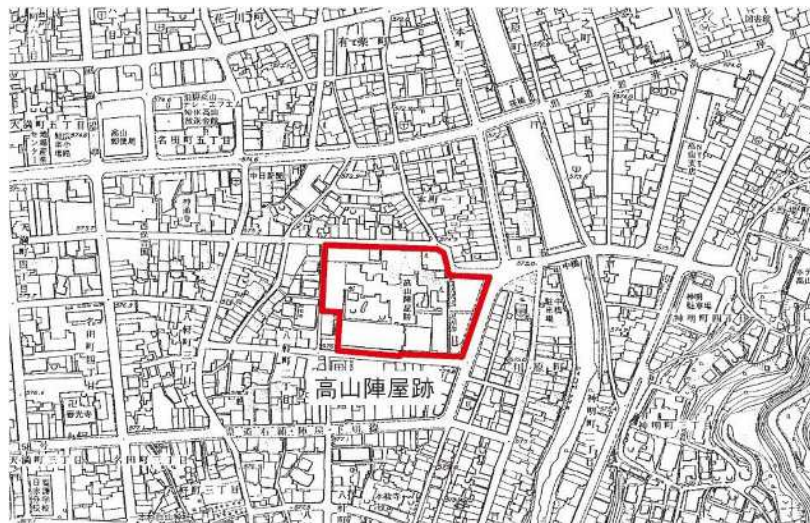


図 1 - 1 高山陣屋跡位置図

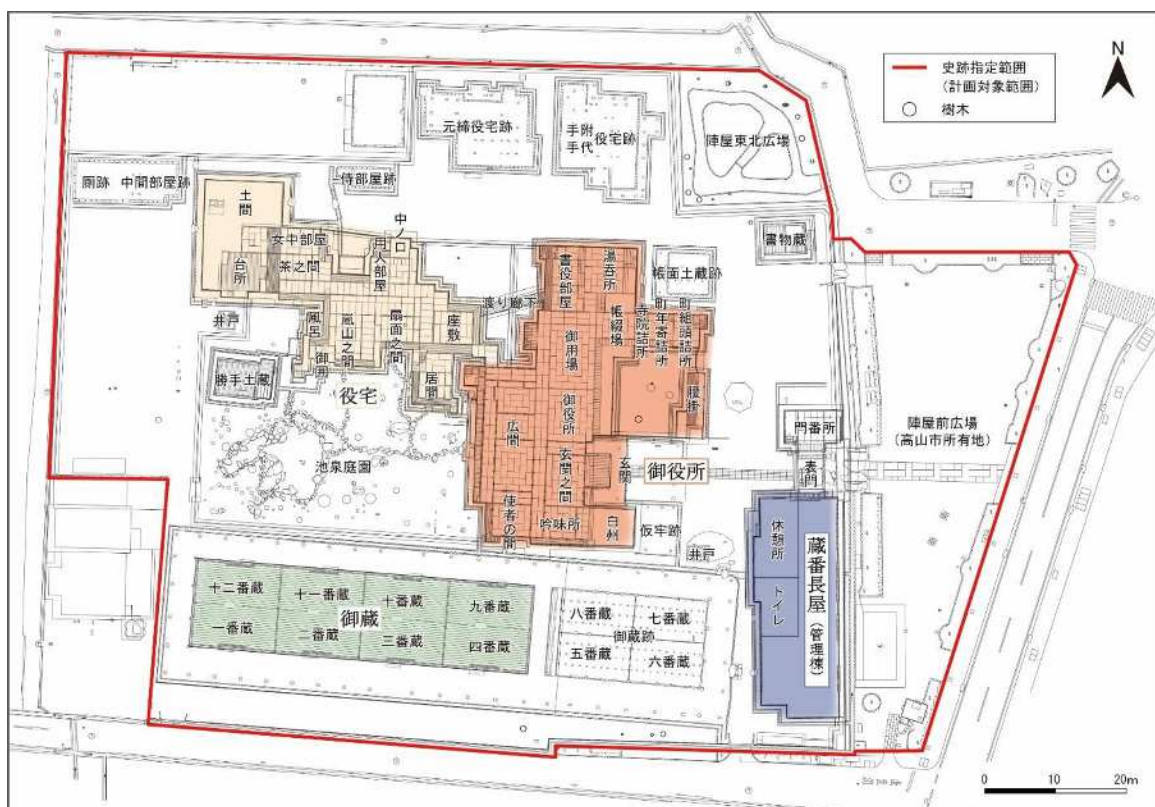


図 1 - 2 高山陣屋見取り図

第3節 委員会の設置・経緯

(1) 委員会の設置

本計画の策定にあたり、「史跡高山陣屋跡保存活用計画策定委員会」を設け、文化庁文化財第二課史跡部門文化財調査官及び高山市教育委員会文化財課をオブザーバーに迎え、助言を得た。

表1-1 史跡高山陣屋跡保存活用計画策定委員会名簿（五十音順・敬称略、任期：委嘱日（令和5年9月）から計画策定日（令和7年3月まで））

【委員】

氏名	所属	担当部門
秋山 晶則	岐阜聖徳学園大学教育学部 教授	近世史
瓜田 恵美	高山市立南小学校 校長	教育
川上 舟晴	合同会社こうこう舎 代表	整備・技術
中田 和子	高山商工会議所女性会 会長	観光
○福井 重治	高山市文化財審議会 会長	近世史
三浦 彩子	名城大学理工学部 准教授	建築
◎吉岡 泰英	元福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館館長	史跡整備
堀 祥岳	元高山陣屋管理事務所学芸専門職（令和6年4月～）	近世史

◎：委員長 ○：副委員長

【オブザーバー】

氏名	所属
浅野 啓介	文化庁 文化財第二課 史跡部門文化財調査官
押井 正行	高山市教育委員会 文化財課係長

【事務局】

氏名	所属
高井 哲也	岐阜県 環境生活部 県民文化局 文化伝承課長
小野木 学	岐阜県 環境生活部 県民文化局 文化伝承課 記念物保護係長
荻谷菜々子	岐阜県 環境生活部 県民文化局 文化伝承課 記念物保護係主査
松山 真也	高山陣屋管理事務所 所長
松田 直幹	高山陣屋管理事務所 管理調整係長
田代 凌大	高山陣屋管理事務所 管理調整係主事（令和5年9月～令和6年3月）
徳永文太郎	高山陣屋管理事務所 管理調整係主事（令和6年4月～）
松山 義治	高山陣屋管理事務所 主任営繕手
堀 祥岳	高山陣屋管理事務所 学芸専門職（令和5年9月～令和5年12月）
小松 侑未	高山陣屋管理事務所 学芸専門職（令和5年12月～）
矢嶋美智昭	高山陣屋管理事務所 学芸専門職（令和6年4月～）

史跡高山陣屋跡保存活用計画策定委員会設置要綱

(委員会の設置)

第1条 岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課（以下「文化伝承課」という。）が策定する史跡高山陣屋跡（以下「高山陣屋跡」という。）の保存活用計画について、県民や外部の有識者の参画を得て幅広く助言を求めるため、史跡高山陣屋跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 高山陣屋跡の保存活用に向けた方策に関すること
- (2) その他、保存活用計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の号に掲げる者のうちから文化伝承課長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 地域を代表する者
- (4) その他文化伝承課長が必要と認める者

3 委員の任期は、選任の日から活用計画策定の日までとし、原則として第6条に規定する開催期間中、同一の者に継続して委員会への参加を求めるものとする。

4 委員の欠員があった場合、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会の参加者はその互選により委員長及び副委員長を定める。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 委員長は必要があると認めるときは委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議)

第5条 委員会は文化伝承課長が招集する。

2 委員会は必要に応じてオブザーバーを設置し、意見を求めることができる。

(委員会の存続期間)

第6条 会議の開催期間は概ね2年間とし、目的が達成されたのちは速やかに解散するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化伝承課において処理する。

(謝金及び旅費)

第8条 委員が委員会に出席したときは、県の定める規定により、予算の範囲内で謝金を支給する。

2 委員が委員会に出席したときは、県の定める規定による旅費を支給する。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、文化伝承課長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

(2) 委員会の審議経過

本計画の策定事業は、令和5・6（2023・2024）年に国庫補助事業として採択され、合計5回の委員会を開催した。審議経過は下記のとおりである。

表1-2 史跡高山陣屋跡保存活用計画策定委員会 経過

	日程	審議内容
第1回	令和5年10月27日（金） 10:00～12:00 於：高山陣屋管理事務所	・ 委員長の選出 ・ 第1～3章について ・ 本質的価値について
第2回	令和6年2月22日（木） 13:30～15:30 於：高山陣屋管理事務所	・ 第1～3章の修正について ・ 第4～6章について
第3回	令和6年6月19日（水） 10:00～12:00 於：高山陣屋管理事務所	・ 第1～6章の修正について ・ 第7～9章について
第4回	令和6年10月9日（水） 13:00～15:00 於：高山陣屋管理事務所	・ 第1～9章の修正について ・ 第10～12章について

	日程	審議内容
第5回	令和6年12月20日（金） 13:00～15:00 於：高山陣屋管理事務所	・ 前回までの指摘事項について ・ 全体を通じて

委員会の様子



写真1－1 第1回委員会



写真1－2 第1回委員会（現地協議）



写真1－3 第2回委員会



写真1－4 第3回委員会



写真1－5 第4回委員会



写真1－6 第5回委員会

第4節 他の計画との関係

本計画に係る上位計画として、岐阜県が策定する『「清流の国ぎふ」創生総合戦略』が、関連計画として『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（高山都市計画区域マスタープラン）』、高山市が策定する『高山市第八次総合計画（高山市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020～2024 年度）』、『高山市歴史文化基本構想（文化財保存活用計画）』、『第3期高山市教育振興基本計画』、及び『高山市歴史的風致維持向上計画（第二期）』が挙げられる。本計画は、これらの計画と関連付けながら本史跡の保存活用計画として策定し、位置付けるものである。

なお、本計画は文化財保護法及び『岐阜県文化財保存活用大綱』と整合するものと位置付ける。

（１）上位計画

【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】

岐阜県では、平成 20 年度に人口減少・少子高齢化に着目した「岐阜県長期構想（2009～2018 年度）」（以下、「長期構想」という。）を策定し、全国に先駆けて人口減少時代のさらなる進展を見据えた取り組みを開始した。その後、長期構想の計画期間が満了する平成 30 年度には、『「清流の国ぎふ」創生総合戦略（2019～2023 年度）」（以下、『「清流の国ぎふ」創生総合戦略 2019」という。）を策定し、「人づくり」、「地域づくり」、「魅力と活力づくり」を政策の柱に据え、人口減少・少子高齢化への対策を通じた地域活力の創出とともに、安全・安心でかつ持続可能な「清流の国ぎふ」づくりを着実に推進してきたところである。

しかしながら、人口減少・少子高齢化の深刻化はもとより、令和 2（2020）年 2 月に岐阜県で初めて陽性者が確認された新型コロナウイルス感染症との長きにわたる闘いをはじめ、ウクライナ危機という世界規模での難局を迎え、これらの諸課題に対処した今後の新たな政策の方向性を示すため、『「清流の国ぎふ」創生総合戦略 2019』の終期を 1 年前倒し、令和 5 年から今後 5 年間の本戦略を策定した。

岐阜県の最重要総合計画である本戦略の柱である「地域にあふれる魅力と活力づくり」に掲げる地域の魅力・清流文化の創造・伝承・発信の施策として、本史跡の保存活用計画策定を位置付け、本計画に基づき具体的対策を講ずることとする。

（２）関連計画

【都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（高山都市計画区域マスタープラン）】

都市計画法第 6 条の 2 に基づき県が策定する。「高山市第八次総合計画」の内容を踏まえつつ、「人・自然・文化がおりなす 活力とやさしさのあるまち 飛騨高山」を基本理念としている。本史跡が所在する伝統的建造物群保存地区、市街地景観保存区域（高山市市街地景観保存条例）については、保存計画に基づく修理・修景事業などにより保存を図るとともに復元に努め、歴史的景観の保全を進めるとしている。

【高山市第八次総合計画（高山市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020～2024 年度）】

市政運営の最上位計画であり、市民が主役という考えのもと、多様な主体の協働によるまちづくりとともに先人が築いた歴史的財産の継承による新たな魅力や個性の創造、市民が希望を持ち

豊かに暮らせる自立したまちづくりを基本理念とし、具体的施策を掲げている。平成 27 年度から令和 6 年度までの現計画では、「心身の健康と文化、教育で心豊かな暮らしを実現する」重点戦略の一つとして、「歴史・伝統の保存、継承、活用」を掲げ、歴史的町並みをはじめとした歴史遺産の保存活用、伝統的な大工技術を利用した修景整備を推進している。なお、令和 6 年度に第九次総合計画の策定を予定している。

【高山市都市基本計画】

都市計画法第 18 条の 2 に基づき市町村の都市計画に関する基本的方針を定めたものであり、『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（高山市都市計画区域マスタープラン）』並びに『高山市第八次総合計画（高山市まち・ひと・しごと創生総合戦略）』に位置付ける歴史的・文化的資源の保存・活用を図るとしている。

【高山市歴史文化基本構想（文化財保存活用計画）】

本構想は『高山市第八次総合計画』を上位計画とし、歴史・伝統の保存、継承、活用施策の指針と位置付けられる。基本理念を「こどもたちが誇りを持って語ることができるふるさと「飛騨高山」とし、長い歴史の中で育まれた貴重な文化財の保存・継承を図るため、文化財の調査、適切な保存管理、計画的な維持修理、防災性能の担保、文化財の普及啓発の必要性を明示している。

【第 3 期高山市教育振興基本計画】

令和 2 年度から 6 年度までの 5 年間を計画期間として、5 つの計画的方向性の中に「歴史遺産と伝統文化が暮らしに息づく「飛騨高山」を守り伝え」ることを掲げ、これに関連して史跡などの滅失を防ぐための公有化や歴史を学ぶ機会の充実を具体的に挙げている。なお、令和 6 年度に第 4 期基本計画の策定を予定している。

【高山市歴史的風致維持向上計画（第二期）】

この計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）に基づき、地域の文化財を調査把握するとともに、周辺環境を含め総合的な保存・活用を図る基本理念のもと、本史跡を含めた旧高山城下町を重点区域と定め、歴史的風致の維持及び向上を図ることにより、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進することとしている。なお、令和 6 年度に、第二期計画の策定を予定している。

【岐阜県文化財保存活用大綱】

文化財保護法第 183 条の 2 に規定される「文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱」として令和 3（2021）年 3 月に岐阜県文化財保存活用大綱を策定した。ここでは、地域経済の担い手の減少や自然災害の頻発をはじめ様々な課題への対策が求められる状況下において、以下の内容に関する具体的な措置を示している。

知る	文化財の正確な把握、文化財の情報発信、文化財の魅力に触れる機会の充実
守る	保護の徹底、「文化財保存活用計画」の作成の促進、文化財のデジタルアーカイブ化、県と市町村等の連携の強化、災害を見据えた体制づくり
育てる	担い手の育成、専門人材の育成・充実、県民が文化財の保存・活用に参加できる仕組みづくり、学校教育・社会教育との連携
活かす	人づくりへの寄与、まちづくりの推進、観光振興との連携の促進

(3) その他

【国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン】

文化財は、古来より脈々と受け継がれる歴史・文化を国民的財産として確実に次世代に継承するための対策が求められる。そのため、我が国では近代以降の文化財保存の柱として、保存修理と防災、特に防火対策を推進した歴史を持ち、明治から大正にかけて東大寺金堂の解体修理に伴う小屋内ドレンチャー設備などの消火設備をはじめ、自動火災報知設備の設置を推奨してきた経緯がある。

戦後の GHQ 占領下における昭和 23（1948）年の消防組織法施行により、それまでの警察組織から消防機能が分離され、市町村主体の消防組織の誕生とともに、消火対策と火災予防の両輪で消防機能が強化されることにつながっている。それを踏まえて施行された消防法では、火災の予防・警戒・鎮圧を柱に掲げ、国民の生命、身体及び財産の保護、火災又は地震などの災害による被害の軽減、災害などによる傷病者の適切な搬送による安寧秩序の保持を目的としている。文化財建造物の防火対策は、昭和 36（1961）年に公布された消防法施行令により文化財建造物が防火対象物として位置付けられ、自動火災報知設備と消火器又は簡易消火用具の設置が義務付けられている。これ以後も、義務設置の設備に加え、任意の消火設備などの設置が進められている。

こうした中、平成 20（2008）年、中央防災会議において、大規模地震発生時の市街地大火からの延焼被災の可能性が指摘されたことや、平成 31（2019）年のフランスのノートルダム大聖堂の火災発生を踏まえ、文化財建造物防災設備緊急点検が実施されたほか、令和元年には文化財が持つ固有のリスクに応じた対応策を盛り込んだ防火対策ガイドラインが策定されている。

本史跡においても、屋根、外壁などの材料が木材であるという特殊性を鑑み、近隣火災からの延焼拡大を防止するための任意の消火設備の充実に取り組んできた。

第 5 節 計画の実施

本計画の期間は、令和 7（2025）年 4 月 1 日から令和 17（2035）年 3 月末までの 10 年間とする。なお、本計画は本計画に基づく本史跡の保存・活用の取り組みの実施状況や文化財保護行政上の課題等を踏まえ、適宜見直しを行うとともに改訂を行う。

第2章 史跡の周辺環境

第1節 自然的環境

(1) 位置及び面積

本史跡が所在する高山市は岐阜県の北部に位置しており、平成の合併により旧高山市に隣接した2町7村が統合したことで、東西約81km、南北に約55kmに及び、総面積は2,177.61km²と県下第一の面積を有している。北は飛騨市、白川村、東は長野県、南は下呂市、郡上市、そして西は福井県と隣接している。

(2) 地勢

高山市は県北部の山間地に位置し、面積の92%が森林で構成され、本県を代表する乗鞍岳、穂高連峰など標高3,000mを超える飛騨山脈が長野県境に連なり、溪谷や峠など地理的にも変化と起伏に富んだ地域といえる。

市街地である高山盆地は、盆地東部の城山地区、江名子地区、山口地区をはじめ西部の中山地区丘陵を含めた海拔750m以下の地形一帯を指す。この高山盆地の南側に位置する位山山脈くさいやまは太平洋側と日本海側の分水界となっており、中央部を流れる宮川は北の神通川をたどり富山県まで、さらに南部を流れる飛騨川は木曽三川をたどり、遠く伊勢湾までの流路を形成している。

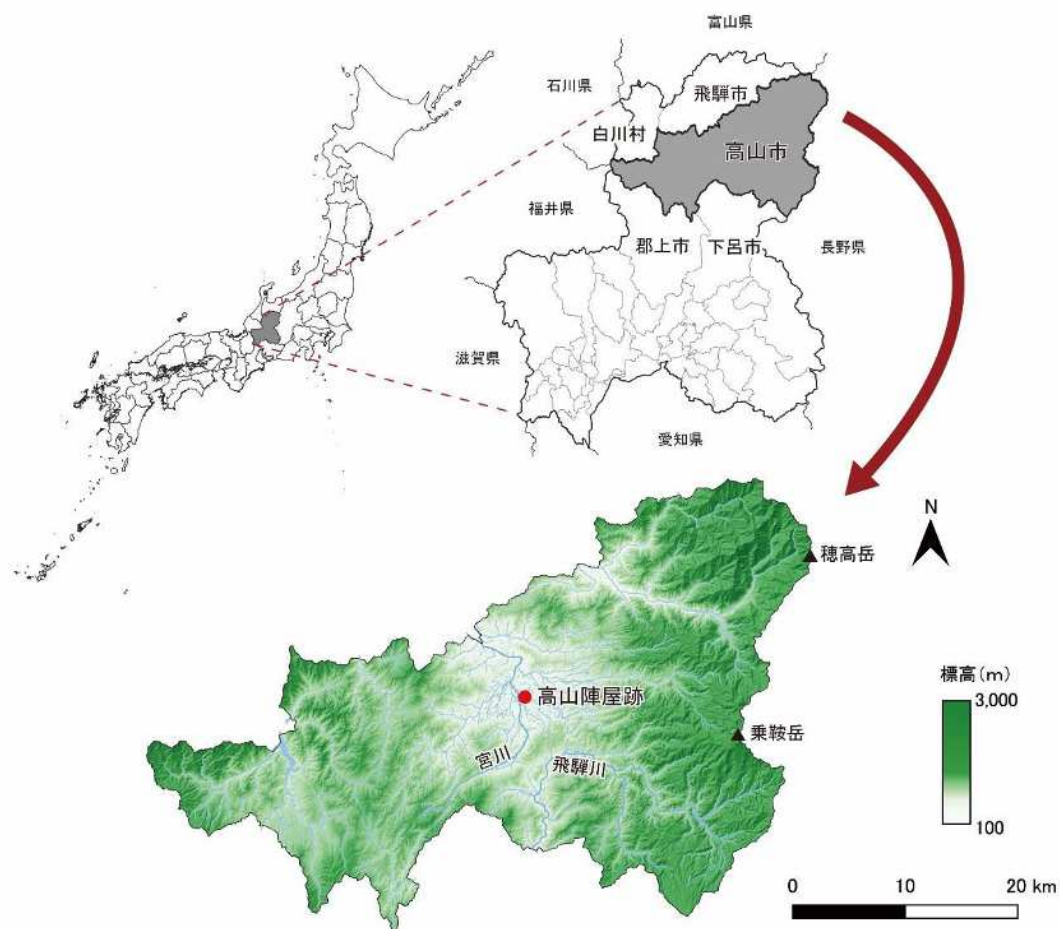


図2-1 位置・地形図

（３）気象

高山市の気候は、海拔の高い地区が多いため夏は冷涼で、冬は厳寒な地域が多い。全体的には内陸性気候であり、特に市街地は盆地のためその特徴が顕著に現れる。飛騨山脈をはじめ標高の高い地域は山岳気候となる。

ここ最近では春から秋にかけて気温の高い状態が続き、気温が低い状況は一時的となっている。まさに世界的な気候変動の影響が否めない状況下であり、夏のゲリラ豪雨や大型台風が頻発している。これにより、本史跡をはじめとする歴史遺産の保存活動への影響が懸念されるところである。

平成 3（1991）年から令和 2 年までの気象庁の統計によれば、気温は年平均で 11.4℃と県内の都市部に比べて涼しく、夏（6～8 月）の平均気温は 22.5℃、冬（12 月）の平均気温は 1.6℃である。降雪は 12 月から 2 月にかけてみられる。

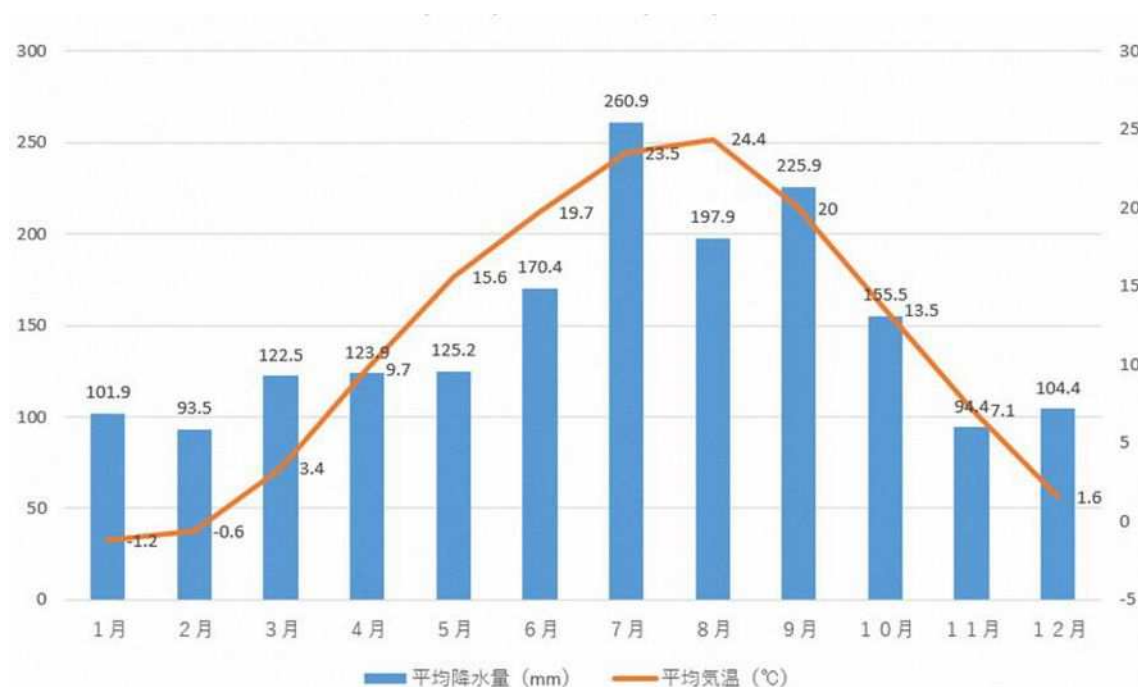


図 2－2 高山市の年間の平均降水量と平均気温（平成 3 年から令和 2 年の平均値）

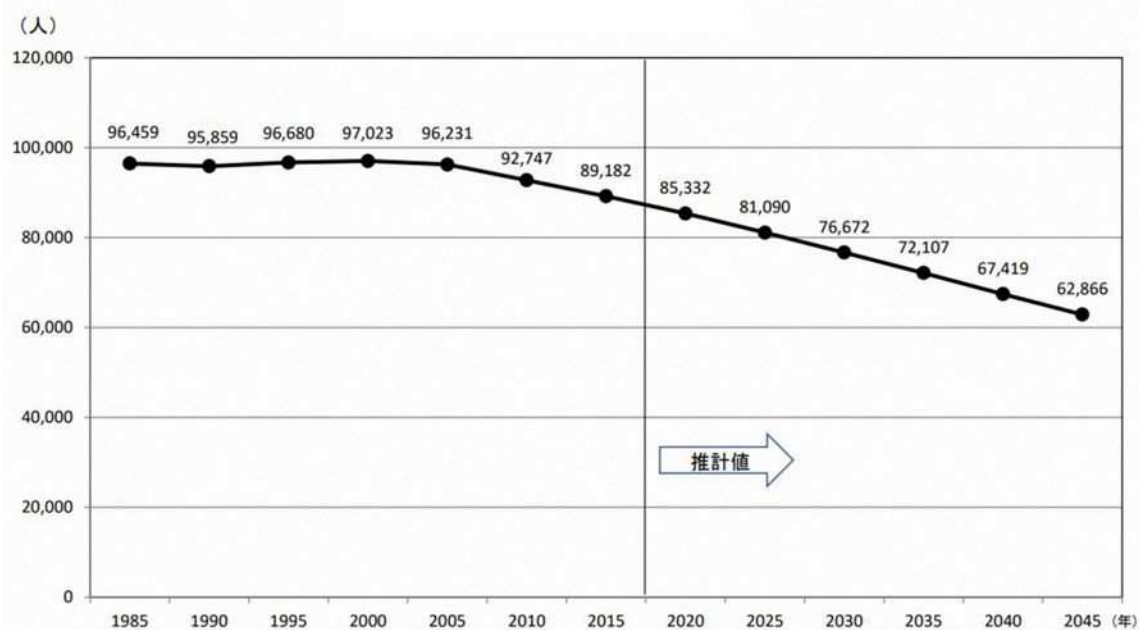
気象庁 HP より作成

第 2 節 社会的環境

（１）人口動態

高山市の人口は、平成 17（2005）年まで約 9 万 6 千人規模を維持していたが、その後は減少傾向に転じ、平成 27（2015）年の国勢調査では 9 万人を下回っている。平成 30（2018）年 3 月の将来推計によれば、令和 22（2040）年に 7 万人を下回ると推計されている。

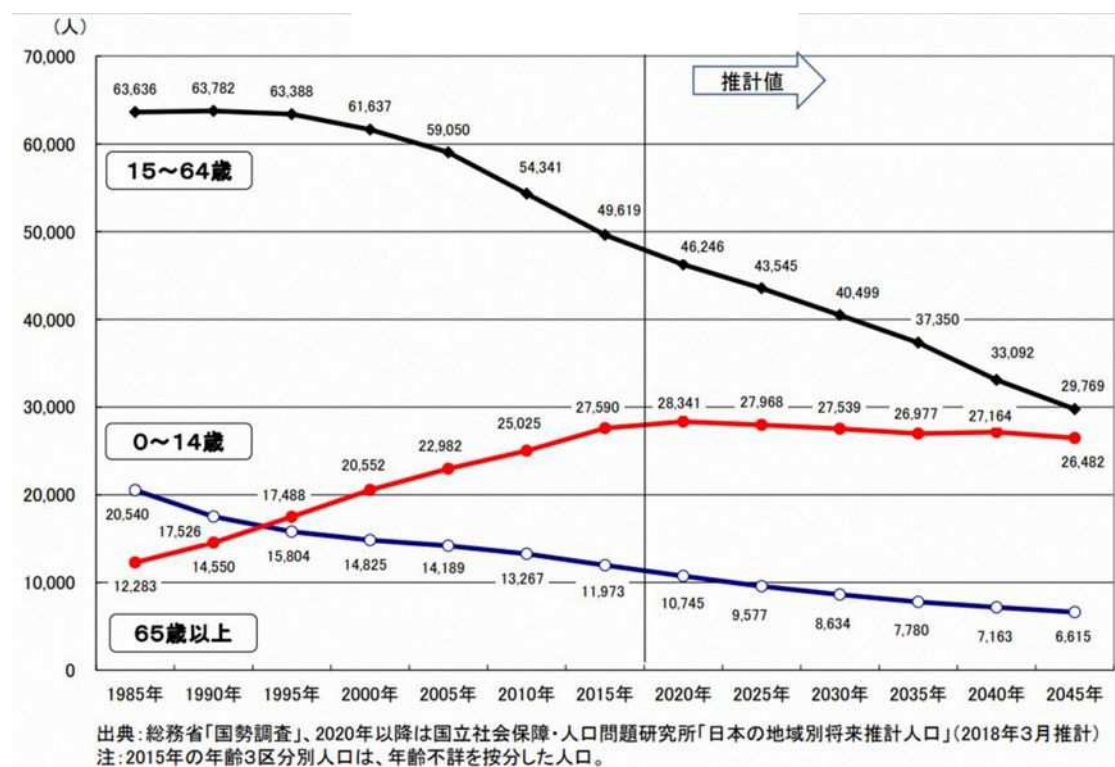
年齢別人口の見通しとしては、65 歳以上の人口が令和 2 年の約 2 万 8 千人をピークにやや横ばいとなる見込みであるが、その一方、0 から 64 歳の将来世代に関しては大きく減少の一途をたどり、さらなる少子高齢化の進行が現実化している。



出典：総務省「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2018年3月推計)

図2-3 高山市の人口（男女計）

統計からみた高山市の現状（岐阜県環境生活部統計課 2023年11月更新）より引用



出典：総務省「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2018年3月推計)
注：2015年の年齢3区分別人口は、年齢不詳を按分した人口。

図2-4 高山市の年齢3区分別人口の推移（高山市）

統計からみた高山市の現状（岐阜県環境生活部統計課 2023年11月更新）より引用

（２）産業

高山市の第１次産業では、自然豊かな地域特性や高冷地の寒暖差のある気象条件を活かし、ホウレンソウやトマト、リンゴや桃など果物を中心とした農業生産が盛んである。林業では、市の約 92%を占める森林資源の活用に向け、地域産材を活用した住宅建築の需要も増えている。畜産業では、全国的にブランド化が定着した「飛騨牛」の人気は高い。

第２次産業では、豊富な山林資源を活用した木工加工技術の研鑽が盛んであり、古来より「飛騨匠」と称される優れた技術の継承が続いている。高山を代表する地場産業ともいえる木工製品は、木材の圧縮や曲木加工を施した椅子、テーブル、応接家具をはじめ、国の文化財に選択されている飛騨春慶、一位一刀彫はこの地を代表する特産品といえる。

第３次産業では、高山市が飛騨地域の中核的な商業拠点となり、観光客の回復や個人消費の増加に一層の期待を寄せているところである。平成 31・令和元年には、年間を通した観光客入込み者数が 473 万 3 千人と平成 17 年 2 月の市町村合併以降の統計で過去最多を記録している。外国人観光客も 61 万 2 千人と大幅な増加を記録している。この年は、今上陛下の御即位という時代の転換期を迎え、ゴールデンウィークが 10 連休となったことをはじめ、「高山祭屋台の特別曳き揃え」イベントが開催されるなど観光客入込み者数の増加要因が重なったといえる。

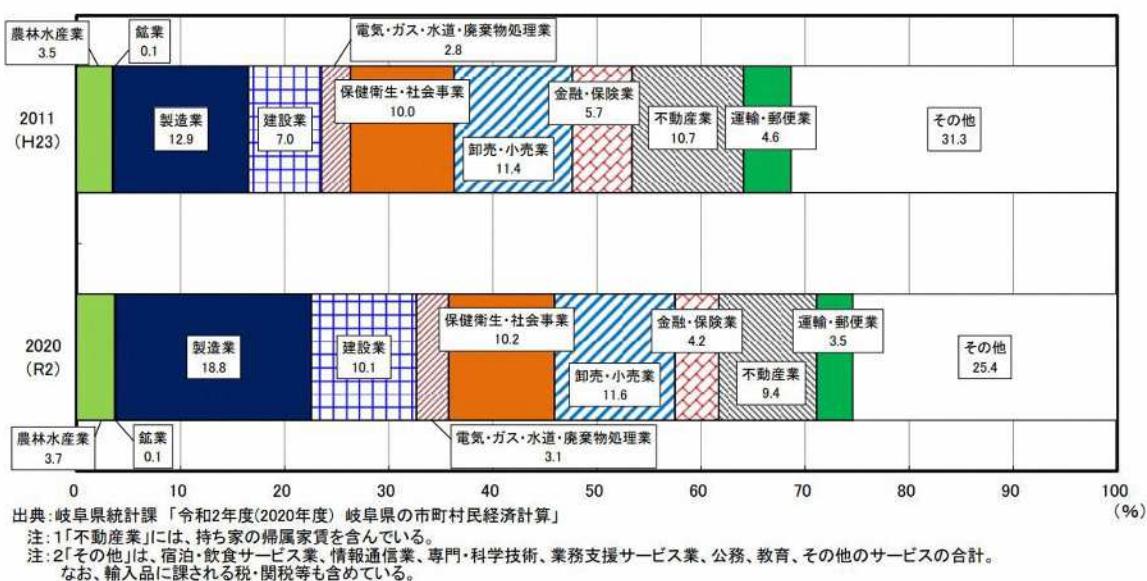


図 2-5 高山市の市町村内総生産の経済活動別構成比

統計からみた高山市の現状（岐阜県環境生活部統計課 2023 年 11 月更新）より引用

（３）観光

高山市は、「飛騨匠」と称された大工一門による社寺建築や豪華絢爛な姿を残す高山祭屋台をはじめ、飛騨春慶や一位一刀彫などの伝統工芸品や民芸品の宝庫であるほか、江戸時代から伝統を受け継ぐ造り酒屋や飛騨牛のブランド化により、国内有数の観光地として多くの観光客が訪れている。特に、高山市の日本遺産「飛騨匠の技・こころ」の構成文化財の数々を目当てに、平成 17 年の市町村合併後の統計によれば年間 400 万人規模の観光客が訪れ、観光消費額は平成 31・令和元年に 1 千 13 億円に及び、高山市の経済活動には不可欠な要素となっている。

令和 2 年から同 4 年にかけては、長引くコロナ禍の影響を受けたが、その後の世界的な感染状況の落ち着きや、国内における感染症法上の位置付け見直しにより、同 5 年の観光客数や観光消費額はともに大きな増加に転じている。



図 2－6 高山市の年間の観光客数と年間観光消費額（平成 17 年から令和 4 年の平均値）
高山市観光統計より作成

(4) 交通

平成 20 年に日本海側から太平洋側へと本県を縦断する東海北陸自動車道が全線開通したことに加え、本県を横断する中部縦貫自動車道や東海環状自動車道の整備促進により、中部圏域のみならず関東圏や関西圏からのアクセスが各段に向上している。

近年の高山陣屋来館者の約 4 割を占める外国人旅行客は、高山や白川郷を周遊する観光ツアーを利用しているケースが多く、観光バスや個人ハイヤーの移動時間の短縮に寄与していることは言うまでもない。

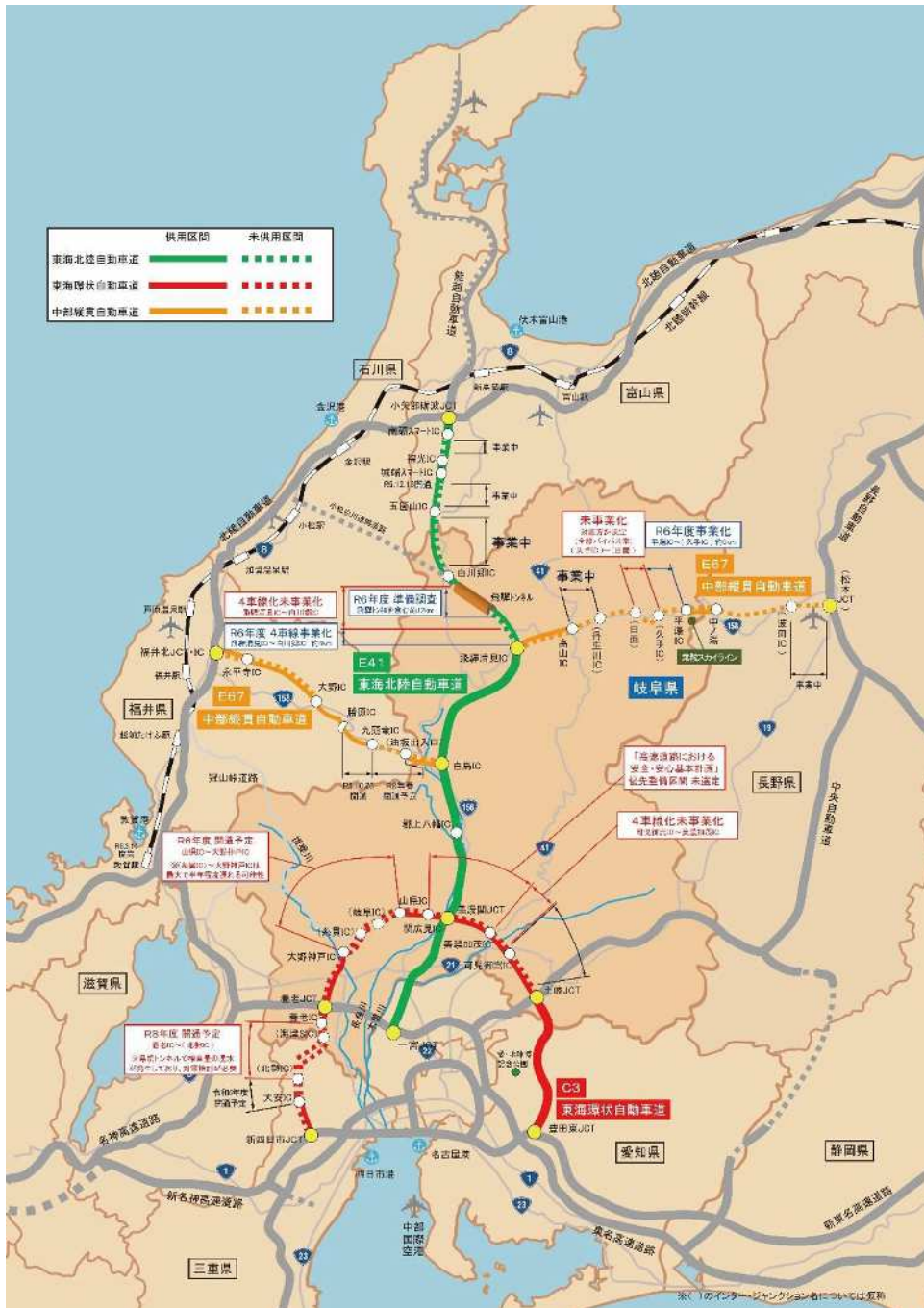


図 2-7 交通図 岐阜県の高規格幹線道路地図（令和 6 年 4 月 1 日現在）より引用

第3節 歴史的環境

(1) 古代

高山盆地における古代遺跡の立地をみると、縄文時代の遺跡として知られる糠塚遺跡(片野町)や垣内遺跡(上野町)、弥生時代の遺跡であるツルネ遺跡・薬師野遺跡・向畑遺跡・ひじ山遺跡(江名子町)、赤保木遺跡(赤保木町)、ウバガ平遺跡・野内遺跡(上切町)のように、盆地周縁の山間部あるいは山麓での遺跡の検出が多い。

弥生～古墳時代にかけての集落遺跡の動態を上切町の遺跡群で検討すると、河川支流の谷戸に面した丘陵先端部や緩斜面から、沖積平野に面した丘陵先端部や緩斜面及び自然堤防などの微高地へと遺跡立地が変化している。

古墳時代の遺跡は、5世紀中葉以前に築造された大型古墳として国府町の三日町大塚古墳(3世紀築造の可能性も指摘される前方後円墳)や亀塚古墳(円墳)が知られる。高山盆地においては、冬頭王塚古墳や赤保木古墳群など5世紀中葉～後半の中小規模の円墳や方墳が群集墳として確認されている。この段階までの古墳はいずれも竪穴式石室をもつ古墳だが、6世紀になると飛騨市古川町の信包八幡神社古墳をはじめ横穴式石室が導入される。6世紀後半には美濃地域からの影響を受けた横穴式石室の構造をもつ国府町のこう峠口古墳など、首長墳とみられる大型古墳が国府古川盆地を中心に7世紀にかけて造営される。

7世紀後半から建立が進む古代寺院も国府古川盆地を中心に造営が展開するが、高山盆地周辺でも三仏寺廃寺(三福寺町)の建立が確認されている。古墳や古代寺院の分布から、古墳時代から飛鳥時代にかけての飛騨国における政治経済的な中心は国府古川盆地にあったとみることができ。『和名類聚抄』にみえる古代飛騨の郡郷からも、大野郡4郷・荒城郡7郷・益田郡2郷と設置された郷数の偏りがわかり、荒城郡(のち吉城郡)に人口の比重があったことが裏付けられる。

その政治的中心性が高山盆地に移ってくると考えられるのが、8世紀半ばの国分寺造営の段階である。飛騨国造を称する大野郡大領が国分寺建立に関与しており、当時の飛騨国における政治的な求心力が大野郡を基盤とする氏族にあったことが窺える。

古代飛騨国府については、現在の高山市国府町広瀬町の小字に「こう」地名があり、飛騨国府が現在の国府地域から高山盆地へと移転したと考える説もある。現在までに国府跡などの国衙遺構は発掘調査によって検出されておらず、今後の調査によって遺構や国府に関連する遺物の出土があることを期待したい。

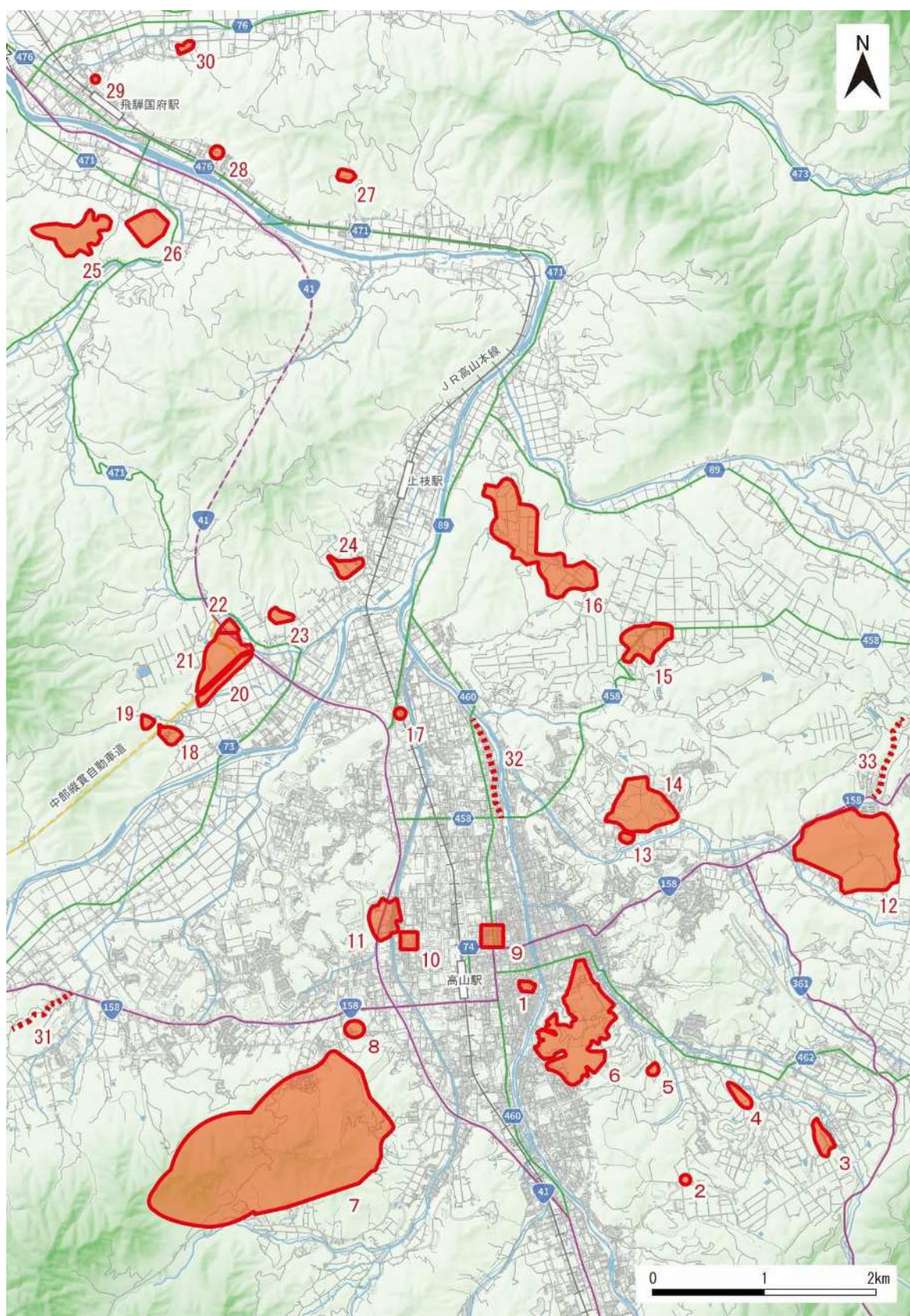


図 2－8 本史跡周辺の主な遺跡
(図中の番号は表 2－1 と対応している)

表 2－1 本史跡及び周辺の主な遺跡一覧

No.	遺跡名称	時代
1	高山陣屋跡	近世
2	糠塚遺跡	縄文・弥生
3	向畑遺跡	縄文
4	ひじ山遺跡	縄文・弥生
5	ツルネ遺跡	縄文・弥生・古代
6	高山城跡	中世
7	松倉城跡	中世
8	小糸坂古窯跡	近世
9	飛騨国分寺跡	古代
10	飛騨国分尼寺跡	古代
11	古館遺跡	古代
12	鍋山城跡	中世
13	三仏寺廃寺跡	古代
14	三仏寺城跡	中世
15	垣内遺跡	縄文・古代
16	松本上野遺跡	縄文
17	冬頭王塚古墳	古墳
18	赤保木遺跡	縄文
19	赤保木古窯跡群	古代
20	野内遺跡	縄文・弥生・古墳・古代・中世
21	三枝城跡	中世
22	ウバガ平遺跡	縄文・弥生・古墳・古代
23	上切寺尾古墳群	古墳
24	中切上野遺跡	縄文・古代
25	寺洞砦跡群	中世
26	広瀬城跡	中世
27	光寿庵遺跡	古代
28	こう峠口古墳	古墳
29	亀塚古墳	古墳
30	三日町大塚古墳	古墳
31	郡上街道	近世
32	越中街道	近世
33	平湯街道	近世

（２）中世

中世の高山盆地の状況については、文献資料からも明らかにならない。鎌倉幕府は楽人の多^{おおのよし}好^{かた}方に荒城郷地頭職を与え、南北朝時代には室町幕府が荒城郷に安国寺を設置する中で、国府古川盆地が各勢力のせめぎあう領域になっていく。応永 18（1411）年の応永飛騨の乱では、古川盆地を拠点とする古川^{ただつな}綱（註 1）が室町幕府の命を受けた守護京極氏に制圧される。守護京極氏はこの段階で出雲・隠岐の守護を兼務しており、飛騨では実質的には守護代の多賀氏が統治にあたっていたと考えられる。守護方の拠点となった守護所については文献、遺構ともに検討する材料をもたないものの、北飛騨の高原郷から荒城郷にかけて江馬氏、小島郷・小鷹利郷・古川郷に姉小路三家、広瀬郷に広瀬氏、また益田郡において三木氏の勢力がそれぞれ勢力拡大を図ろうとしている状況を勘案すると、守護所が高山盆地周辺にあった蓋然性が高いと考えられる。

守護京極氏が文明年間（1469～1487）以降、京極騒乱といわれる家中の混乱の中で勢力を後退させる一方で、飛騨国内では三木氏が勢力を北上させ、16 世紀前半には高山盆地は三木氏の勢力下に置かれたとみられる。三木^{よりつな}自綱は天正 7（1579）年に松倉城を築城し、さらに天正 10（1582）年のいわゆる八日町の戦いで江馬輝盛を制圧して飛騨国内をほぼ統一した。

（３）近世

天正 13（1585）年、豊臣秀吉の命を受けた金森^{かなもりなが}長近は越中富山から八尾・二ツ屋街道を経て飛騨に侵攻し、三木自綱を追討する。長近は秀吉から打診された飛騨の知行を一旦は拒むものの、天正 14（1586）年に改めて飛騨拝領が定まり、初代高山藩主となった。慶長 7（1602）年からは 2 代藩主^{ありしげ}金森可重（註 2）が飛騨統治を任せられ、3 代藩主重頼の代までに城下町や藩の統治機構が整備されていった。

元禄 5（1692）年、106 年間続いた高山藩の時代は、6 代藩主^{よりとき}金森頼^{ただあつ}畧の出羽国上山への転封により終焉を迎える。飛騨は幕領となり、関東郡代伊奈半十郎忠篤が代官を兼任し、以後明治維新まで 25 代の代官・郡代が幕領の統治のため赴任してきた。元禄 8 年には、それまで加賀藩が在番を命ぜられていた高山城が破却され、三之丸にあった米蔵は、新たに幕府支配の会所となった旧金森家下屋敷付近に移築された。

当初は小さな本陣会所とその周囲に手代の長屋がある程度の役所建物であったが、享保年間（1716～1736）の役所建物の改築を経て、元文 3（1738）年には代官の常住が命ぜられたため、同 4（1739）年には役宅に相当する「本家」建物が増築されている。その後、文化 13（1816）年に役所の建て替え、文政 13（1830）年には役宅の改築がなされた。

この間、明和 8（1771）年から寛政元（1789）年には、8 年にわたって明和騒動・安永騒動・天明騒動といわれる百姓一揆、いわゆる大原騒動が発生した。騒動の背景には、山林資源の枯渇により元伐の休止を余儀なくされた山方村の休山令に対する反発や、検地に対する反対があった。ただし、地域によって直面した課題も異なり、利害関係の相違から飛騨三郡の村々の連帯が当初から果たされていたわけではなかった。安永 2（1773）年には江戸において老中松平武元への駕籠訴も決行され、徒党・強訴・逃散を禁じる幕府の法令に準じて、百姓側の頭取ら当事者には厳しい処罰が施された。寛政元年、百姓らは再度老中へ駕籠訴を決行し、それにより郡代側と百姓側の吟味が行われた。その結果、郡代大原亀五郎の流罪をはじめ、郡代側に打首・追放・解職等

の判決が下った。

（４）近現代

慶応 3（1867）年の大政奉還を受けて、高山陣屋では新見郡代が慶応 4（1868）年 1 月に江戸へ退去し、2 月には東山道鎮撫使として竹澤寛三郎が飛騨を接收して高山陣屋に入った。このとき陣屋門前に掲げられたのが「天朝御用所」の高札であった。竹澤はわずか 1 か月足らずで交替を余儀なくされ、3 月には梅村速水が入国する。同年 5 月には飛騨一国を県域とする飛騨県が設置され、6 月には高山県と改称された。

初代高山県知事となった梅村速水は、商法局の設置と商品の専売制や郷兵制の実施、人別米・山方米の廃止など新しい施策を次々と打ち出したが、旧慣を重視する階層には受け入れられず、明治 2（1869）年 2 月の梅村騒動により知事を解任されるに到った。後任の知事となった宮原積は、商法局の廃止や人別米・山方米の復旧などにより民心の安定を図った。

高山県は、明治 4 年には信濃国諏訪郡・伊那郡・筑摩郡・安曇郡と合併して筑摩県となった。明治 9 年には府県廃合によって筑摩県は廃止され、飛騨三郡が岐阜県に移管されて新しい岐阜県が誕生した。

昭和 9（1934）年には長年にわたり建設促進運動が続けられた高山線が全通して、鉄道の開通による地域の近代化が期待された。昭和 11（1936）年には大名田町と高山町が合併して高山市が誕生した。昭和 18（1943）年には上枝村とも合併した。

太平洋戦争の最終局面では高山にも爆撃予告のビラがまかれたが、終戦により爆撃は免れた。

戦後、昭和 23 年には乗鞍登山バスが開通し、高山は飛騨山脈登山の窓口として登山客で賑わうようになっていった。昭和 45 年からの国鉄による観光キャンペーン「ディスカバリージャパン」や昭和 47（1972）年の環境保全基本条例・市街地景観保存条例制定の前後には「宮川を美しくする会」や町並保存会が相次いで結成され、住民主導の町並保存の動きが、昭和 54 年の三町伝統的建造物群保存地区選定に結実した。

昭和 61（1986）年には高山市国際観光都市宣言が策定され、英語の観光パンフレットが整備されるなど、国際観光都市としての取り組みが展開していく。平成 8 年からはバリアフリーのまちづくりも開始され、官民一体となった誘客の取り組みが進められた。

平成 17 年 2 月には 1 市 9 町村が合併し、全国で最も広い面積をもつ自治体となる新しい高山市が誕生した。

第 4 節 周辺の文化財

高山文化は、金森氏の影響により京文化を、幕領になってからは江戸文化の影響を受けた。金森氏移封後は、高山は町人地としてその性格を強め、町人の豊かな財力は、高山文化の発展を担った。京文化と江戸文化が流入し、これに高山町人の財力が加わり、地元が育て上げたものが高山文化である。この文化の形成には、権力者の変遷や町人の財力だけでなく、「飛騨匠」の存在も大きい。「飛騨匠」の木工技術の高さは高山祭の屋台や春慶塗り、一位一刀彫などに代表される。「飛騨匠」の卓越した技術と感性により生みだされた伝統的建築物や伝統工芸品の数々から体感する 1300 年の歴史ストーリーは、「飛騨匠の技・こころ」をキャッチフレーズとして平成 28（2016）

年に日本遺産に認定され、高山陣屋の御蔵も構成要素に登録されている。

高山文化の代表例には、重要無形民俗文化財の高山祭の屋台行事、重要文化財の町家などが挙げられる。豪華な屋台は、高山町人の文化における財力と技巧の結集である。町家の中には、重要文化財の日下部家住宅、吉島家住宅、洲さきなど近代の建造物が多く、これらを含む歴史的町並みは、現在は伝統的建造物群保存地区として近世町家の雰囲気を伝えている。また、市街地から離れると、飛騨高山の野外博物館「飛騨民俗村・飛騨の里」が整備されており、園内には近世から近代の建造物が移築されている。

上記の建造物の中には、本史跡と同じく板葺き屋根の建造物もある。詳細は第3章第4節の「指定地の状況（指定後の整備）」で触れるが、本史跡の建造物の屋根は、昭和40年代の第一次整備直前は鉄板葺きであったが、整備工事により^{くれないたぎ}樽板葺きとなった。高山の町家も、明治期までは石置きの板葺きであったが、大正期以降は鉄板葺きに替えられている。同じ地域の建造物として、同等の技法を採用していることがうかがえる。

表2-2 本史跡の周辺文化財（国指定等分）

No.	文化財名称	種別	指定区分	時代	指定年
—	高山祭屋台	有形民俗文化財	指定	近世	昭和35年
—	高山祭の屋台行事	無形民俗文化財	指定	—	昭和54年
—	高山市三町	伝統的建造物群	選定	—	昭和54年
—	高山市下二之町大新町	伝統的建造物群	選定	—	平成16年
1	日下部家住宅	有形文化財	指定	近代	昭和41年
2	吉島家住宅	有形文化財	指定	近代	昭和41年
3	松本家住宅	有形文化財	指定	近世	昭和46年
4	照蓮寺本堂	有形文化財	指定	中世	昭和53年
5	洲さき	有形文化財	指定	近代	令和4年
6	国分寺本堂	有形文化財	指定	中世	明治42年
	飛騨国分寺塔跡	史跡	指定	古代	昭和4年
	飛騨国分寺の大イチョウ	天然記念物	指定	—	昭和28年
7	天狗総本店	有形文化財	登録	近代	平成12年
8	山桜神社火の見櫓	有形文化財	登録	近代	平成19年
9	旧山岸写真館店舗兼主屋土蔵	有形文化財	登録	近代	平成25年
10	日下部味噌醤油醸造煉瓦館	有形文化財	登録	近代	平成26年

高山市内の文化財には、高山陣屋の代官や郡代にゆかりのある史跡も存在する。例えば、山崎弘泰墓など高山陣屋に勤めた者の墓は市内各所に点在する。また、一本杉白山神社境内にある旧陣屋稲荷宮境内地などは、本来、本史跡の南西隅にあったものである。

表 2－3 高山市内の関連史跡

No.	文化財名称	指定区分	時代	指定年	備考
A	高山城跡	県指定	近世	昭和 31 年	金森氏転封時に廃城となったが、城内の米蔵は現高山陣屋御蔵に移築されている。
B	富田礼彦墓	市指定	明治	昭和 30 年	梅村騒動勃発時の高山県判事の富田礼彦の墓。高山陣屋の「天朝御用所」の立札を謹書。
C	山岡鉄舟父母の墓	市指定	近世	昭和 30 年	山岡鉄舟の父で、飛騨郡代を務めた小野高福と妻の墓。
D	幸田善太夫墓	市指定	近世	昭和 43 年	飛騨代官幸田善太夫の墓。
E	旧陣屋稲荷境内地	市指定	近世	昭和 45 年	高山陣屋にあった稲荷社が、一本杉白山神社に移転した。
F	山崎弘泰墓	市指定	近世	昭和 56 年	高山陣屋に勤め、地役人頭取となった山崎弘泰の墓。

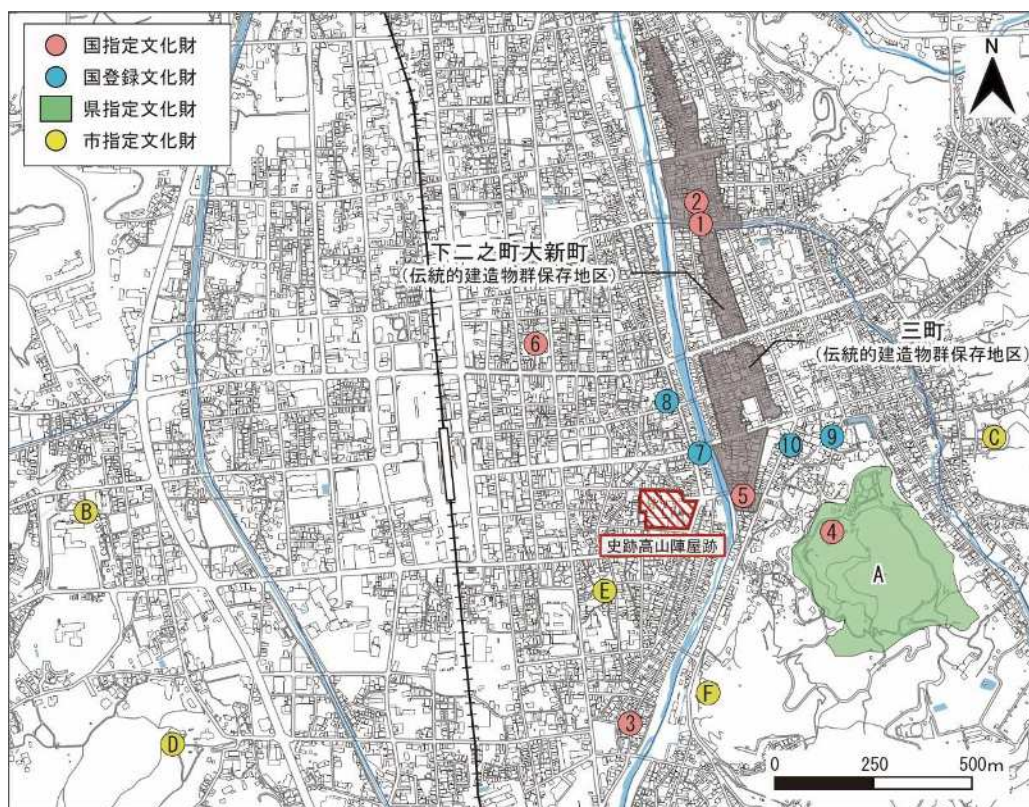


図 2－9 周辺の文化財分布図（図中の数字及びアルファベットは表 2－2 及び 2－3 と対応）

註

- 1、2）本文中のふりがなの他、尹綱は「まさつな」「これつな」、可重は「よししげ」の呼称がある。

第3章 高山陣屋跡の概要

第1節 高山陣屋の概要

(1) 高山陣屋のはじまり

織田信長の家臣として長篠の戦や越前の一向一揆の制圧に功をなした金森長近は、戦国大名として越前大野の所領が与えられ、当初は大野城の隣に位置する山城の戌山城に入城し、その後、越前大野城主として戦国大名の道を歩んでいる。

天正10年の本能寺の変以後、関白となった豊臣秀吉の命を受け飛騨に侵攻した金森長近は、天正14年に高山藩主となった。長近の跡を継いだ可重は高山城の築城や城下町の建設にあたって高山藩の基礎を築き、金森氏はその後6代にわたって飛騨を治める。城郭は、天神山古城跡を本丸として北に出丸、南に二の丸、三の丸を設けた平山城であった。本丸には三層の天守が、二の丸及び三の丸には殿舎が建てられた。

金森氏の領国であった飛騨は、木曽地方に並ぶ豊富な山林資源を有し飛騨山と呼ばれていた。この山林活用は領国運営上の大きな比重を占め、伐り出した木材を川から美濃・尾張地方などに供給することにより、多大な財源を生み出していたとされる。この山林資源に関心を持った幕府が、元禄5年に6代金森頼^{よりと}皆^{とき}を出羽上ノ山（現在の山形県上山市）に移封し、飛騨一国を幕領とした。その後、明治維新に至るまでの176年間、25代にわたり代官・郡代が派遣され幕府の直轄支配が続いた。

廃藩後の高山城は加賀藩主前田綱紀に在番が命じられ、元禄8年に破却された。これに伴い旧金森藩侍屋敷も破却されたことから、幕府の本陣会所は元禄8年3月から旧金森家下屋敷に移された。これが高山陣屋の始まりである。飛騨代官は関東郡代の兼任で始まった。しかし、第4代からは代官は専任に、第7代から常駐となり、第11代まで代官、第12代から10万石以上を拝領し、郡代に昇格している。

(2) 幕領時代の行政

元禄5年7月に幕領となった飛騨には、関東郡代である伊奈半十郎忠篤が初代飛騨代官を兼任し、幕府勘定所の指示を仰ぎながら幕領の行政・財政・警察などの政務を担った。その後、第4代代官の森山又左衛門実道から専任制となるが、飛騨代官は江戸に在住し、毎年秋に高山に来て租税や民訴等の処理を行っていた。しかし、元文3年、第7代長谷川庄五郎忠崇の頃、幕府に飛騨常駐を命じられ、これ以降代官は高山に常時在勤し政務を執行した。その後、第12代大原彦四郎^{つぐまさ}紹正は、水田や畑の生産高と年貢を納める責任者を決める検地を再度行い、その結果、前代官まで5万石程度であった領地が10万石以上に増石されることとなり、代官から郡代に昇格することとなった。以後、第25代新見内膳^{まさかつ}正功に至るまでの間、郡代が政務を担った。

陣屋には、代官とともに幕府から派遣される手附、代官が自らの意志で登用した手代と呼ばれた役人が置かれ、この他地役人として当初は金森氏旧臣84名を登用した。これらの役人に関しては、代替わりにより登用人数は見直されている。

25代176年間にわたる幕領時代において、政務を一手に担った高山陣屋の役割は多岐に渡った。初代代官からの大きな役割は、^{ひのき} 桧や^{さくら} 榎といった飛騨山の山林資源の管理と伐り出し、そして将来に向けた植林事業にあった。金森氏旧臣を召し抱えたのは飛騨山の山林事情に精通していたためであり、山林管理のため山廻り役にあたらせた。

金森藩政時代から、山林は藩の直営もしくは商人請負によって管理しており、幕領となっても、基本的に御林山とし、金森時代の山林行政をほぼ踏襲した。この植林木が江戸城本丸・西之丸の普請用材として大量に伐り出されることになる。

この他、歴代代官・郡代は幕府の許可を得て、年貢徴収、橋や道路などの土木工事をはじめ、相次ぐ大火による災害救済と復旧、養蚕業の振興など飛騨国と幕府のため力を尽くした。

（３）近世の高山陣屋の主なできごと

【大原騒動】

元禄５年からの 176 年に及ぶ幕領下において、飛騨国内では凶作や年貢増徴などに反発した大小 15 件余の騒動が発生している。中でも第 12 代の大原彦四郎紹正から第 13 代の大原亀五郎^{まさずみ}正純による統治下において相次いで発生した百姓一揆「大原騒動」が最も規模が大きく、過酷を極めた飛騨の歴史上の大きな事件として語り継がれている。

大原騒動は、明和 8 年の明和騒動、安永 2 年の安永騒動、天明 7～9（1787～1789）年の天明騒動の総称である。大原騒動が発生した時代は、江戸時代の中でも幕府の財政事情が逼迫し年貢の増徴を図った時期であり、全国的に組織的な百姓一揆が発生した時代でもある。大原騒動でも、幕領下における代官の政策に対する不満が蓄積したことにより、組織的かつ計画的な騒動が相次いだ。

表 3－1 明和・安永・天明 3 騒動の概要

騒動	騒動の原因	騒動の形態	期間	断罪
明和騒動	○偶発 ・御用木元伐り休山 ・年貢米江戸廻米問題	・暴民が高山町丸屋平八宅など 4 軒を打ち毀す	2 晩	死罪 1 人（高山斬首） 遠島 3 人、過料 41 人（暴民）
安永騒動	○古田畑への縄入れ拒否	・集会、歎願、大垣越訴 ・首謀者江戸召喚、入牢 ・老中へ駕籠訴決行（幕府・代官、百姓を弾圧）	5 か月	江戸牢死 5 人（うち獄門 3 人） 駕籠訴など獄門 7 人（うち江戸牢死 1 人、江戸斬首 6 人）
		・騒動再発（本郷村小割堤） ・一宮百姓大集会（集会より 3,000 人、陣屋へ強訴） ・幕府武力弾圧	3 か月	磔 4 人、獄門 7 人 死罪 2 人、遠島 14 人 追放 14 人、過料 8,894 人ほか
天明騒動	○郡代の公金横領を告発	・謀議（高山） ・江戸出訴 ・巡見使へ告発（国内） ・老中駕籠訴（江戸） ・勘定所法廷闘争（江戸）	2 か年	死罪 1 人（江戸斬首） 江戸牢死 2 人（うち 1 人は後に獄門刑） 郡代罷免・流罪 元締ら 2 人死罪

高山市史編纂資料 第 7 号の 1「高山市史 幕府直轄地時代編（上）」より一部改訂

（４）近世の建物改修

【御蔵】

元禄 8 年に高山城が破却されたのち、三之丸の米蔵 4 棟が高山陣屋に移築された。米蔵は、元禄 16（1703）年に、2 棟を「公儀御入用普請」の御蔵とし、2 棟は「百姓自普請」の郷蔵となった。享保 6（1721）年には御蔵 2 棟、郷蔵 1 棟となる。そして、享保 10（1725）年 9 月、6 代代官長谷川忠国の時に役所の建替が行われた。この時に、残っていたもう 1 棟の郷蔵も廃止される。御蔵は、1 棟は取り壊し、残った 1 棟に取り壊した御蔵の古材を利用して建て増しをしている。宝暦 6（1756）年『高山陣屋絵図』（写真 3－1）のうち、5、6、7、8 番蔵が建て増し部分である。御蔵は、その後の絵図でも大きな変化は見られない。

明治 14（1881）年、御蔵は民間に払い下げられ、このうち 5～8 番蔵は、明治 16（1883）年に高山警察署新築のため取り壊された。現在、1～4 番及び 9～12 番蔵は残存し一般公開されており、5～8 番蔵は遺構表示されている。

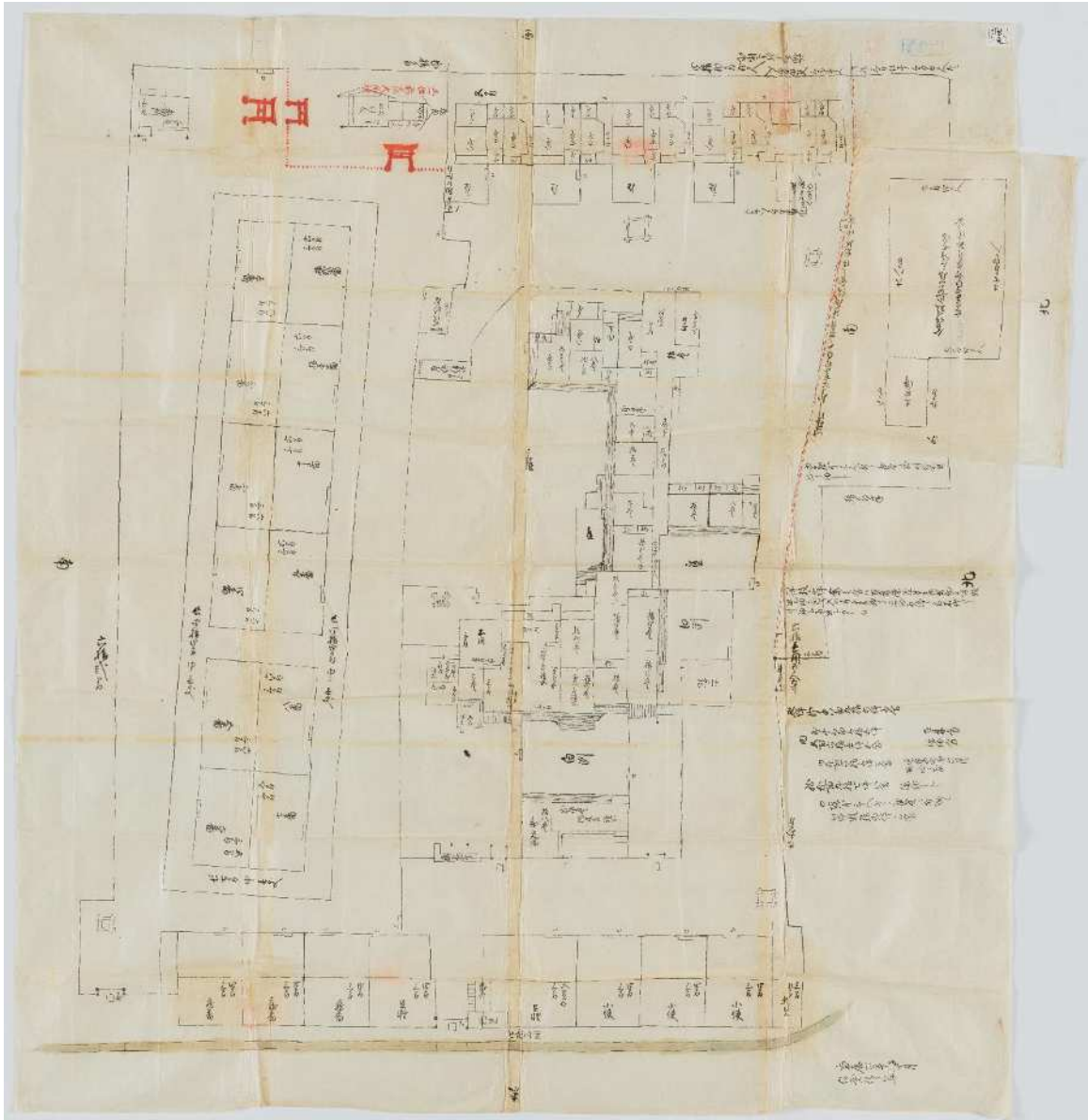


写真 3－1 宝暦 6 年 写 高山陣屋絵図（飛騨高山まちの博物館所蔵）

【御役所】

役所の改築は18代郡代芝正盛によって進められ、文化13年に着手された。

宝暦6年の『高山陣屋絵図』（写真3-1）と天明5（1785）～文化13年の『高山陣屋絵図』（写真3-2）、文政13年『御勝手方御建替御普請皆出来形掛絵図面』（写真3-3）を見比べても、御役所の建物の配置に大きな変化は見られない。しかし、宝暦6年は正面玄関西側に小さな部屋が複数連なっていたのに対し、文化13年の改築以降この場所は「御役所」、「御用場」とされ、役所の中核となっている。

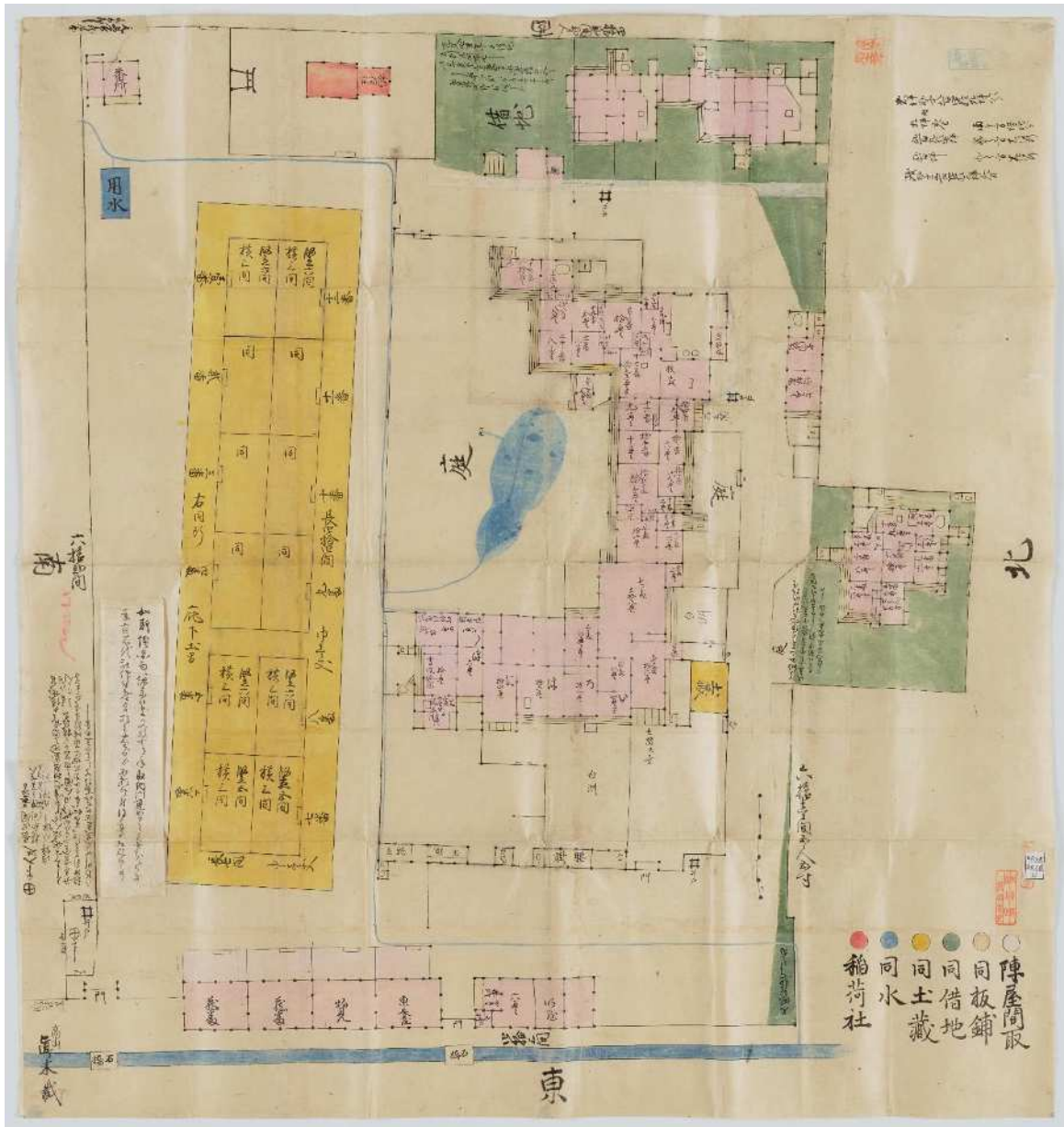


写真3-2 天明5～文化13年 高山陣屋絵図

（飛騨高山まちの博物館所蔵 文化13年に役所を全面改築する直前までを示す図である。役所部分に「い」、「ろ」、「は」等の記号が付されており、部屋の機能や名称と対応したものとみられている。）

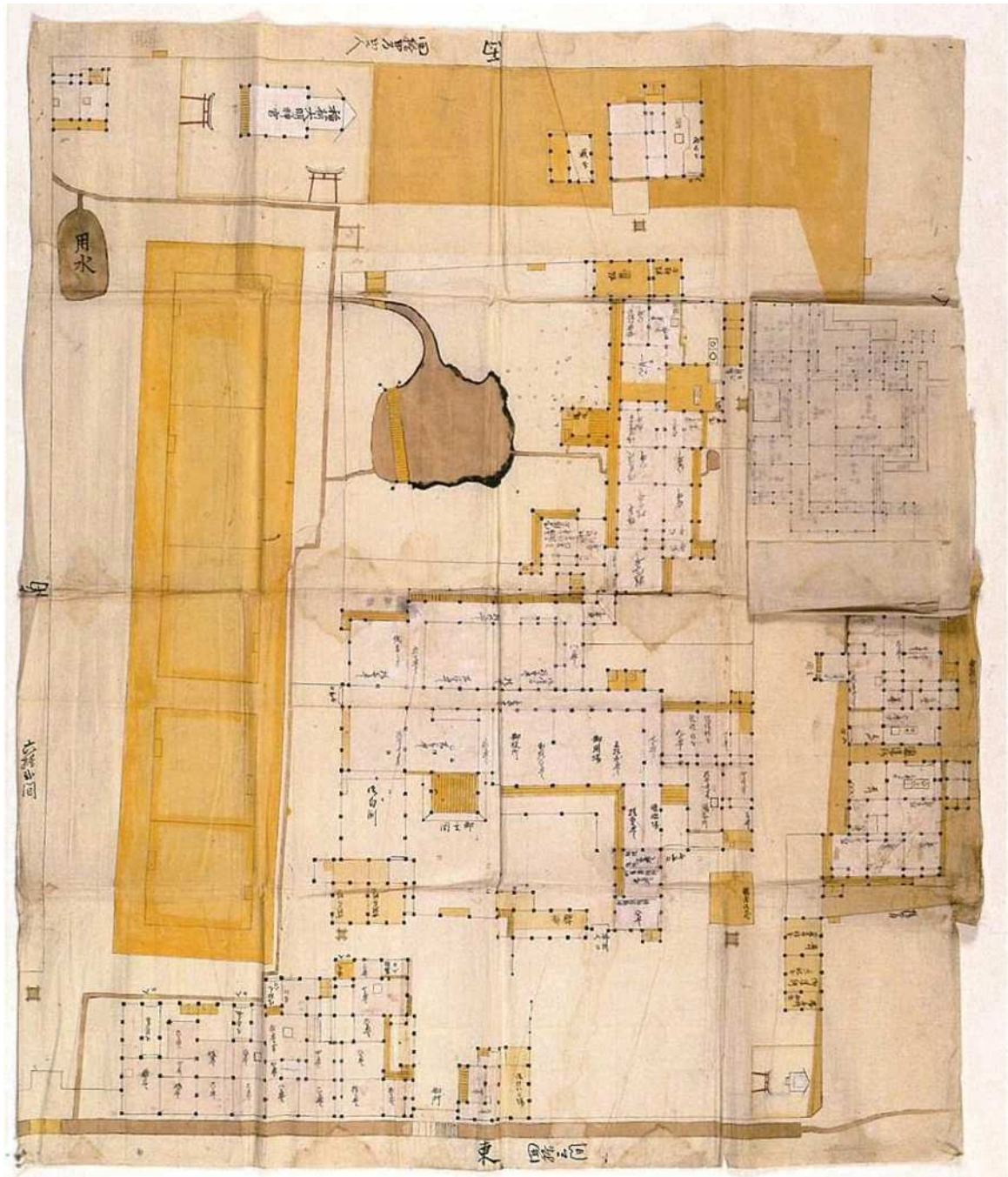


写真 3-3 文政 13 年 御勝手方御建替御普請皆出来形掛絵図面

(岐阜県歴史資料館所蔵 本絵図には文政 13 年の役宅改築後の貼紙があり、この写真ではそれを畳んだ状態である。本絵図は高山陣屋の役宅部分を復元した際の基準となったもので、部屋の名称や柱間寸法まで読み取ることができる。次頁の写真 3-4 は貼紙を展開した状態であり、図面右上の添え書きに「大井帯刀様御支配の節、御勝手方御建替御普請、文政十三寅年三月廿五日斧始、九月廿九日限り皆出来形掛り絵図面」とある)

【役宅】

元文3年に、代官の任地常在が命ぜられると、当時の代官は自身の家族や、随従の手代等の常駐のために、役宅や長屋の新築を行った。この時、西長屋の設置のために西側の土地を借りている。

文化13年の役所改築に合わせて、役宅も改築予定であったが、役所の建築費用が当初の見積もりを大きく上回ったため、役宅改築は中止となった。文化13年は、主屋と切り離して別棟として渡り廊下で連絡するようになっただけに留めた。役宅が改築されたのは文政13年のことで、この時の改築の様子は、次の絵図（写真3－4）の貼紙の図面からうかがうことができる。

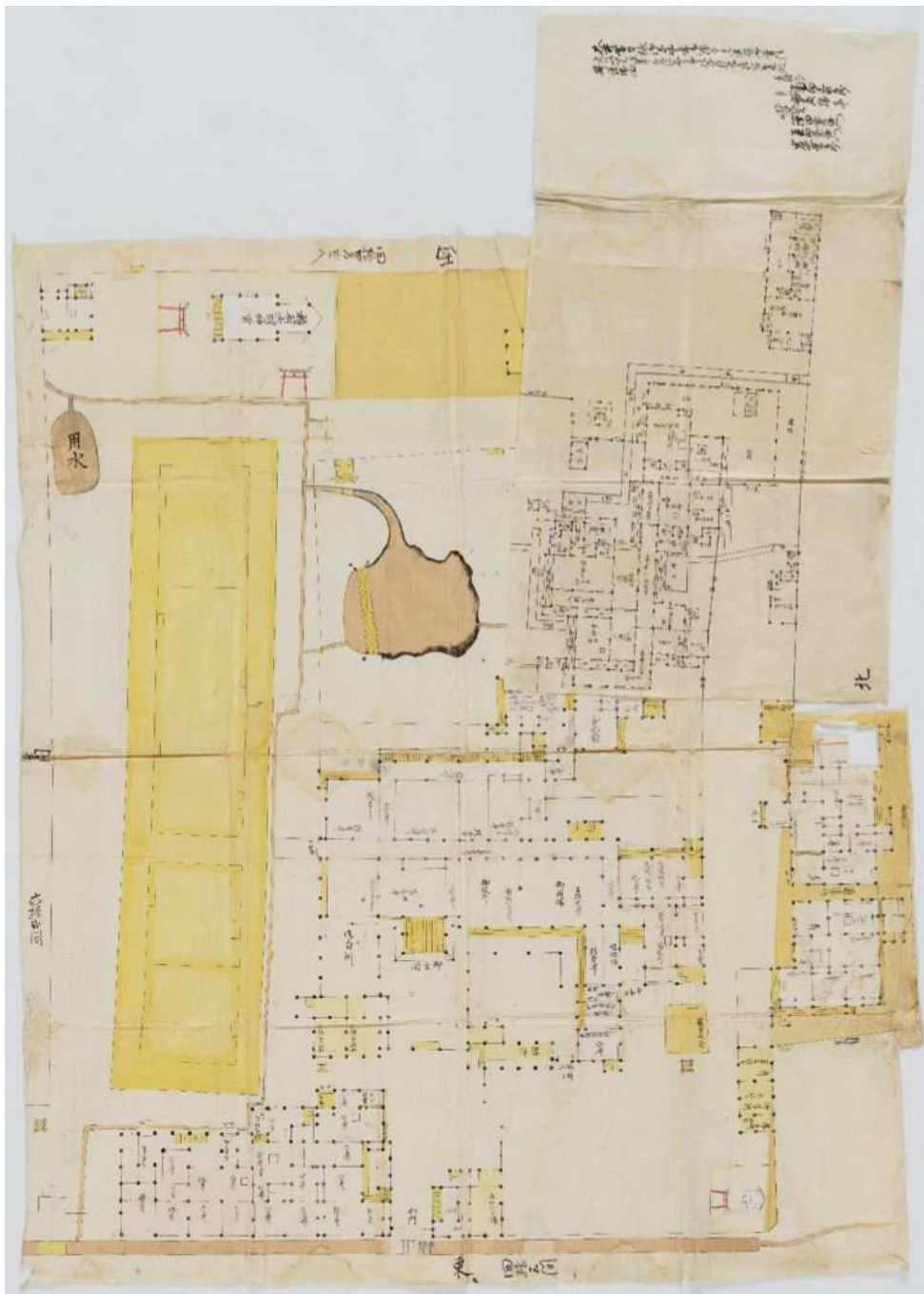


写真3－4 文政13年 御勝手方御建替御普請皆出来形掛絵図面

（５）近代の改修

明治４年、高山県が廃されて筑摩県の所管となり、陣屋は筑摩県高山支庁の庁舎として利用され、明治７（1874）年には陣屋の建物と御蔵が正式に官納されている。明治９年に筑摩県が廃止され、飛騨地域が岐阜県の管轄になると、陣屋は岐阜県高山支庁舎として利用された。

明治９年には庭園の西にあった「馬屋」、「土蔵」、「中間部屋」及び天保１２（1841）年に書物蔵新築に伴って移築された霊符神祀が撤去され、高山監獄所が移設された。

明治１４年には高山区裁判所の新築のため、本史跡北側部分が撤去され明治１６年には御蔵の東側が民間に払い下げられるとともに、高山警察署の新築のために蔵番長屋も撤去された。大正元（1912）年、陣屋北西にあった旧郡代役宅が撤去され、その跡地に郡会議場が立てられ、大正３（1914）年には陣屋稲荷社が一本杉白山神社境内に移築された。

第２節 指定に至る経緯

本史跡は、昭和４年１２月１７日に史蹟に指定され、それ以後、昭和５４年１０月２日、昭和５５年３月２４日、平成元年１月９日に追加指定され、現在の姿は表３－２のとおりである。本節では、昭和４年の指定から現在に至るまでの経緯を記す。

表３－２ 現在の史跡の状況

名称	高山陣屋跡
種別	史跡
所在地	岐阜県高山市八軒町１－１，１－３，１－５，２－２，３，４，５，６，７－１，７－２
指定基準	二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
指定年月日 (追加指定年月日)	【指定】 ・昭和４年１２月１７日 【追加指定】 ・昭和５４年１０月２日 ・昭和５５年３月２４日 ・平成元年１月９日
所有及び管理団体	岐阜県所有：高山市１－１，１－５，２－２，３，４，５，６，７－１，７－２ 高山市所有：高山市１－３

（１）指定に至る経緯

文部省『史蹟調査報告 第6輯』（昭和7（1932）年）によると、「高山陣屋趾」の中で次のような評価がなされている（下線部は引用にあたり補筆、以下同）。

—— 旧陣屋敷地の東南部は明治初年高山警察署に又其東北部は高山区裁判所に分割し、其他民有に帰した部分もあるので地域は大に縮小され、建築物も殆ど変更されたが幸に旧時の面影を偲ぶべき表門を始めとし、敷石、玄関、庭園、貢米庫の大部分が原位置に存して居るので江戸時代の陣屋の状態を見ることが出来る。——

また同報告の末尾に、「以上旧陣屋趾の主要部は保存要目史蹟の部第四に依り昭和四年十二月に指定せられたのである。」とあり、大正9（1920）年1月決定の「史蹟名勝天然記念物保存要目」のうち史蹟の第四「古城趾、城砦、防塁、古戦場、国郡庁趾其ノ他政治軍事ニ関係深キ史蹟」に該当するとして指定に至ったものと考えられる。

（２）追加指定に至る経緯

①昭和54年10月2日

昭和54年度から5か年計画の第二次整備が事業化されるにあたり、昭和53年度に「高山陣屋跡第二次環境整備実施委員会」が設置された。委員会設置の目的は、江戸時代の高山陣屋の敷地のうち県有地以外の土地などについて保存対策を協議することにあつた。昭和53（1978）年から翌年にかけて開催された委員会にて、高山市八軒町1丁目2番地ノ2の民有地の県有地化について協議し、追加指定を受けた場合の整備方針についても協議が重ねられた。昭和54年10月2日に当該地が史跡に追加指定されると、同年10月8日、国庫補助事業により当該地を県有地として購入した。このようにこの時期の追加指定は、第二次整備を進める中で史跡としての保存整備と一体的な動きだったといえる。

②昭和55年3月24日

追加指定された高山市八軒町1丁目1番ノ1、1番ノ5は昭和54年に移転した岐阜地方検察庁高山支部の跡地、同様に1丁目6番は昭和52（1977）年に移転した岐阜地方裁判所高山支部の跡地である。いずれも第二次整備事業で陣屋敷地の保存整備を検討する中で、1番ノ3及び隣接水路敷とともに追加指定された。

③平成元年1月9日

追加指定された高山市八軒町1丁目7番は、平成元年に移転した岐阜刑務所高山拘置支所の跡地である。移転跡地については、昭和54年度より文化庁との協議が開始されており、第三次整備計画として国庫補助跡地の土地購入に先立ち、昭和63（1988）年に文化庁に史跡追加指定を意見具申して追加指定された。

第3節 指定の状況

(1) 指定告示

本史跡は、昭和4年に史蹟名勝天然紀念物保存法により指定された。指定告示は下記のとおりである。

(官報第891号)		
文部省告示第370号		
史蹟名勝紀念物保存法第一条ニ依リ左ノ通指定ス		
昭和4年12月17日		
文部大臣 田中隆三		
第一類 史蹟		
名称	地名	地番
高山陣屋趾	岐阜県大野郡高山町字川西字向町	501 番内 実測 759 坪 4 合 2 勺
		499 番内 実測 505 坪 5 号

当時、501 番は岐阜県、499 番は民地であった。指定当時の史跡範囲及び所有区分は、次のようになる。



図3-1 昭和4年指定時

ただし、昭和10(1935)年に地目変更があり、地名は「高山市八軒町一丁目」となる。これに伴い地番も「三番実測 305.32㎡」、「四番実測 1,209.91㎡」、「五番実測 2,419.32㎡」となる。なお、民地であった3番、4番は、昭和44年の飛騨県事務所の移転に伴い、史跡の保存及び整備のために昭和45年に岐阜県が買収した。

昭和54年以降、本史跡は三度の追加指定があった。これらの告示と追加指定による範囲の拡大は次に記すとおりである。

【昭和 54 年 追加指定】

(官報第 15812 号)

文部省告示第 155 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 240 号）第 69 条第一項の規定により、史跡高山陣屋跡（昭和 4 年文部省告示第 370 号）に次の表に掲げる地域を追加して指定する。

昭和 54 年 10 月 2 日

文部大臣 内藤誉三郎

所在地	地域
岐阜県高山市八軒町一丁目	二番ノ二

【昭和 55 年 追加指定】

(官報第 15950 号)

文部省告示第 54 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 240 号）第 69 条第一項の規定により、史跡高山陣屋跡（昭和 4 年文部省告示第 370 号及び昭和 54 年文部省告示第 155 号）に次の表に掲げる地域を追加して指定する。

昭和 55 年 3 月 24 日

文部大臣 谷垣専一

所在地	地域
岐阜県高山市八軒町一丁目	一番ノ一、一番ノ三、一番ノ五、六番、一番ノ三に西接する水路敷を含む

【平成元年 追加指定】

(平成元年 官報 第 1 号)

文部省告示第 6 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 240 号）第 69 条第一項の規定により、史跡高山陣屋跡（昭和 4 年文部省告示第 370 号、昭和 54 年文部省告示第 155 号及び昭和 55 年文部省告示第 54 号）に次の表に掲げる地域を追加して指定する。

平成元年 1 月 9 日

文部大臣 西岡武夫

所在地	地域
岐阜県高山市八軒町一丁目	七番

昭和 54 年の追加指定当時、二番ノ二は民地であったが、昭和 54 年 10 月 8 日に県有地として購入した。

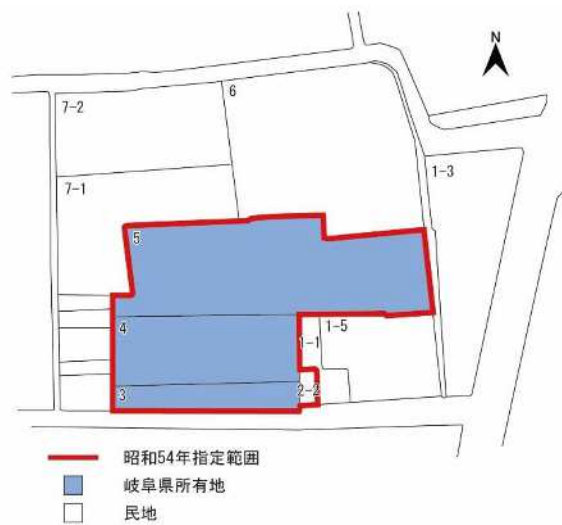


図 3 - 2 昭和 54 年追加指定時

昭和 55 年の追加指定対象地のうち、6 番地には高山裁判支所が、1 番ノ 1 及び 1 番ノ 5 は高山検察支庁があったが、昭和 55 年の指定対象地は全て高山市が所有者であった。6 番地は昭和 55 年に、1 番ノ 1、1 番ノ 5 は昭和 56(1981)年に岐阜県が購入した。



図 3 - 3 昭和 55 年追加指定時

平成元年の追加指定の対象地は岐阜県刑務所高山拘置支所移転跡地で、大蔵省より平成元年度、平成2年度の分割購入として先行取得償還事業として取得した。実測面積は2,370.65m²である。これにより、現在の区画と所有に至る。なお、平成元年の指定時には「7番」となっているが、その後分筆があり、現在は「7番1」、「7番2」になっている。

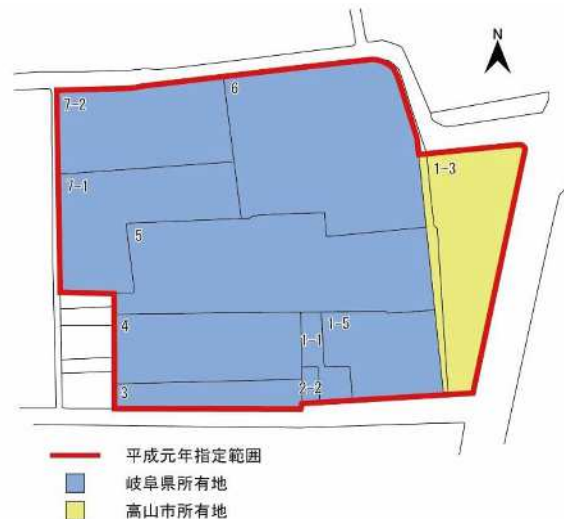


図3-4 平成元年追加指定時

（2）指定説明文

文化庁監修の『月刊文化財』では、追加指定の理由を下記のとおり記している。なお、文化庁が公開の国指定文化財等データベースには、追加指定時の説明文以外の文章も記されている。意見具申書の説明と一致することから、昭和4年の指定当時の説明文と思われる。

【昭和54年10月 追加指定】（昭和54年6月 月刊文化財）

高山陣屋跡は昭和4年11（※原文ママ）月17日に史跡指定されているが、防災上の見地もあり、旧陣屋敷地内の民有地一筆を追加指定する。この地は蔵跡にあたる。

【昭和55年3月 追加指定】（昭和55年5月 月刊文化財）

高山陣屋は、元禄5年以降飛騨を支配した代官所であったが、明治維新後、明治4年には筑摩県高山出張所庁舎に転用され、同9年には岐阜県飛騨支庁庁舎となった。その後、明治14年には陣屋建物の北側部分が撤去されて高山区裁判所庁舎が、明治16年には陣屋建物の南の御蔵の一部がこわされて高山検察庁庁舎が造られた。

今回、岐阜地方裁判所高山支部及び岐阜地方検察庁高山支部が移転したので、両跡地と陣屋建物東側の陣屋前広場を追加指定する。

【平成元年1月 追加指定】（昭和63年12月 月刊文化財）

高山陣屋跡は江戸時代に飛騨国の代官、郡代等が常駐した陣屋であり、文政年間の指図によく合致する遺構を残す貴重な遺跡である。

今回高山拘置所の移転に伴い、北西部の郡代役宅（座敷、浴殿、女中部屋、用人部屋、台所、勝手、板蔵等）、侍部屋、中間部屋等の跡地を追加指定し、本史跡の保存を図ろうとするものである。

【文化庁国指定文化財等データベース】

元禄八年飛騨國主金森氏ノ下屋敷ヲ沒収シテ飛騨代官ノ治所トナシタルニ起因シ享保十年ノ改築ヲ經テ元文三年以來郡代此處ニ常住シ明治維新ニ至レリ、表門玄關奥庭並ニ郷倉ノ大部分ハ舊態ヲ存シ江戸時代ニ於ケル陣屋ノ規模ヲ見ルニ足ルモノトス

（３）指定後の調査成果

①埋蔵文化財調査

埋蔵文化財に関連した調査は、平成３年度に実施した本発掘調査、平成２２～２３年度及び令和２年度に実施した試掘・確認調査などがある（図３－５、写真３－５）。本発掘調査は指定地の北西側を中心とする範囲（H3 発掘区）、試掘・確認調査は御蔵と御庭の境付近の内堀修理箇所（H22-Tr1、H23-Tr1～3）と、防火設備設置箇所（R2-TP1～4）にて実施した（註１）。以下に、それらの概要を記す。

i）本発掘調査

本史跡における本発掘調査は、第三次整備事業の実施に際し、郡代役宅の復元方法を検討する資料を得るために実施した。そして、竈跡や水溜遺構、溝跡、井戸跡などを検出し、陶磁器類、玩具類、金属製品などが出土した。

竈跡は３基確認し、いずれも出土遺物から享保１０年の改築以後に構築された遺構と考えた。また、焼成部、燃焼部、焚口などの位置が明確に判別できる遺存状態が良好な遺構も確認した。水溜遺構は東西４.１m、南北３.４m、深さ０.７mの規模で、長方形の掘り込みの周囲には石積が認められ、陶磁器類や銭貨が出土した。この遺構のある場所は、文政１３年の『御勝手方御建替御普請皆出来形掛絵図面』（写真３－４）に「用水」と記された方形の池が描かれた位置に該当する。

本発掘調査の範囲は、近代以降の改変を大きく受けており、遺構の遺存状態は良好ではなかった。しかし、絵図と照合できる遺構が検出できたことや、肥前磁器の優品が幾つか出土したことなど、高山陣屋の歴史を紐解く上で貴重な成果を得ることができた。

ii）試掘・確認調査

平成２２～２３年度の試掘・確認調査は、御庭の南側にある内堀の修理に伴い実施した。試掘坑を４箇所設定し、そのうちH23-Tr2では現地表面から約１５cm下で時期不明の東西方向に延びる石列と溝を検出した。

令和２年度の試掘・確認調査は、防火水槽や放水銃などの防火設備設置工事に伴い実施した。試掘坑を４箇所設定し、そのうち、R2-TP2では現地表面から約２０cm下で時期不明の土坑や溝を検出した。また、下層を確認するために深掘り調査を実施したところ、現地表面から約１m下で粗砂と直径５～１５cmの円礫が主体となる砂礫層を確認した。

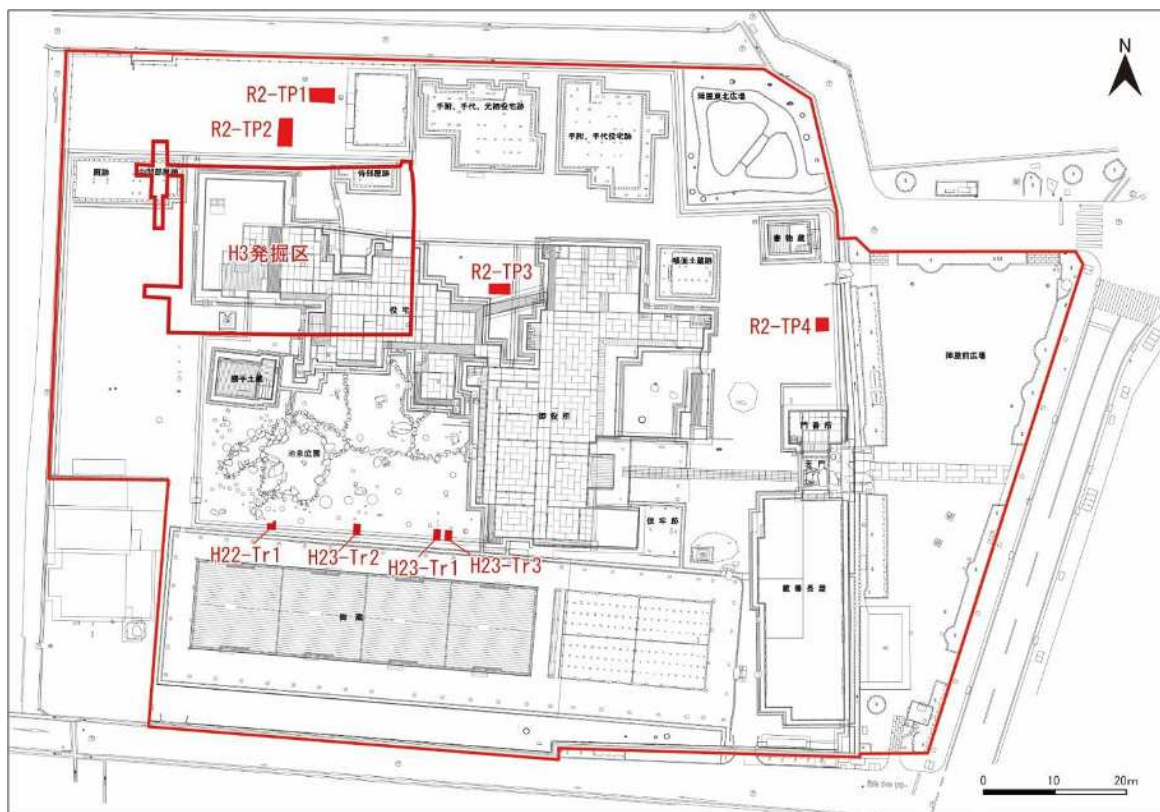


図 3-5 発掘調査等位置図



写真 3-5 発掘調査状況（西から撮影）

iii) その他の埋蔵文化財関連の調査

その他の埋蔵文化財関連の調査として、立会調査がある。立会調査は、塀や門などの修理や電気の配線工事、水道の配管工事などに伴い実施している。立会調査における工事の掘削は基本的に近代以降の整地層内で収まっている。しかし、平成 29 年度に実施した不浄門控え柱の修理に伴う調査や、令和 4 年度の防火水槽新設工事に伴う調査では、江戸時代の遺構面よりも下位の礫層を確認している。

②環境整備調査

昭和 49 年、本史跡内に建設されていた高山検察庁と岐阜地方裁判所高山支部の移転が確定した。そのため、岐阜県教育委員会は、この地における整備事業を史実に基づき実施するために、両施設の建物が建設される際に撤去された高山陣屋の建造物の全容を把握する方針を定め、昭和 50・51 年度に環境整備調査を実施した。具体的には、高山市内各所に移築されたといわれる米蔵（御蔵）、土蔵、役宅などの所在確認と、その所有者や保存状態に関する現況、史実との照合確認などを行い、これらの移転復元の可否を決定するための基礎資料を整理した。

また、この調査と併行して、本来高山陣屋の一角に祀られていた陣屋稲荷と、高山陣屋の材が用いられていると伝えられていた天照寺庫裡の実測調査も実施した。その調査では、両建物の面積、高さ、外部構造、内部構造、付属施設などを明らかにし、陣屋稲荷では幣殿と覆本殿が昭和 35(1960)年の改築であることが判明し、天照寺庫裡では高山陣屋の嵐山の間や入側、次の間などの材を転用されている可能性を指摘した。

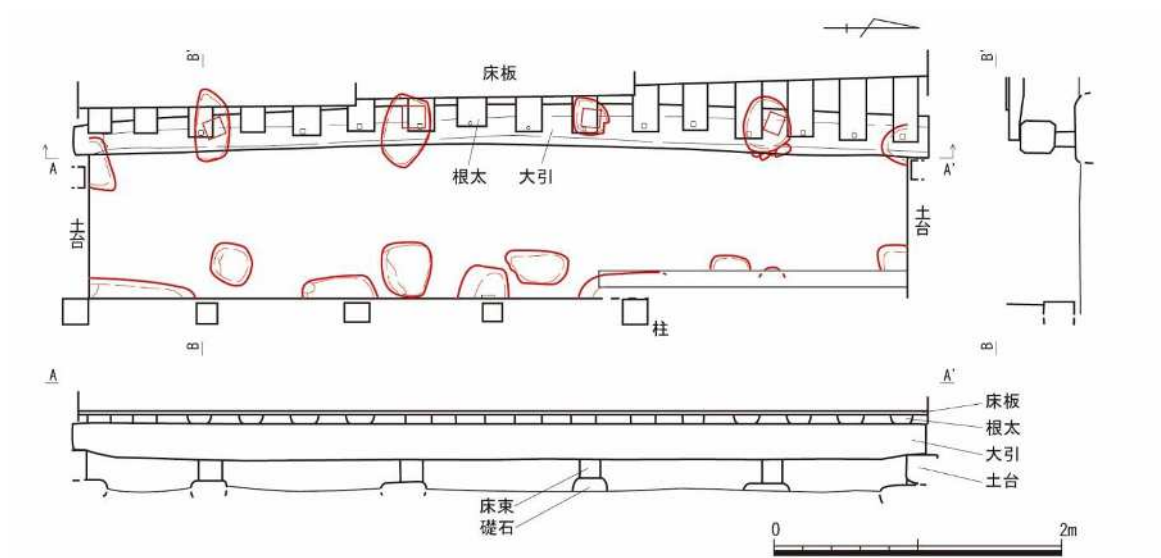
③建物等調査

第一次整備事業（昭和 45～49 年度）に先立ち、高山陣屋内における各施設の破損状況調査と、建築部材の調整方法などに関する技法調査を実施した。破損状況調査では、江戸時代から継続して使用されている建物の傾倒、建て増しや縁の改造、屋根の葺替え、金具の欠失、土台廻りの不朽、屋内の間仕切りの撤去や増設、庭園の樹木の配置の変化などの状況を確認した。また、技法調査は、御蔵、御役所、表門、門番所、土蔵を対象とし、御蔵、御役所、土蔵の各部材については区分、時代、材質、表面加工、仕口・継手、横構法などを詳細にまとめた。なお、御蔵は建物の実測図と柱番付図を示し、番付は三種を認めた。さらに、調査では 88 箇所墨書を確認し、そのうち年号が明瞭なものを抽出して報告した。

平成 29 年度には、高山市内所在の近世建築などの年輪年代測定調査が実施され、高山陣屋の御蔵の部材も調査対象となった。このうち、二番蔵と十一番蔵、三番蔵と十番蔵の間仕切り柱の年輪年代が 1702 年と測定され、御蔵は元禄 8 年の移築から 7 年後に伐採されたヒノキ材が間仕切り柱として使用されていたことが明らかとなった。

令和 4 年度には、御蔵の耐震補強工事に伴い、御蔵四番蔵の南東端において床下の測量調査を実施した（註 2）。測量調査は部分的であったが、以下に詳細を記載する（図 3－6）。礎石は扁平な円礫であり、1.3～1.4m 間隔で据えられ、部分的に栗石が認められた。礎石の上には幅 13～16 cm、高さ 13～16 cm の床束があり、大引を支えていた。大引は一辺約 25 cm の方形材で、角が面取りされている。また、表面にはヨキもしくはチョウナの痕跡が多く残り、その両端は裏面が剥られ、壁材下の土台に掛けられていた。大引の上に並べられた根太は幅約 15 cm、厚さ 6～8 cm で、

大引に釘留めされている。根太の多くは丸木芯持ち材の半割材であり、釘穴は隅丸方形で、釘を打つために深く抉られ、根太は大引と接する箇所が断面台形状に削られている。なお、壁の柱材は芯々距離で0.9～1.0m間隔で土台の上に据えられ、柱材の直下には土台を挟んで礎石が位置していた。



壁際の礎石列



土台、柱、大引



礎石、床束、大引



大引、根太

図3-6 御蔵四番蔵床下の状況

第4節 指定地の状況（指定後の整備）

【整備工事以前】

昭和44年の第一次整備直前の本史跡は、会議室及び所長室に該当するエリアは、大正時代に郡代役宅が撤去され、その後建てられた郡会議室を利用している。図面中の「西北土蔵」は勝手土蔵で、整備前から位置は変わっていない。ただし、この蔵の前にあったであろう前蔵は見当たらず、郡会議室設置時に撤去されたと思われる。また、会議室付近には倉庫（平面図では西北土蔵の東側の「木造平屋」）が建てられた。表門の南側の木造二階建ての建物は、山林事務所や高山教育事務所に利用された。そのほか、玄関や広間の屋根はトタン葺きであり、拘置所に隣接する部分はコンクリート壁で覆われていた。また、門番所は売店や女子更衣室として利用されていたなど、近世の面影はかなり薄くなっていた。



図3-7 整備前平面図

岐阜県教育委員会 1976年『史跡高山陣屋跡環境整備調査報告書Ⅰ』より引用・改変

飛騨県事務所として使用していた役所部分の間取りは図3－8のとおりである。建物内部は、中央廊下の両側に硝子障子が設置され、間仕切りは撤去・増設されていた。図面を見ても部屋の仕切りが取り払われていることがうかがえる。



図3－8 県事務所見取図

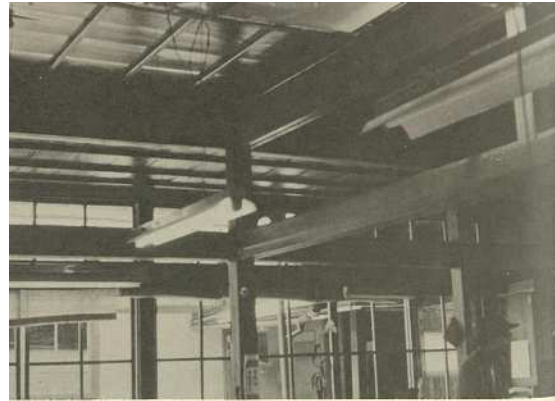


写真3－6 執務室（現在の広間）の様子
※税務課・総務課として使用されていた。

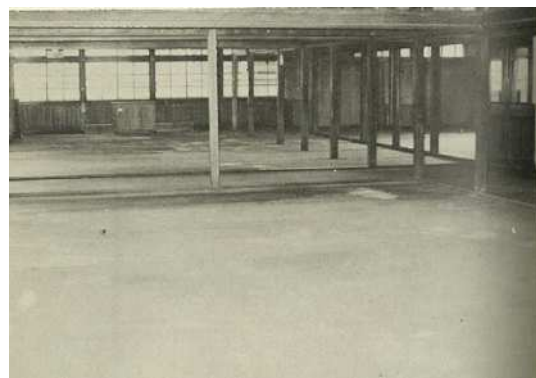


写真3－7 整備工事前の広間

第一次整備に先立って実施された破損状況調査によると、この頃には、建物の改変だけでなく劣化もみられた。

表門の屋根は昭和 44 年に葺替されており、旧工法が踏襲されていたかは不明である。扉板には鉄製の釘隠し、饅頭金物が打たれていた。その他、煽り留金具などが取り付けられたが、位置や取り付け方から、後世に便宜上設けられたと思われる。門番所は、内外とも大幅な改造がされており、近世の面影はなかった。

池泉庭園から広間を写した写真 3－8 を見ると、庭園内の状態が現状とかなり異なっていたことが確認できる。庭園の樹木は昭和 30 年代に配所が変わるなど手が加えられており、池は水漏れをコンクリートで補修している。池のコンクリートは後に撤去され、再度砂利・小石を入れるなど、職員による改修が行われていた。

庭南東の土蔵は大正期に移築されたもので、屋根葺材の老朽化と外面漆喰塗の剥離があった。前蔵は痕跡が残るのみで、移建時に取り除かれたようである。その他、奥の西側の塀は失われており、南側の御蔵との境目にわずかに残る程度であった。ただし、これは庭の南東隅に土蔵を移築した際に分断したようである。なお、前庭の井戸跡は埋め立てられ原形を保っていなかったが、破損は明治以降と思われる。



写真 3－8 池泉庭園から広間方向
(右：書物蔵)



写真 3－9 池泉庭園の池の様子



写真 3－10 玄関（右建物は裁判所）



写真 3－11 池泉庭園から御役宅方向

御蔵の屋根は、整備直前の写真から板葺き屋根であったことがうかがえる。ただし、板の状況から昭和期の補修と判断された。また、当時の屋根は入母屋造で、傷みは激しく雨漏りが生じていた。雨水は屋根と土壁に影響し、壁の破損の原因となっていた。床廻りも雨漏りにより根太・大引・床板ともに約半数は使用不可となっていた。

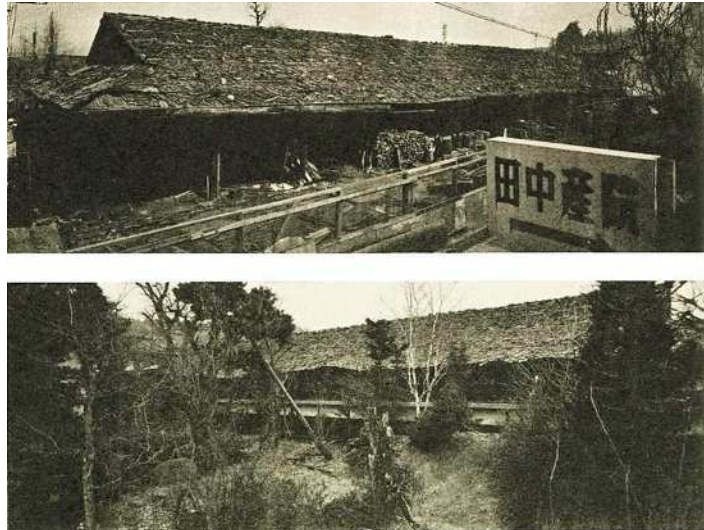


写真 3-12 御蔵 修理前（上：正側面、下：背面）



写真 3-13 御蔵東屋根（修理前）



写真 3-14 御蔵入り口（修理前）

【第一次整備工事（昭和 45～49 年）】

昭和 44 年、県事務所が新庁舎へ移転するに伴い県有地を拡大し、一般に開放するため本史跡の環境整備事業が立案された。当該工事では、御役所のほか御蔵、表門、門番所を復原し、その復原年代は、文化庁の指導の下、文化 13 年とした。御役所の主要部分が文化 13 年に芝正盛郡代によって全面改築がなされた状態を当時も維持していたためであり、さらに、その後、役宅が改築された際の図面（写真 3－4）は、部屋の名称や柱間寸法、開口部と壁との判別などの情報量が豊富であることによる。

この時期に存在していた建物は復原対象とされた一方、文化 13 年の指図では確認できない庭の南東の土蔵は撤去された。しかし、土蔵の棟札には「天保 12 年」とあり、当該建物は陣屋内にあった可能性が高かった。そこで、将来的に再建できるよう解体撤去に留めている。この建物は後に書物蔵と推定され、第二次整備工事にて現在の場所に復原された。ただし、大正期に郡会議室建設のために撤去された西北土蔵の前蔵は、この整備で元の位置に復原した。

当該整備工事では、鉄板葺の屋根を柿葺に復した。御役所部分は、隣接する裁判所が建った際に一部建物の取り壊しや増築があったことが明らかになった。そこで、広間、御用場、中央廊下の増設部分を撤去した。これ以外に、印刷室として増設された部屋や後設の間仕切りが撤去された。また、取り払われていた間仕切りと壁は、古図や残存していた鴨居、敷居などに基づき復元している。しかし、建具の製作根拠は不明である。

この他、御蔵の屋根を切妻造りに復し、奥庭西方の塀及び通用門の復元が行われた。また、庭園の整備と防災設備が施された。庭は工作物の撤去、不用土の鋤取り、敷石の整備と砂利敷、庭石の配置、池の給排水路を整えた。



写真 3－15 第一次整備竣工後の高山陣屋



写真 3－16 竣工（玄関）



写真 3－17 広間内部の様子

【第二次整備工事（昭和 55～58 年）】

岐阜県教育委員会は、岐阜地方裁判所高山支部及び岐阜地方検察庁高山支部の移転決定をきっかけに、昭和 53 年、「高山陣屋跡第二次環境整備実施委員会」を設置し、第二次整備事業の実施を検討し始めた。工事は昭和 55 年に着手し、御役所北側部分、書物蔵、供待所、正面北屋根板塀、正面南屋根板塀、大溝の復元工事及び植栽工事が行われた。

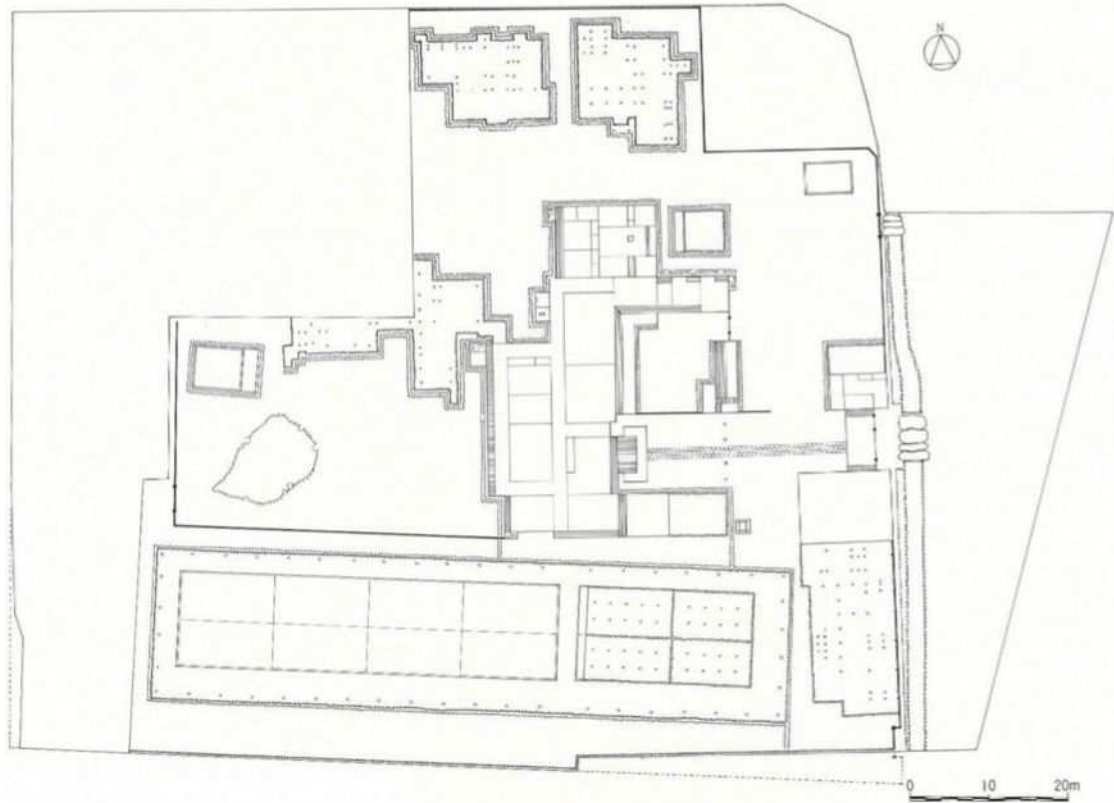


図 3－9 第一次・第二次整備竣工平面図



写真 3－18 第一次・第二次整備竣工 全景

北門は、天保年間に設けられたものであり、構造や様式についての資料は不明であった。天保期の指図に門柱を表記する角形の黒点が記されていたことから、二脚門であったと推察し、木造冠木門としている。

本史跡東側の大溝は、江戸時代のどの指図にも「幅一丈」とあることから、コンクリート側溝を撤去して切り石並べの溝とした。また、大溝には石橋を復元した。

書物蔵は、第一次整備時に解体した南東の蔵が書物蔵であると推察し、再建した。書物蔵は天保期に建設の記録があること、第一次整備で撤去した庭の南東にあった土蔵の棟札に「天保十二年」とあったことから、この土蔵が書物蔵と推察した。書物蔵は、文化13年の指図では「帳面土蔵」と記されたものと思われたため、原位置に復原した。御役所は第一次整備工事に引き続き文化13年の絵図を参考に復元している。



写真3-19 第二次整備後の書物蔵

なお、本工事では、建物以外にも御役所北側及び御蔵及び蔵番長屋の基壇整備工事も行っている。

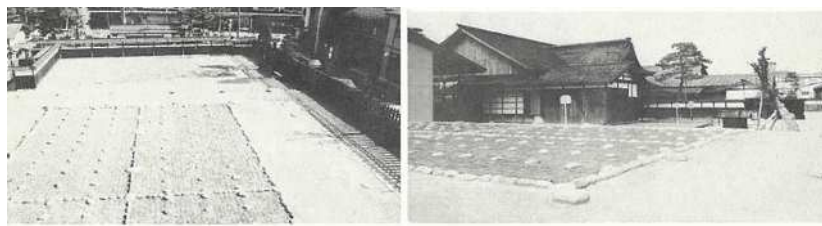


写真3-20 基壇整備工事後の御蔵東棟跡

【第三次整備工事（平成元～8年）】

岐阜刑務所高山拘置支所の移転を機に、御役所、郡代役宅の整備工事が行われた。この時期までに本史跡内に復原された建物は、御門（天保3（1832）年）、御役所（文化13年）、御蔵（元禄8年移築）、勝手土蔵及び書物蔵（天保10（1839）年）である。移築された御蔵を除くと、文化13年の御役所の建築が最も古い。御役所の復原年代に合わせると、文化13年当時、郡代役宅は享保10年の建て替えの姿をしていたと推測される。しかし、幕府直轄の中心機構としての高山陣屋の建築の歴史経緯を考慮した場合、郡代役宅は文政13～天保3年の改築により、屋敷として最も充実したものと考えられる。

天保10年には勝手土蔵及び書物蔵の二棟が建築されており、本史跡の屋敷構え全体を考えると、郡代役宅も天保10年の姿にすることが望ましいと考えられたが、天保10年作成の『高山陣屋絵図』は誤りが多く記載が雑であることから、これを復元することは困難であった。そのため、文政13年の『御勝手方御建替御普請皆出来形掛絵図面』（写真3－4）に基づいて復元されることとなった。

図面では、基準となる一間の長さが揃えられ、畳数も記載されていたため、柱間の測定が可能であった。文政13年の古図は、文化13年の古図の上に張り合わせていたため、当時復原が完了していた御役所の柱間一間の寸法（6尺）に倣った。役宅の座敷部分の天井の高さは市内の古い民家を、台所部分は市内の寺院の庫裏を参考に決定した。また、復元検討委員会で屋根は寄棟、三階部分の成を低くするよう指導があった。

役宅の附属建物であった侍・厩・中間部屋も整備対象となった。これらは、文政13年の古図に従い礎石を配列した平面整備となった。屋根板塀は、第二次整備事業で陣屋の正面北屋根板塀及び正面南屋根板塀が復原されている。第三次整備では、第二次整備で復原された形に倣い、北側の残り半分と西側前面を復原した。屋根塀は、第一次整備時の御蔵北側の板塀に倣って、屋根塀が施された。

蔵番長屋は、文化13年から天保3年にかけての建替え工事において新築された。第三次整備工事では、工事完了時の天保の古図に基づいて行われた。第一次整備で門番所を復原した時に、管理事務所として蔵番長屋の一部分が復元されていたため、この部分と調和するよう工事が行われた。ただし、蔵番長屋は管理棟とすることが決まっていたため、外観は史跡に馴染むように、内部は職員が働くことができるよう現代的なものとした。



写真 3－21 第三次整備工事竣工 全景

註

- 1) 「Tr」、「TP」とは、試掘・確認調査のための掘削坑の略号であり、調査時の名称をそのまま記載した。
- 2) 調査時には耐震壁を設置するために壁際の大引は移動されていた。

第4章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値の明示

本史跡の本質的価値は、次のとおりである。

1. 現存している江戸時代の建物と敷地

- 文化13年に改築された御役所建物、天保3年に改築された表門、慶長年間の建物が移築されている御蔵など、江戸時代の代官所建物の一部が現存する。また、江戸時代における陣屋の敷地も当時のまま区画が残存しており、江戸時代の代官所の規模を知ることができる。
- 文部省『史蹟調査報告 第6輯』（昭和7年）にも、「旧陣屋敷地の東南部は明治初年高山警察署に又其東北部は高山区裁判所に分割し、其他民有に歸した部分もあるので地域は大に縮小され、建築物も殆ど変更されたが幸いに旧時の面影を偲ぶべき表門を始めとし、敷石、玄関、庭園、貢米庫の大部分が原位置に存して居るので江戸時代の陣屋の状態を見ることが出来る。」とあり、近世の建物が残っている点が評価されていることがうかがえる。

2. 陣屋文書や遺構などに裏付けられる歴史性

- 高山陣屋文書や陣屋絵図、建物部材に関する記録から、建物構造の変遷を知ることが可能である。文化13年役所改築時の棟札をはじめ、建物の改築・修理に伴う棟札も現存している。また、平成3年度の郡代役宅跡発掘調査においては、礎石・用水池跡・地下式石室跡・竈跡などの遺構や遺物が検出されている。

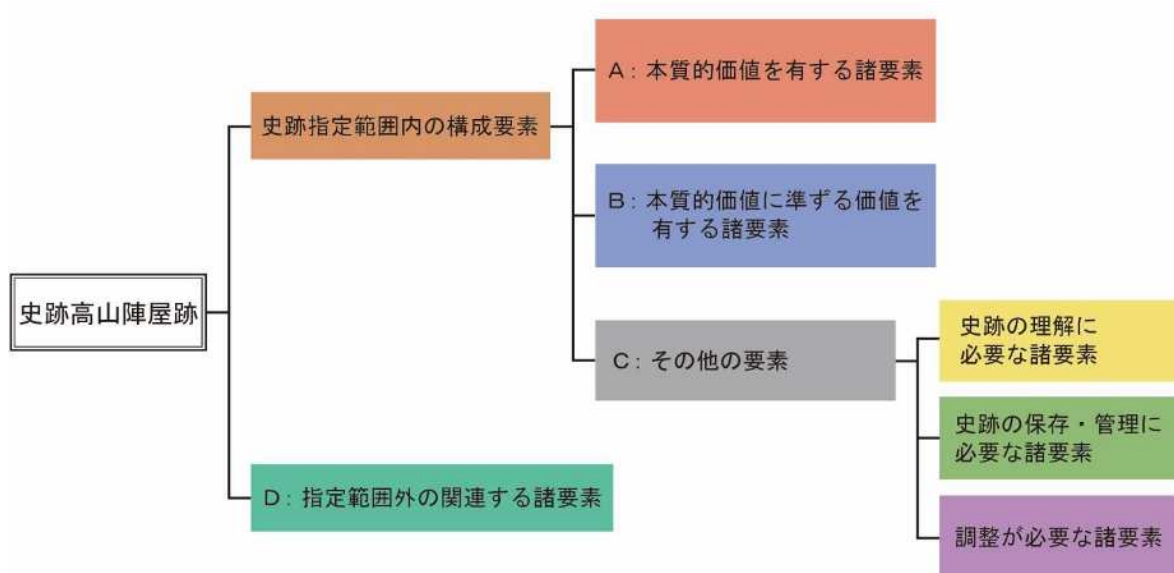
3. 屋根の板葺き技術や屋根材となる樽板を作る「樽へぎ」の技術の継承

- 「半樽熨斗葺き」や「石置き長樽葺き」は、独自の規格をもち、雪深い飛騨の屋根葺き技術として継承されてきた。屋根の維持については、一定の期間を経て葺き替えの修理工事が必要となり、営繕担当職員が常駐して屋根のメンテナンスを行っている。このような修復は史跡内の建物の維持だけでなく、飛騨地域の伝統的な工法の継承にも大きな役割を果たしている。

第2節 構成要素の特定

(1) 構成要素の整理

本史跡を構成するものは、近世から現存する建物、復元建物、遺構、文書、石碑など多岐にわたるため、それらを下記のとおり分類する。



【A: 本質的価値を有する諸要素】

- ・近世に形成され、当時と同じ位置に現存する建物
- ・高山陣屋に関する遺構及び遺物
- ・伝統建築による屋根葺き（建物全域）

【B: 本質的価値に準ずる価値を有する諸要素】

- ・昭和44年以降に復元された建物や、発掘調査や指図に基づいて復元した遺構

【C: その他の要素】

史跡の理解に必要な諸要素	遺構表示、説明板、庭など
史跡の保存・管理に必要な諸要素	防火設備（放水銃、消火栓）、防犯設備、便益施設（厠）、管理棟、倉庫、緊急車両スペース、照明、工作物（電柱、防災無線など）、看板
調整が必要な諸要素	工作物（記念碑など）

（２）構成要素の現状

本史跡を適切に保存・活用していくためには、指定地内の内容（性格・所有者）で捉え、保存・活用について検討することが必要である。

そこで本史跡の状況をみたとき、本史跡は所有関係ならびに史跡内の施設等の性格などから、表４－１のように地区区分が可能である。本史跡を適切に保存・管理等を進めていけるよう、各地区・各エリアでそれぞれ対応方法を検討していくこととする。

表４－１ 史跡高山陣屋跡エリア区分

所有	エリア
岐阜県	①御役所エリア
	②役宅エリア
	③御蔵エリア
	④その他エリア
高山市	⑤陣屋前広場エリア

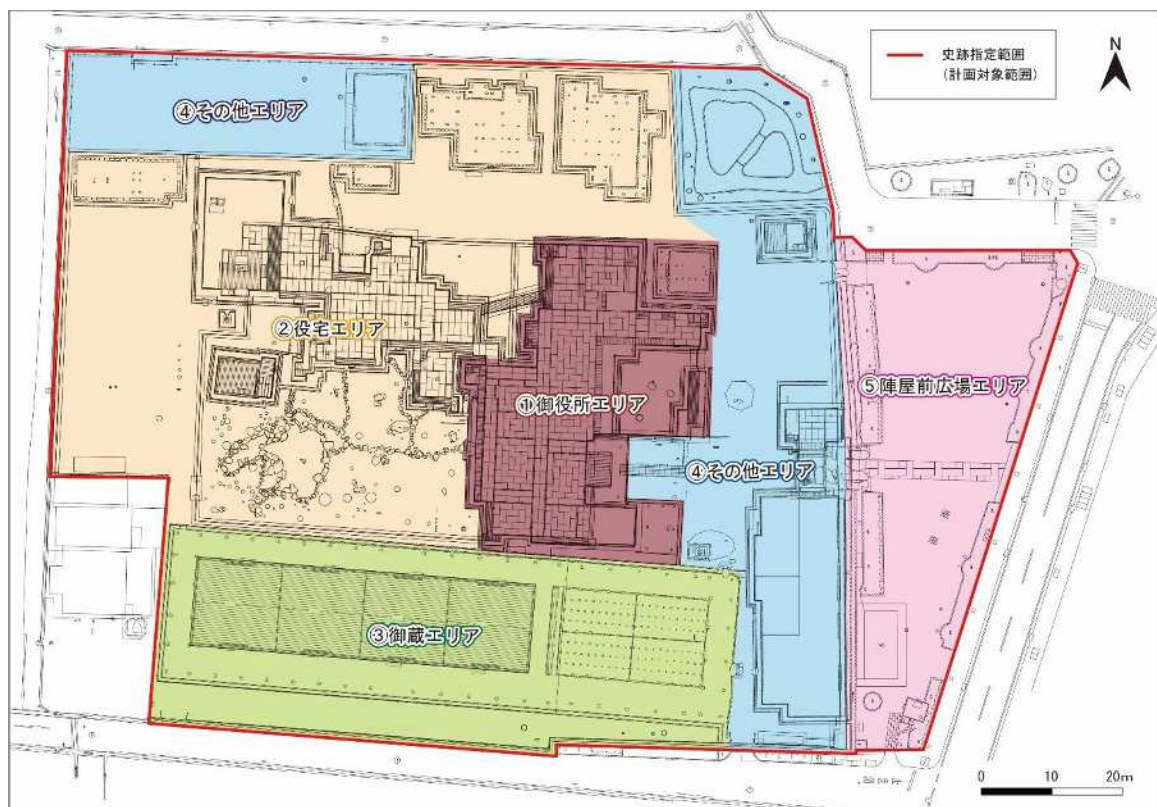


図４－１ エリア区分図

①：御役所エリア

【A：本質的価値を有する諸要素】

No.	構成要素	摘要	写真
1	御役所建物 (玄関、玄関之間、御役所、吟味所、使者の間、広間、畳廊下、縁側、御用場のうち南部)	御役所の建物のうち、近世からの現存部分である。第一次整備で復元し、一般に公開している。 (切妻造熨斗葺(一部柿葺)平屋建、建築面積 392.72m ²)	

【B：本質的価値に準ずる価値を有する諸要素】

No.	構成要素	摘要	写真
2	復元建物 (腰掛、白洲、書役部屋、湯呑所、帳綴場、寺院詰所、町年寄詰所、町組頭詰所、御用場の北側部分、塀)	昭和44年までに近世の建物は滅失しているが、文化13年の絵図に基づき復元した部分で、一般に公開している。腰掛、白洲は第一次整備で復元し、その他は第二次整備で復元している。	

【C：その他の要素】

< 史跡の理解に必要な諸要素 >

No.	構成要素	摘要	写真
3	建物跡 (仮牢跡、帳面土蔵跡)	建物跡を礎石及び芝張によって表示している。仮牢跡は第一次整備で、帳面土蔵跡は第二次整備で遺構表示を行った。	
4	説明板	屋外に設置された、打ち込み式の説明板である。腰掛、帳面土蔵跡、仮牢跡に設置されている。	
5	庭	第一次整備で工事した中庭である。近世の絵図に基づいた復元ではないが、近世の趣を感じ史跡が存在していた時代へ興味を引くために必要である。	

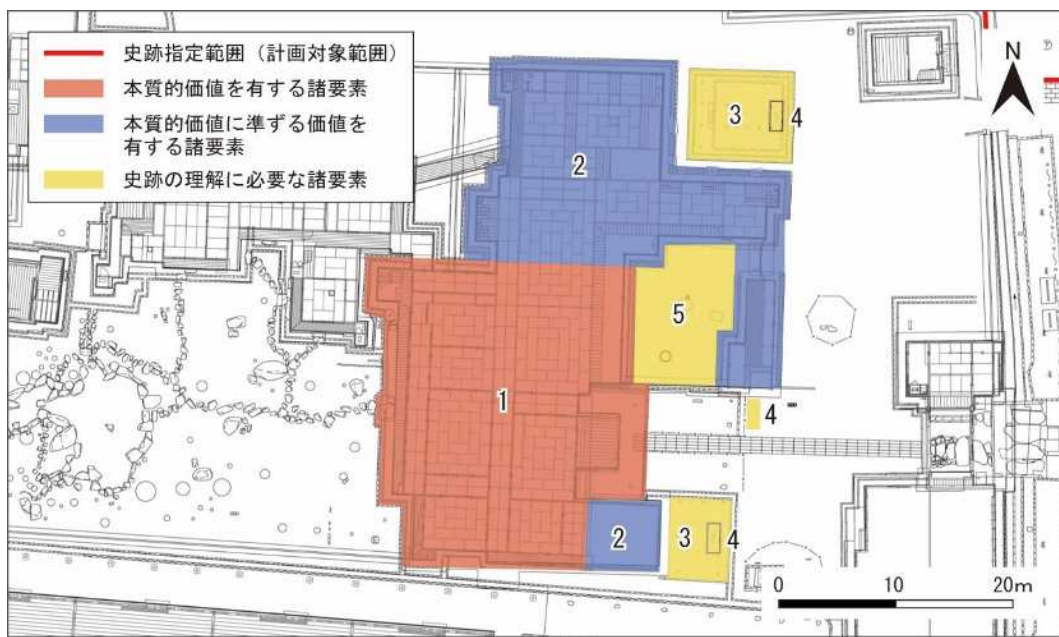


図４－２ 御役所エリア構成要素分布図

②：役宅エリア

【A：本質的価値を有する諸要素】

No.	構成要素	摘要	写真
6	勝手土蔵	庭の西に位置し、第一次整備以前から場所は変わっていない。第一次整備で復元した。来訪者は立入禁止としている。 (切妻造熨斗葺平屋建、建築面積37.73m ²)	

【B：本質的価値に準ずる価値を有する諸要素】

No.	構成要素	摘要	写真
7	復元建物 (座敷、居間、扇面之間、嵐山之間、御囲、風呂、用人部屋、中ノ口、女中部屋、台所、土間、畳廊下)	第三次整備で復元した3階建ての建物で、一階のみ一般公開している。郡代・代官の生活を示すエリアとして、掛け軸などの調度品を展示している。	
8	復元遺構（竈跡）	平成3年度の調査で発見された遺構である。第三次整備で同じ場所に竈を復元した。	
9	復元遺構（水溜遺構）	平成3年度の調査で発見された遺構である。同じ場所に屋根からの雨水が流れ込むよう、水溜遺構を復元した。	
10	井戸	第三次整備で再現された。見学動線から外れており、現在一般の来訪者は見学できない。	

【C：その他の要素】

＜史跡の理解に必要な諸要素＞

No.	構成要素	摘要	写真
11	建物跡 (手附役宅跡・手代役宅跡、 元締役宅跡、厩跡・中間部屋 跡)	第二次整備及び第三次整備で再現した。礎石と芝張で遺構が表示されている。	
12	説明板	木製の打ち込み式で、手附・手代役宅付近に設置されている。見学動線から外れている。	
13	池泉庭園	第一次整備で工事を実施した。昭和 30 年代に改変した可能性が高く、「歴史的価値を有する諸要素」には分類されないものの、陣屋が機能していた時代に思いを馳せ、史跡への興味関心を高める役割を果たしている。	

＜史跡の保存・管理に必要な諸要素＞

No.	構成要素	摘要	写真
14	水道	庭の管理のために使用する。景観に配慮し木箱で覆っている。	
15	渡り廊下	御役所と郡代役宅を繋ぐ廊下である。文化 13 年の絵図には見られず、来訪者の動線確保のために設置された。	
16	石橋	歩行のため、排水溝に渡したものであり、第三次整備で新設した。	

<調整が必要な諸要素>

No.	構成要素	摘要	写真
17	記念碑	庭にある竣工の記念碑である。 「昭和三十一年」と記載されている。	
18	小屋	史跡の管理のために設置されていたが、現在は使用されていない。 置き型で基礎はない。	
19	旧貯水槽	手附・手代役宅北側付近にあるが、現在は使用していない。	



図4-3 役宅エリア構成要素分布図

③：御蔵エリア

【A：本質的価値を有する諸要素】

No.	構成要素	摘要	写真
20	御蔵 (一～四番蔵及び九～十二番蔵)	本史跡内で最も古く、近世初期に建てられた。高山市日本遺産の構成要素でもある。展示施設として活用しており、古文書や所蔵品の展示物の他、樽へぎ技術の説明をしている。また、米俵を積み、当時の米蔵の様子を再現した一部屋がある。 (土蔵造、片入母屋造石置長樽葺平屋建、建築面積 561.07m²)	

【C：その他の要素】

<史跡の理解に必要な諸要素>

No.	構成要素	摘要	写真
21	建物跡	五番～八番蔵の遺構表示であり、第二次工事で整備した。	
22	説明板	遺構表示に関する解説を記載している。	

<史跡の保存・管理に必要な諸要素>

No.	構成要素	摘要	写真
23	水道	史跡の管理に使用している。	
24	階段（2箇所）	来訪者の転落防止のため、高低差が大きい場所に設置している。	



図４－４ 御蔵エリア構成要素分布図

④：その他エリア

【A：本質的価値を有する諸要素】

No.	構成要素	摘要	写真
25	書物蔵	天保12年に新築されたもので、整備工事以前は庭にあった。第一次工事にて解体し、第二次工事で本史跡の東北角に復原した。建物内は立入禁止としている。 (土蔵造、切妻造熨斗葺平屋建)	
26	門番所	第一次工事で整備した。 (切妻造熨斗葺平屋建)	
27	表門	天保3年の再建のものが現存する。第一次工事で土壁に復した。来訪者の本史跡への入り口である。 (切妻造熨斗葺平屋建)	

【B：本質的価値に準ずる価値を有する諸要素】

No.	構成要素		摘要	写真
28	復元建物	不浄門 (北門)	第二次整備工事にて復元した。門の形態は不明だったため、天保期の指図に基づいている。一般の使用は禁止としている。	
29		石橋	大溝を跨ぐ、表門の真下の石橋である。第二次整備工事にて松倉山石を用いて復元した。	
30		塀	表門から南北に伸びる塀であり、第二次整備で復元した。史跡の所有区画を表すのに有益である。	
31		井戸	第一次工事で復元した。	

【C：その他の要素】

＜史跡の理解に必要な諸要素＞

No.	構成要素	摘要	写真
32	説明板	打ち込み式の説明板である。腰掛付近には山岡鉄舟の歌が記したものが1基ある。陣屋北東広場には、かつてこの場所が陣屋であったことを記す説明板を2基設置している。	

＜史跡の保存・管理に必要な諸要素＞

No.	構成要素	摘要	写真
33	注意喚起板	岐阜県設置の看板である。広場の適切な使用について呼びかけている。	
34	橋	用水路を渡るために必要なものである。	
35	蔵番長屋（外観復元）	第三次工事で整備された。外観は近世を意識しているが、内装は管理棟及び便益施設として使用できるよう現代風になっている。	
36	石畳及び砂利敷	正面玄関前の石畳は、陣屋前広場から正面玄関への動線の役割を担っている。石畳の両側に白い砂利が敷かれている。近世の絵図には見られず、近代の写真にも見られないため、第一次整備以降敷かれたものと考えられる。	
37	立入防止柵（杭）	正面玄関への動線をつくるほか、砂利敷箇所への侵入防止の役割も担っている。	

No.	構成要素	摘要	写真
38	ポンプ小屋・作業小屋	史跡管理のための修繕を行う場所である。	
39	貯水槽 (緊急車両スペース)	史跡北側の公道に面したエリアの地下に貯水槽がある。上部は砂利敷で、緊急車両スペースの役割を兼ねている。貯水槽に水を送る管は地表にある。	

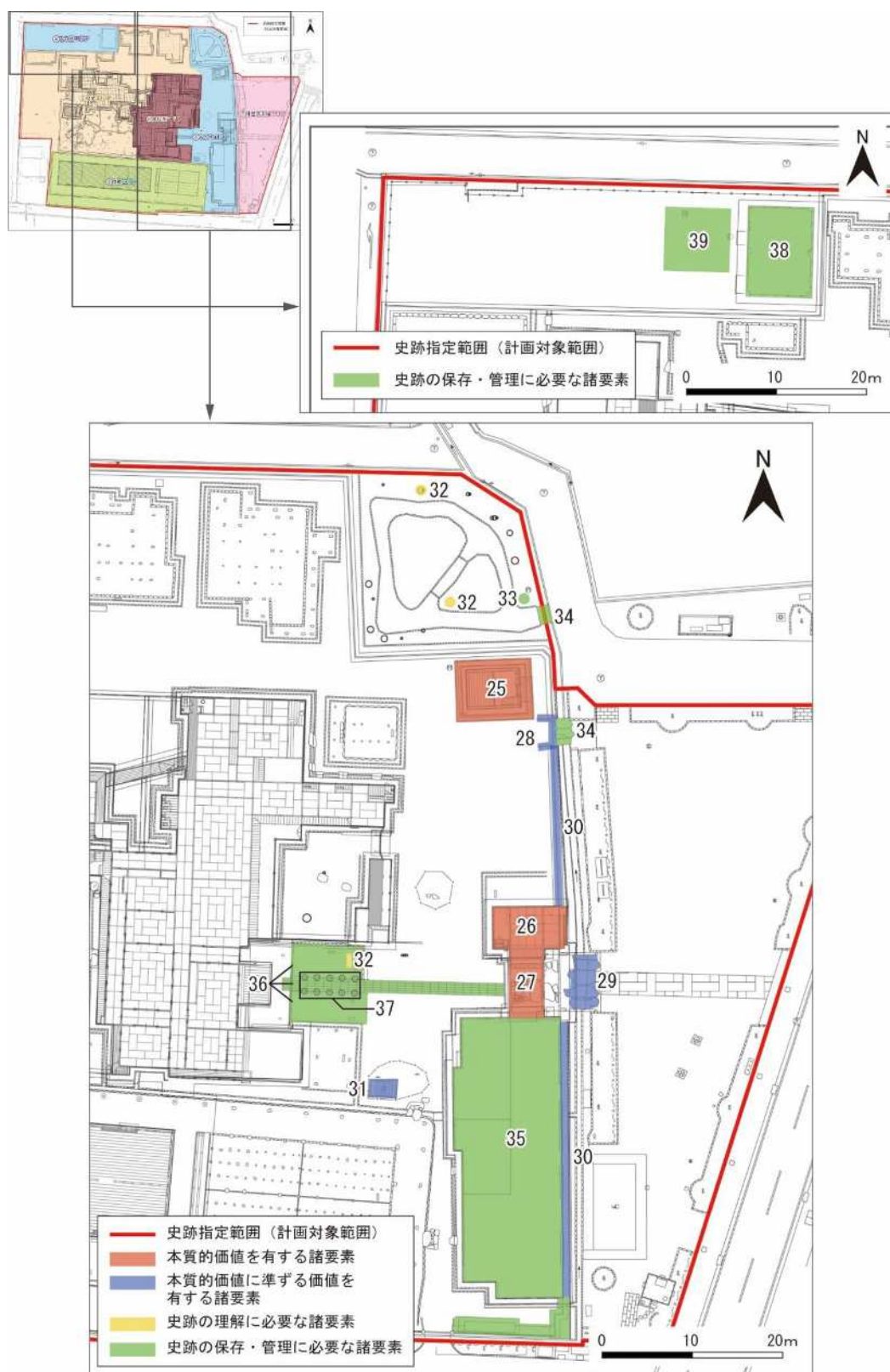


図 4 - 5 その他エリア構成要素分布図

①～④共通

【A：本質的価値を有する諸要素】

No.	構成要素	摘要	写真
一	屋根	伝統的な技法で作る板葺き屋根で毎年葺き替えを行っている。 (第8章参照)	
一	出土資料（遺物）	整備事業実施前の発掘調査で出土した遺物は、書物蔵で保存している。一部は郡代役宅で展示している。	
一	青海波	正面玄関にあったもので、原物は御蔵で展示し、複製は正面玄関に設置している。	
一	棟札	文化 13 年の御役所改築の棟札や、天保 12 年の書物蔵に係るものがある。	
一	地下遺構	現在はほとんどが埋め戻され、遺構表示や整備した建物がある。	

【C：その他の要素】

＜史跡の保存・管理に必要な諸要素＞

No.	構成要素	摘要	写真
40	砂利敷用マット	砂利上でも車椅子を使用できる仕様になっている。また、砂利の減少を緩やかにする役割も担っている。	
41	バリアフリー用手すり	令和6年度に段差が大きい箇所に設置した。転倒防止のため不可欠である。	
42	消火設備（消火栓・放水銃・止水弁及び操作盤）	令和3～4年度に設置した。（第9章参照）	
43	避雷針		
44	マンホール		
45	電気蓋		
46	塀	道路や民地との境界である。西側の壁は防火壁の役割を担っている。南側に非常口が二箇所ある。	



図 4 - 6 ①～④共通 構成要素分布図

⑤：陣屋前広場エリア

【B：本質的価値に準ずる価値を有する諸要素】

No.	構成要素	摘要	写真
47	大溝	江戸時代のどの指図にも「幅一丈」とある。第二次整備工事にてコンクリート側溝から復元した。	

【C：その他の要素】

< 史跡の理解に必要な諸要素 >

No.	構成要素	摘要	写真
48	秋葉神社	石灯籠に安永2年の銘が記載されている。地域住民が管理している。	

No.	構成要素	摘要	写真
49	説明板（2基）	平成10（1998）年8月に岐阜県教育委員会が移設及び新設した、史跡解説板及び史跡の略図である。	

< 史跡の保存・管理に必要な諸要素 >

No.	構成要素	摘要	写真
50	便益施設（厠）	高山市所管である。	
51	植込	高山市所管である。	
52	史跡標柱	正面に「史蹟 高山陣屋跡」、右側面に「史跡名勝天然記念物保存法ニ依り昭和四年十二月文部大臣指定」、左側に「昭和六年三月建設」とある。	
53	照明（10基）	指定地内の植込に設置している。	
54	車止め（4基）	史跡と歩道の境に設置している。高山市所管である。	
55	消火栓（1基）	高山市所管である。	

No.	構成要素	摘要	写真
56	信号機（2基）	指定地内の植込に設置している。	
57	採水口		
58	マンホール、止水弁など		
59	工作物（看板2基）	高山市所管である。	
60	手水鉢・灯籠	高山市所管である。	

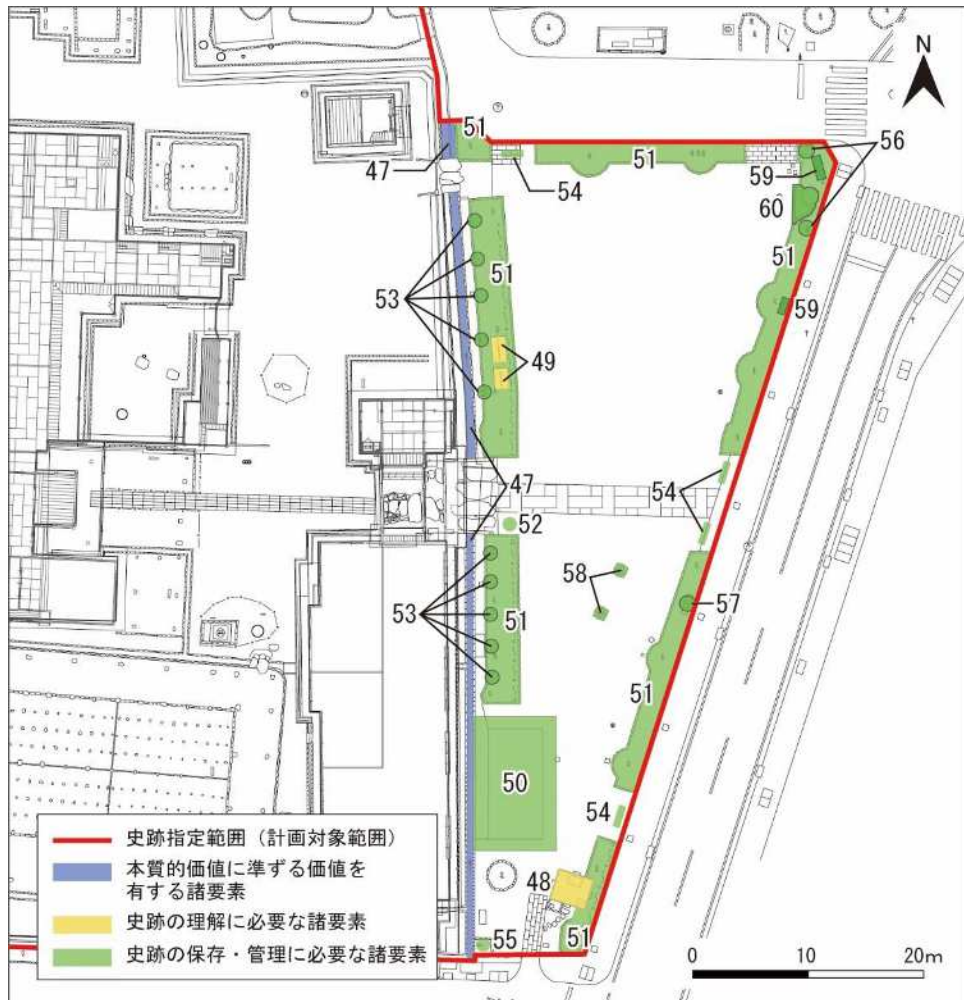


図 4－7 陣屋前広場エリア構成要素分布図

なお、上記 A～C の他にも、本史跡の指定範囲外の関連する諸要素 D が存在する。これは、近世には高山陣屋の敷地内にあったものが近代以降指定地外に移動したものである。

【D：指定範囲外の関連する諸要素】

名称	摘要	写真
陣屋稲荷神社	文政 13 年『御勝手方御建替御普請皆出来形掛絵図面』（写真 3－4）中の西側にある「稲荷大明神宮」は、市内の一本杉白山神社に移転している。境内には、飛騨郡代が寄進した灯籠がある。	
根古石	文政 13 年の絵図中の「稲荷大明神宮」の跡に祀られている。市の史跡として指定されている。	

名称	摘要	写真
番所跡	上記文政 13 年の絵図中の、「稲荷大明神宮」の南にある建物で、文化 13 年以前の絵図には「番所」と記されている。現在同場所は民地であり、番所の面影はない。	

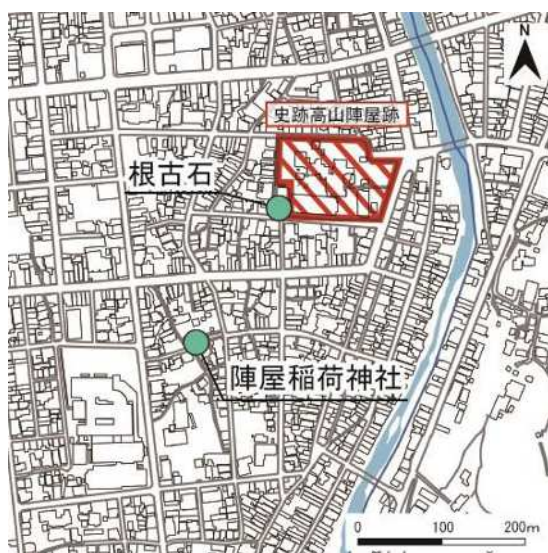


図 4－8 指定範囲外の関連する諸要素の位置図

また、史跡の構成要素ではないが、本史跡と密接にかかわるものについて、下記の資料が存在する。

名称	摘要	写真
「天朝御用所」の立札	慶応 4 年に、東山道鎮撫使の竹澤寛三郎が飛騨を接收し、高山陣屋に入った際に陣屋門前に掲げられた。現在は御蔵で展示中である。	
飛騨郡代高山陣屋文書	江戸時代から明治時代にかけての高山陣屋に関する記載を含む行政文書や絵図の総称である。(岐阜県所蔵)	

第5章 大綱・基本方針

第1節 大綱

本史跡は、現在に至るまで近世の姿を伝えてきた。また本史跡は、地元にとっては朝市の開催場所として親しまれた場であるとともに、地域のシンボルのような存在である。第二次、三次の整備工事には、建物の復元を望む地域の要望が強かったことから、地域にとってかけがえのない文化財であるといえる。

整備完了後も、本史跡は定期的な屋根の葺替工事を継続し、整備後の姿を保っている。保存整備には屋根板の葺替えに樽へぎの技術は欠かせないもので、この技術も地元高山での後継者育成の努力があったからこそ残っているものと考ええる。また、本史跡は高山市の観光地の一つであり、飛騨地域を代表する文化財の一つとして県外からも注目を集めている。これらのことから、本史跡の大綱（ビジョン）を次のように定める。

大綱：守る、伝える、グローバル

【目指す姿】

- ・調査、研究を継続し、近世に思いを馳せることができる場として適切な保存を行う。
- ・史跡整備を通じて高山陣屋の歴史や価値、魅力を広く発信し、これまで守られてきた文化財や、培われてきた伝統的な技術を後世に継承する。
- ・地域（ローカル）のシンボルとして高山市をはじめとする地元組織等と協力し、海外（グローバル）からの旅行者を含め、来訪者に広く公開する。

第2節 基本方針

以上の大綱から、次のことを基本方針とする。

(1) 保存管理（守る）

史跡の価値を守り、次世代へ継承できるよう適切な保存管理を行う。

- ・ 史跡の本質的価値を守るための必要な日常的な清掃や管理、見回りを継続する。
- ・ 来訪者に対して、高山陣屋跡が史跡に指定されていることや近世から残る建物があることを知ってもらい、文化財の保護に対する意識を高める。
- ・ 高山陣屋文書を含む文献調査や発掘調査、建造物の類例調査、部材調査、状況調査、建物内の墨書の調査など、史跡の内容を明らかにする継続的な調査・研究により、史跡の価値を見直す。

(2) 活用（伝える・グローバル）

本史跡は、公開エリアを限定して一般開放している。文化財の破損等に気を付けながら、引き続き広く開放していく。

- ・ 訪日外国人を含む来訪者の理解を深められるよう、展示品や解説板、動線の工夫を行い、満足度向上に努める。
- ・ 県内の学校に対し、高校生以下無料の呼びかけを継続する。
- ・ 文化の日の無料開放を継続する。
- ・ 学校団体の受け入れ、朝市の開催を継続する。
- ・ 活用の際にはルールを設け、文化財に影響を及ぼさないよう努める。
- ・ 「誰もが気軽に訪れることができる史跡」を目指し、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮する。

(3) 整備（守る・伝える）

本史跡の価値を守り、保存・活用につながる整備を行う。ただし、本質的価値を損なう整備が行われてはならない。整備は計画的に行い、部分的な整備であっても材・色彩を十分に検討し、史跡全体に馴染む整備を目指す。

- ・ 屋根板の葺替え工事は、伝統的な技術を披露する場としてあり続けるとともに、技術継承者の実践場所として地元への還元を目指す。
- ・ 学術的調査研究に基づく保存整備を行う。
- ・ 防犯・防災対策等を行う。
- ・ バリアフリー、ユニバーサルデザインを意識した活用的整備を行う。

(4) 運営体制

将来にわたり本史跡を保存、整備、活用していくためには、岐阜県と高山市、地域との連携は欠かせない。また、適切な運営のため、有識者の助言を得ながら運営する。

- ・ 高山陣屋運営懇話会の開催により、市民の意見を集める。
- ・ 有識者会議の開催により、整備及び運営に関する意見を集める。

第6章 保存管理

第1節 保存管理の現状と課題

本史跡は年間を通じて一般に開放しており、日頃から清掃や小修繕を行っている。

しかし、三次整備から20年以上が経過し、小修繕等では対応しきれない経年劣化が発生していることは否めない。本節では、本史跡の保存管理の現状及び課題について記載する。

【史跡の現状】

整備箇所の経年劣化

- ・御役所の湯呑所の角の礎石が沈み、礎石と建物の間に隙間がある（原因は不明）。応急処置として、建物と礎石の間に楔のように木の板を入れている。
- ・御門の傾き等、近世から残存する建物部分を中心に経年劣化が見られる。
- ・帳面土蔵跡西側の排水路のセメントと石が剥がれていることが確認されている。
- ・復元建物の外壁、特に木材部分の老朽化が見られる。御役所、役宅などのほか、表門、不浄門、外堀などの老朽化が著しい。
- ・令和5年度の能登半島地震時には、小規模ではあるものの建物の壁に亀裂が入った。

板葺屋根の維持管理

- ・樽板の原材料のネズコの入手が困難である。近年はサワラやスギを使用しているが、これらの樹種も手に入りにくくなる可能性がある。
- ・樽板は職人が手作りするため、一度に大量の板の納品は困難である。また、板を樽ぐ技術を有する職人も限定されるため、発注先が限られる。

このような現状から、次のような課題が考えられる。

【課題】

- ・目視により劣化が確認される箇所の他にも建造物に傷みが見られる可能性があり、建造物全体の状態の調査を行う必要がある。必要に応じて建物やその周辺の地盤の調査を行うことも検討することが望ましい。大規模災害時には、被害状況調査を行う必要がある。
- ・調査に基づく文化財保存のための計画を立てる。
- ・樽板の入手方法や材料の調達は、柔軟に対応する必要がある。

建物の修繕工事を行う場合は、資材や色などに配慮する必要がある。また、表門や堀、不浄門は市所有地の付近であり、朝市に来る一般観光客など、本史跡の入場者以外の交通も多い場所である。特に表門は、本史跡の入口であり、入場者・退場者が必ず通過する。保存の措置を講じることは勿論だが、修繕等により封鎖する場合、新たな動線を検討する必要がある。

第2節 保存管理の方向性とその方法

全国に唯一現存する郡代、代官所である本史跡を後世に残すため、本史跡の保存管理の方向性に次の4点を掲げる。また、この4点について、保存管理の具体的な方法を記載する。

文化財の価値を損なうことがない保存管理を心がける

- ・日常的な点検、清掃を継続し、必要に応じてモニタリングを行う。これらにより、き損のおそれがある場所の早期発見に努める。
- ・き損のおそれがある場所については、国と協議しながら適切な措置を行う。
- ・史跡の保存・活用、整備を行うための方法を随時検討する。その際、専門家に意見を求めながら実施する。
- ・歴史資料の調査を行い、保存管理の措置は、史跡の価値を損なわない修繕・修景を行う。

法に基づいた適切な手続きを行う

- ・現状変更等を行う際には文化財保護法に基づいた手続きを行う。
- ・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に基づく標識を設置する。

保存のための調査を継続する

- ・飛騨地域の建造物の類例調査等により、建物の保全に努める。
- ・高山陣屋文書や絵図との突合作業により、近世の本史跡の変遷を明らかにできるようにする。

開かれた史跡としての保存管理を目指す

- ・文化財への影響が軽微であると判断できるエリアに限り、来訪者を受け入れる。
- ・史跡活用の申し出には、文化財の保存に影響がない行為かどうかよく確認し、影響がないと判断した場合に限り、許可する。

第3節 現状変更等の取り扱い方針及び取り扱い基準

史跡の形状を変更し、その保存に影響を及ぼす行為を「現状変更」という。現状変更を行う場合、文化庁長官もしくは高山市教育委員会の許可（もしくは同意）を得て行うことができる。本節では、現状を変更する必要が生じた時のために、現状変更の取り扱いの方針及び基準について記載し、整備や活用の指針とする。

（１）現状変更等の取り扱い方針

史跡の本質的価値を損なうものや、史跡の保存・活用上必要な行為以外の現状変更は、原則認めないものとする。なお、史跡の保存・活用に係る整備等については、協議の上判断する。史跡内での現状変更の取り扱い基準は、次の表のとおりとする。

対象物	取り扱い基準
建造物 (復元建物を含む)	・新築・増築は、原則認めない。
	・現在の位置、形状を保つことを前提とした保存修理や改築は認める。 ・壁の剥離や屋根板の葺替等状況に応じた保存、修景等は認める。 ・防災に関するものは、遺構や景観に影響を及ぼさない範囲で認める。
工作物	・新設は、原則認めない。
	・史跡の管理、保存・活用、整備等に伴い、必要と判断されるものは設置を認める。 ・工作物の撤去・改修は、史跡に影響を及ぼさない範囲に限り認める。 ・インフラ等公益上及び史跡の保存・管理上必要なものは、史跡に影響を及ぼさない範囲で認める。
仮設物	・掘削を伴わない物の設置は、原則認める。
	・基礎工事等の掘削を伴う設置は、史跡に影響を与えないことを前提に認める。
植栽等	・原則認める。
	・盛土等により史跡を保護し、景観に配慮した植樹等は認める。 ・伐根等の掘削を伴わない伐採は、景観に影響のない範囲で認める。 ・伐根等の掘削を伴う伐採は、史跡に影響を与えないことを前提に認める。
発掘等の調査	・原則認める。
	・史跡の保存・整備等に必要な資料採取や発掘等調査のための現状変更は、史跡に影響が及ばない範囲内で認める。

その他の現状変更については、行為の内容により可否を決定する。また、現状変更等は、上記取り扱い基準の他、関係法令との整合性にも配慮しなければならず、史跡の保護や景観に影響を与えないことを前提に協議し、可否を決定する。

（２）構成要素ごとの取り扱い基準

現状変更の取り扱い基準を、構成要素ごとに具体的に表すと、下記のとおりとなる。ただし、前述のとおり史跡の本質的価値を損なう現状変更は認められない。

＜本質的価値を有する構成要素＞

No.	構成要素	現状変更の取り扱い基準
1	御役所建物	・建物の現在の位置・形状を保ち、新築・増築等の変更は原則認めない。 ・外壁の補修や床、柱等の補強等、屋根葺替工事等の日常管理や、状況に応じての保存、修景は認めるものとする。 ・避雷針、耐震壁、火災報知器等の防災施設は、史跡の保護及び景観への配慮を前提に設置を認める。 ・発掘等の調査研究は、史跡の保護を前提に認める。 ・修理・整備は、原則として同材・同工法による整備を行う。
6	勝手土蔵	
20	御蔵	
25	書物蔵	
26	門番所	
27	表門	

＜本質的価値に準ずる価値を有する諸要素＞

No.	構成要素	現状変更の取り扱い基準
2	復元建物 (御役所)	・建物の現在の位置・形状を保ち、新築・増築等の変更は原則認めない。 ・屋根葺替工事等の日常管理や、状況に応じての保存、修景は認めるものとする。 ・修理・整備の際は、原則として同材・同工法による整備を行う。 ・避雷針、耐震壁、火災報知器等の防災に関するものは、史跡の保護及び景観への配慮を前提に認める。 ・発掘等の調査研究は、史跡の保護を前提に認める。
7	復元建物 (郡代役宅)	
28	不浄門	
29	石橋	
30	塀	
8、 9	復元遺構	・史跡の保存活用に関する調査及び必要な修繕は認めるものとする。
10、 31	井戸	・現在の位置、形状を保ち、変更は原則認めない。 ・発掘等の調査研究は、史跡の保護を前提に認める。

＜史跡の理解に必要な諸要素＞

No.	構成要素	現状変更等の取り扱い基準
3、 11、 21	建物跡	・現在の位置・形状を保ち、新築・増築等の変更は原則認めない。 ・発掘等の調査研究は、史跡の保護を前提に認める。
4、 12、 22、 32	説明板	・必要に応じて撤去、更新、改修及び新規の設置を認める。 ・新規の場合、遺構に影響がない場所に設置し、景観に配慮する。 ・更新の場合は、既存の説明板設置時と同等の掘削範囲内に留める。
5	庭	・史跡内の維持・管理のための樹木伐採や除草は認める。 ・土地の改変のおそれがある伐根は認めない。 ・新規の植樹は、史跡の保存活用に有益であると認められる場合を除き、原則認めない。 ・調査及び研究によって、近世の庭の形状が明らかになった場合は、その姿に復旧することを認める。
13	池泉庭園	

＜史跡の保存・管理に必要な諸要素＞

No.	構成要素	現状変更の取り扱い基準
14、 23	水道	・史跡の維持管理に必要なものとして、既存の工作物の改修は認める。原則、新設を認めない。 ・蔵番長屋は、外装は指定地内の他の建物に合わせるのが望ましい。内装は、管理・運営面を考慮した現代的なものとする。 ・バリアフリー動線や多目的トイレの設置等、社会的配慮に関する現状変更は、史跡に影響がない範囲内で原則認める。
15	渡り廊下	
16	石橋	
24	階段	
33	注意喚起板	
34	橋	
35	蔵番長屋	
36	石畳及び砂利敷	
37	立入防止柵	
38	ポンプ小屋・作業小屋	
39	貯水槽	

＜調整が必要な諸要素＞

No.	構成要素	現状変更の取り扱い基準
17	記念碑	・新設は原則認めない。 ・既存の工作物の除去については、史跡に影響がない工法でのみ認める。
18	小屋	
19	旧貯水槽	

(3) 現状変更の申請区分

現状変更は、その内容によって許可権者が異なる。文化財保護法第 125 条における現状変更では、文化庁長官の許可を得ることとされている。また、文化財保護法施行令第 5 条第 4 項 1 によって、高山市の許可により実施可能なものもある。なお、文化財保護法第 125 条第 1 項に掲げる「維持の措置」により、許可が不要な場合もある。それらは下記のとおり整理することができる。

許可権者	現状変更内容
文化庁長官	・発掘等の調査 ・本質的価値を伴う建物の整備、修景、修繕 ・史跡内の整備に伴う土地の形質変更 ・その他下記以外の行為を行う場合
高山市教育長	・2年以内の設置を期限とする小規模建築物の新築、増築、改築 ・設置から50年未満の建築物及び工作物の除去 ・工作物の設置、改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していないものに限る） ・道路の補修、修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更を伴わないものに限る） ・管理に必要な施設の設置、改修（法第115条第1項に規定する管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設） ・雪下ろし作業のための丸環の設置 ・電柱、電線、ガス管、水道管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ・支障木の伐採 ・史跡名勝天然記念物の保存の他必要な試験材料の採取
許可不要	・維持の措置または非常災害のために必要な応急措置 ・史跡のき損、衰亡時の現状復旧 ・史跡のき損、衰亡の拡大防止 ・砂利や碎石の補填 ・屋根の葺替え、板返し及び修繕 ・水道管、ガス管等の破損により緊急的かつ応急的な修繕を行う場合（掘削は原則、過去の掘削範囲に留めることとする。） ・樹木の雪吊り ・掘削を伴わない建造物及び工作物の改修 ・建物の小修繕 （壁の亀裂の補修、サッシの修繕、畳の張替え、床板の張替え、防腐剤の塗布等） ・蔵番長屋の内装改修（掘削を伴わないものに限る）

※上記表に記載のない行為は事前に岐阜県と協議を行うこととし、必要に応じて文化庁及び高山市と協議を行う。

第7章 活用

第1節 活用の現状と課題

【活用の現状】

(1) 一般公開エリア

本史跡は史跡指定範囲のほぼ全域を一般に公開しているが、警備上の課題や冬期間の降雪や凍結による入場者の安全確保などの観点から必要の都度、進入制限区域を設けている。



図7-1 進入制限区域図

表7-1 進入制限区域一覧

進入制限区域	時期
①北西側：緊急車両スペース、防災ポンプ・作業小屋	通年：非観覧区域
②西側：中間部屋跡、侍部屋跡	通年：完全な死角となるため 警備上課題あり
③中央地：池泉庭園	通年：安全対策（池あり）
④北東側：元締等役宅跡、帳面土蔵跡、書物蔵、植栽、遊歩道	冬期間：安全対策（降雪や凍結による危険回避）
⑤南側：御蔵跡、遊歩道、業務通路	冬期間：安全対策（降雪や凍結による危険回避）
⑥南側：蔵番長屋（事務棟部分）	通年：非観覧区域

（２）来場者の状況

本史跡は昭和 49 年に一般公開を開始し、令和 4 年度までの来場者数は 1,900 万人にのぼった。観光都市である高山市への国内外からの観光客の増加により、平成 3 年度には過去最大の 576,225 人の来場を記録し、令和元年度までは 30 万人規模の来場者を記録している。

令和 2 年度から 4 年度は、新型コロナウイルス感染症の世界規模の感染拡大により、全国規模で観光客が大幅に減少し、本史跡の入場者も大きく減少に転じた。その後、令和 5 年 5 月 8 日、世界的流行の落ち着きとともに日本では新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同じ「5 類」に見直し、日本もようやく「ウィズコロナ」から「アフターコロナ」に転換した。これにより、世界的な経済正常化が進み観光客の大幅な増加が認められた。令和 5 年度には、入場者数はコロナ禍前（平成 30 年度）の 8 割まで回復している。

表 7－2 本史跡の直近 10 年の来場者一覧

(単位：人)

年度	来場者数	来場者数の内訳			
		日本人	外国人	外国人の内訳	
				欧米系	アジア系
平成 26	298,083	220,121	77,962	21,125	56,837
平成 27	346,609	246,963	99,646	29,972	69,674
平成 28	350,624	239,123	111,501	32,875	78,626
平成 29	332,583	215,387	117,196	38,315	78,881
平成 30	324,107	194,996	129,111	45,030	84,081
令和 1	345,786	202,240	143,546	49,442	94,104
令和 2	103,604	102,203	1,401	699	702
令和 3	103,639	102,453	1,186	492	694
令和 4	193,780	178,273	24,026	12,031	11,995
令和 5	300,078	179,052	121,026	66,427	54,599

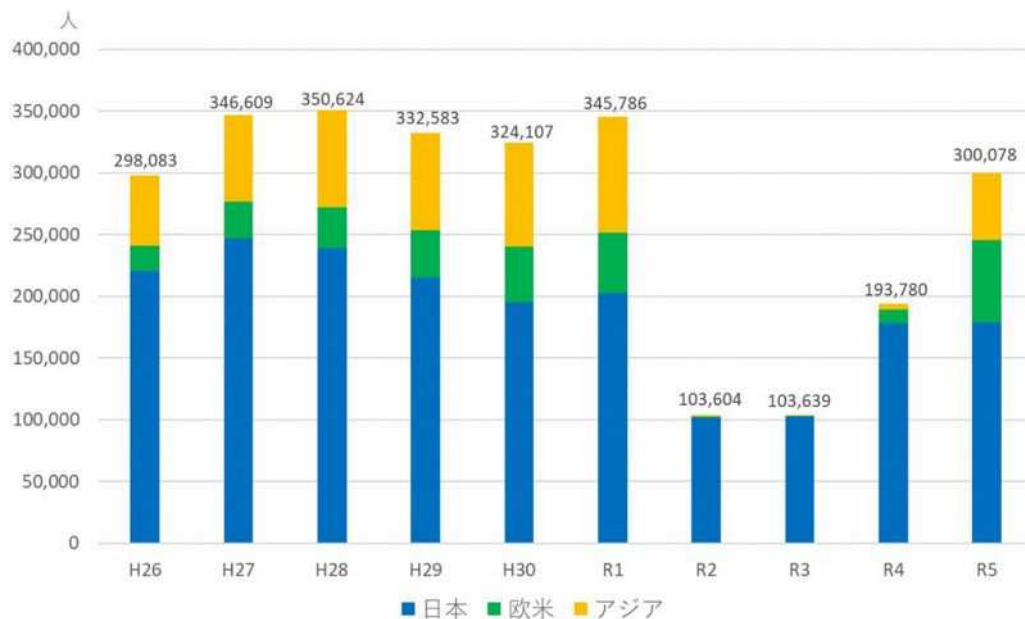


図 7－2 入場者数の推移

(3) 活用状況

<施設案内状況>

本史跡では江戸時代の高山陣屋の概要の他、建築物に施された伝統建築の特徴等、史跡の魅力を伝えるために公開範囲の各室の名称や活用方法のほか、観覧ルートの案内板等を設置している。さらに QR コードを利用した音声ガイドサービスを行うなど、サービスの充実に取り組んでいる。

表 7-3 案内板の概要

種別	表示内容	写真
誘導	- 各施設の入り口などに設置している。 - 日本語、英語、中国語の3か国語表記が多く、一部ハングル表記としている。	
誘導 (観覧ルート)	- 観覧の順路を表示しており、管内で迷われることがないように複数の箇所に設置している。 - 日本語、英語の2か国語表記としている。	
施設案内	施設内を用途別に案内表示しており、日本語、英語、中国語の3か国語表記としている。	
施設ガイド	携帯端末で QR コードを読み取ることにより、音声ガイドを利用することができる。	
注意事項	- 管内の遵守事項に関する注意喚起を促すもの。 - 日本語、英語、中国語の3か国語で表記している。	
注意事項 (イラスト)	管内の遵守事項に関する注意喚起を促すもの。外国人対策としてイラスト形式を併用している。	

＜展示事業・企画イベント＞

本史跡の展示施設である御蔵を活用した展示事業の開催、将来を担う地元小中学生をはじめ本史跡を訪れた方々を対象とした体験型イベントの開催を通じ、江戸幕府が統治した直轄領時代を振り返り、改めて飛騨の歴史を体感できる機会を設けている。これらの企画は新型コロナウイルス5類感染症移行後の令和5年度から順次通常開催しており、令和6年度には従来の事業を全て再開している。

表7-4 御蔵を活用した近年の展示事業

年度	テーマ	内容
平成25	幕領飛騨と塩硝 ～江戸時代のバイオテクノロジー～	幕領飛騨における塩硝の生産と流通
平成26	幕領飛騨の御巣鷹山 ～江戸へ送られた鷹の雛たち～	将軍家への上納のための巣鷹の産地としての役割を持った飛騨の山林
平成27	幕領飛騨の御留山と植木場	江戸時代の育林と育樹
平成28	史跡高山陣屋の近現代史	明治以降の高山陣屋の様相と、史跡として保存・整備・公開に至った経緯
平成29	高山陣屋の「表」と「奥」	武家の住まい様式である「表(当主の執務空間)」と「奥(家族の居住空間)」
平成30	飛騨の近代化をささえた産業 ～蚕と糸～	明治・大正・昭和にわたり山国飛騨の経済を支えた蚕糸業
令和1	郡代豊田友直の時代 ～天保年間の高山陣屋～	豊田郡代の在勤した天保年間の高山の姿を紹介した
令和3	幕領飛騨のおもてなし	代官・郡代の交替や将軍の代替わりごとに陣屋を視察した巡見使に対するおもてなし
令和6	城下町から陣屋町へ —絵図からひも解く高山の変遷—	絵図などの史料を元に、城下町高山から陣屋町高山への変遷をたどる

※令和4・5年度は実施せず。

表 7-5 企画イベント（歴史体験プログラム）一覧

イベント名称	対象	内容	写真
ブラ高山	一般	高山陣屋ゆかりの周辺施設をめぐる、当時の陣屋町をイメージした街歩き。	
夏休み陣屋クイズ	小学生 及び保護者	夏休み期間に高山陣屋を観覧しながらクイズに挑戦する。	
ナイト陣屋	一般	普段は入館できない夜の陣屋を会場として、大原騒動など個別のテーマについて講話や施設見学を行う。	
こどもじんや	地元小学生 (社会見学)	講話や施設見学を通して高山陣屋の知識を吸収し、高山陣屋の説明ガイドを体験する。	
匠チャレンジ	小学生高学年及 び中学生	伝統工法として継承される高山陣屋の屋根の葺き替え作業を体験する。危険を伴うため、従来から開催実績のある実演イベントの開催を検討中である。	

本史跡に関連する展示やイベントの他にも、年中行事に合わせた展示活動や日本の伝統的文化を観覧できる機会を創出している。また、日本を代表する将棋タイトル戦や近隣県との連携会議の会場として活用された実績がある。さらには岐阜県の伝統文化の魅力を発信する施設として多彩に活用が図られてきた。

このような活用事例も含め、本史跡の魅力は、映像コンテンツを豊富に盛り込んだ HP にて公開している。その他、各種観光雑誌や旅行会社の取材に対しても積極的に協力し、各種誌面で地域の魅力向上に取り組んでいる。

写真 7－1 年中行事に合わせた展示活動

新年の鏡餅、花餅 (1月上旬)	雛飾り (3月上旬～4月上旬)	端午の節句 (5月上旬～6月上旬)
		

写真 7－2 多彩な活用事例

将棋名人戦 羽生名人 VS 行方八段 (平成 27 年 4 月 22 日～23 日)	国府町金蔵獅子公演 (令和元年 9 月 8 日)	工芸品展示 (令和 2 年 9 月 26 日～10 月 4 日)
		

そのほか、陣屋前広場では、地域住民の憩いの場として大いに活用されており、朝市や演奏家を招いた町並みコンサートなど、中心市街地の更なる賑わい創出に向け積極的な取り組みが進められている。

以上から、今後も史跡の適切な管理を図りつつ来場者を安全に迎えることを第一としたい。また、近年では来場者の約半数が海外からの観光客であるなど、ここ 10 年の推移からも大きな変化が見られる。よって、海外向けの内容の充実だけではなく、本史跡を含めた地域の魅力アップも目指す必要がある。

この現状を踏まえ、次の 3 点を課題として掲げる。

【課題】

- ・ 史跡の適切な保存・管理を継続し、保存と活用を両立させる。
- ・ 国内外の来場者が興味を持つような展示、企画、コンテンツ等の充実を図る。
- ・ 地域の魅力向上につながるよう、周辺施設との連携や広報活動の展開を行う。

第2節 活用の方向性とその方法

文化財の価値を損なうことがないように、日常的な点検やモニタリングによる保存管理の徹底を遵守しつつ、活用の充実にも取り組むことを基本方針としたい。前節の課題や基本方針を踏まえながら、以下に示す方向性に基づき、本史跡の活用を図る。

史跡の保存と活用の両立

- ・文化財的価値に配慮すべき項目を遵守し、活用を進める。
- ・長年にわたり活用を図るため、経年劣化による問題点の検証結果を反映した保全対策を推進する。
- ・関連する古文書の収集や調査研究を継続的に実施し、調査成果を活かした事業を実施する。
- ・保全に直結する整備の進捗状況等をホームページ等を通じて情報発信し、文化財の保存に関心を持ってもらえる取り組みを検討する。
- ・来場者の下足袋調達等の運営経費の状況に応じた入場料の見直しを引き続き行う。

展示内容・企画イベントの充実

- ・本史跡に初めて来場した人を対象に、代表的なエピソードや伝統文化のポイントをまじえた紹介動画によりPRを図る。
- ・本史跡の見どころの一つである屋根の伝統工法や飛騨匠が用いた独特な金物道具をテーマとした展示内容を充実させる。
- ・既存の自主イベントにとどまらない新たな分野での体験型イベントの開催を検討する。
- ・専門的な分野に限った展示内容にこだわらず、伝統工芸品をはじめ本県の魅力発信につながるような万民が関心をもちやすい展示や実演の場を提供することも視野に入れつつ、展示内容の充実に努める。

周辺の関連施設と連携した広報活動の展開

- ・日本遺産「飛騨匠の技・こころ」の構成要素である本史跡の魅力発信をはじめ、関連施設と連携したイベント情報の広報展開を図るなど、幅広い情報発信に取り組む。
- ・陣屋前広場で開催される地域イベントと連携するなど、引き続き各種関係団体との連携体制を構築する。

第8章 整備

第1節 整備の現状と課題

(1) 整備の現状と課題

本史跡は、第三次整備までに史跡内のほとんどの箇所では絵図に基づいた近世の建物の整備が完了している。しかし、三次整備の完了から20年以上経過し、見直しが必要な場所が生じている。このことから、本史跡の整備の現状を取りまとめると下記の3つが挙げられる。

【史跡の現状】

現存建物・復元建物

- ・日常の巡視により、修繕が必要な場所の早期発見ができています。また、小修繕は常駐する営繕手を中心となっており、大規模な破損を未然に防ぐことができています。
- ・目視できない建物内部の劣化状況が不明である。
- ・屋根の葺替は、平成25年度に策定した保存修理事業計画に基づき、毎年実施している。
- ・屋根の野地板や建具の劣化が進んでいる。

指定地内の工作物

- ・不用になった工作物や、経年劣化が著しい工作物が存在する。

再整備の見直しが必要な箇所

- ・史跡内の庭（構成要素 No. 5、No. 13）は、第一次整備時に整備された記録があるものの、近世の庭の様子に復原しているとは言い難い。
- ・十分なバリアフリー対応ができておらず、段差が多い場所や便益施設が整っていない。

このような現状から、次の課題が考えられる。

【課題】

- ・現行の屋根の葺替計画は令和10年度までで終了予定であり、今後の長期的なライフサイクル計画が必要である。
- ・現存建物のうち目視不可の箇所について、状況調査が必要である。
- ・経年劣化が著しく危険を伴う工作物は、撤去する必要がある。
- ・近世当時の池泉庭園や中庭の様子を明らかにし、将来的には復原することが望ましい。
- ・多目的トイレの設置等、便益施設の再整備を行う必要がある。

第2節 整備の方向性とその方法

前節の課題は、(1)「保存のための整備」と(2)「活用のための整備」に分類される。本節では、それぞれの課題がどの整備に属するかを明らかにし、整備の方向性及び方法を記載する。また、屋根板の葺き替え及び庭の復原については、次節で触れる。

(1) 保存のための整備

現状の保存に努め、必要に応じて計画的な整備を行う

- ・ 現況確認の調査を行い、建物の状況を把握する。
- ・ 日常的なメンテナンスを継続する。
- ・ 整備工事の際は、工期、工法、採用する部材や色調を検討する。特定の樹種の入手が困難な場合、整備委員会や文化庁の指導の下、新たな樹種の採用も検討する。
- ・ 史跡全体の劣化状況の調査を行い、将来の再整備に向けた準備を進める。

調整が必要な諸要素の見直しを行う

- ・ 不用かつ危険と判断するものは速やかに撤去する。(構成要素 No. 18 小屋)
- ・ 不用だが危険を伴わないものは、史跡の景観を考慮して将来的に撤去する。(構成要素 No. 17 記念碑、No. 19 旧貯水槽)

(2) 活用のための整備

史跡内の再整備

- ・ 活用のための再整備を行う場合は、根拠に基づく整備を心掛け、本質的価値を損なう整備は行わないようにする。
- ・ 説明板等は遺構への影響や景観に配慮しながら、必要に応じて設置する。

バリアフリー対応について

- ・ 多目的トイレの再整備や授乳室の設置を行う。また、段差が大きい箇所へのスロープの設置や滑りやすい場所への滑り止めを設置するなど、安全対策を行う。

第3節 屋根

(1) 屋根板及び屋根葺替について

本史跡における建物の屋根は木を割った板で葺いた板葺きである。板にはサワラやネズコを採用し、平成 25 年度以降、区画ごとに毎年葺き替えを行っている。本史跡の板葺屋根の種類は、次の3種類となっている。

表 8－1 屋根の種類一覧

種類	該当建物及び特徴	写真
こけらぎ 柿葺	玄関庇 ・木の板を幾重にも重ねて施工する。板は釘で留めて固定する。	
いしおきながくれぶき 石置長搏葺	御蔵 ・釘を使わず、板を棒と石のみで押さえる。 ・5年単位で板の上下・表裏を返し、20年間同一の板を使用する。 ・使用する板は、75cm×24cm×9.0mm。	
はんくれのしぶき 半搏熨斗葺	御役所・役宅・表門・門番所・蔵番長屋・書物蔵 ・釘を用いて板を固定する。 ・使用する板は、45cm×24cm×4.5mm。	



図 8－1 屋根の種類別平面図

（２）屋根板の現状と課題

近年、板の材料となるサワラやネズコが入手しづらくなっている。また、屋根に葺く樽板を作るには専門的な技術が必要であり、大量生産が難しい。以上の理由から、将来的に樽板の確保が困難になることが予想される。そこで、平成 30 年度から御役所の屋根の一部を試験的にスギにして経過観察を行っている。また、平成 25 年度から実施している計画的な屋根葺替は屋根板の交換に留まり、その下の野地板や垂木の交換までは行っていない。場所によっては、次回の屋根葺替時に野地板等の取替や修繕を検討する必要がある。

屋根の葺替えには、材料だけでなく技術的な課題もある。現在は官民との協力により、飛騨地域独特の樽板作成技術を体得した職人は増加した。しかし、職人が技術を継承するのに十分な仕事量があるとは言い難く、このままでは再び技術が途絶えてしまう可能性も否めない。このことは本史跡に限らず、飛騨地域の建造物が抱える課題ともいえる。

屋根板の作成には、伝統的な道具を必要とする。鍛冶職人の高齢化や技術継承が難しい業界の実情から、これらの道具を受注できる職人は県内には皆無であった。しかし、地元小売店の努力により県外から道具を調達するルートが確立されてきた。近年では県内の鍛冶職人の協力により、主要な道具のサンプル製作が実現するなど新たな道具調達の道ができつつある。

繋がれた技術を守るためには地元業者への継続的な発注が必要であり、またワークショップ等による普及啓発も欠かせない。このように、技術継承は屋根板のあり方と一体的に考えるべき事柄といえる。

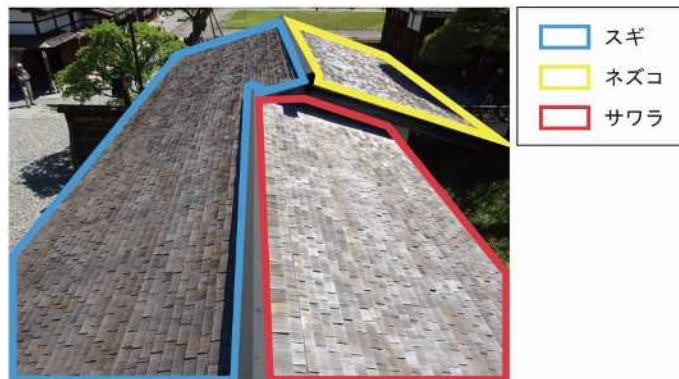


写真 8－1 樹種の比較

（３）方向性と方法

資材の大量入手が困難なことから、屋根の葺き替えは、建物全域を一斉に行うことは避け、今後も区画ごとに計画的に行うこととする。また、スギを屋根板に採用した箇所では、令和 6 年現在、スギはサワラやネズコに比べると耐久性が低いことが確認されている。よって、スギは緊急的に使用するに留めることが妥当で、従来通りサワラやネズコを屋根板とすることが望ましい。

屋根材に関する実験は、日当たりや風通し等の実施場所や使用する板目によって結果が変わることが予想される。よって、今後も引き続き条件を変えながら観測を続けることとする。現在の実験では、施工箇所は屋根の一方向のみに留まっているため、方向による日当たりや風通し等の条件の違いを観察するためにも、小規模な模型等を用いた四方向の経過観察も効果的といえよう。

また、スギだけでなく、サワラ・ネズコも定点観測を行い、劣化の過程を今後の整備の参考と

することが望ましい。これらの観測から得られる情報は、技術者のネットワーク構築にも役立つと考える。そのほか採用する樹種は、委員会及び文化庁と協議の上決定する。屋根葺替の計画は樹種のモニタリング結果も含め 20 年のサイクルの劣化状況を確認した上で策定することとする。

また、前述のとおり屋根板の下の部材の修繕を行う必要がある。しかし、修繕箇所は野地板等に留まるものであるのかは断定できない。第一次整備から約 50 年経過していることから、建物全体の状況調査を行い、必要に応じて解体等の工事を行わなければならない。

伝統的な技術の継承は、本史跡に留まらず地域的あるいは全国的な課題ともいえよう。第 7 章に記した「匠チャレンジ」のようなイベントは、技術の普及にも繋がる。本史跡の整備が飛騨地域における伝統技術の育成・継承につながるよう、地元への屋根板の発注や地元からの調達を積極的に行い、地域との連携を深める。また、文化財は修繕・整備が完了してから公開することが多いが、修繕中の様子を公開することで、保存技術も含めた文化財に対する幅広い興味をもってもらうきっかけになると考える。本史跡でも、安全を確保したうえでできる限り修繕の様子を公開し、整備を普及啓発に繋げていきたい。



写真 8－2 屋根葺替工事の様子

第 4 節 庭の復原

(1) 庭の現状と課題

近世の絵図から、庭があったことは確かであるが中庭及び池泉庭園の姿は定かではない。例えば、天明 5～文化 13 年の『高山陣屋絵図』（写真 3－2）と文政 13 年の『御勝手方御建替御普請皆出来形掛絵図面』（写真 3－3）を比べると、池泉庭園の池の形や排水機能に変化がみられる。また、池泉庭園内の池は昭和 28（1953）年には防火槽として池底を 2 m 掘り下げ、四周をコンクリートで固められた。昭和 31（1956）年に行った庭園工事では、池石や庭石を増補している。第一次整備工事前に行われた破損状況調査によると、池泉庭園は昭和 31 年の工事により旧観が壊されていることや近世の絵図から得られる情報が乏しいことから、大正初期及び昭和 31 年の工事の際の写真を参考に整備された。

下図中の A-A' 及び B-B' のとおり断面図を作成したところ、A-A' では地盤面と庭園南西の築山に約 1.25m の高低差が確認された。破損状況調査によると、この築山は「西南隅の高所は炭殻と焼灰の積土」と記載されている。県事務所時代の職員の記録に、「(ストーブの) 石炭殻は全部、中庭の傍の方へ持って行きまして火の用心に注意しながら灰を空けて、当番制でその灰を山の方へ捨ててきた」とあることから、この築山が該当すると推定される。また、B-B' の高低差は 0.5m であった。

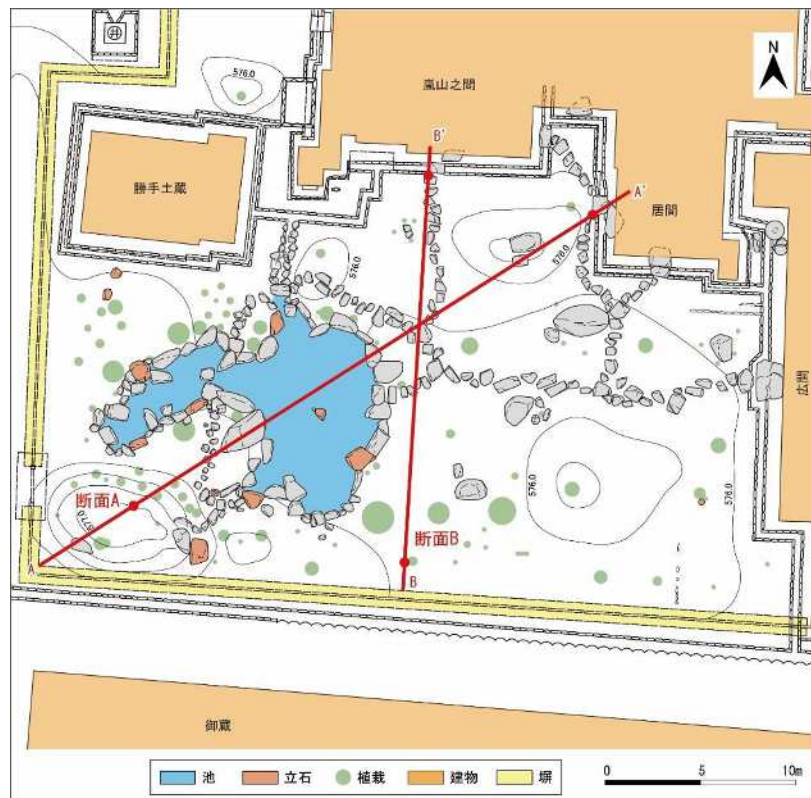
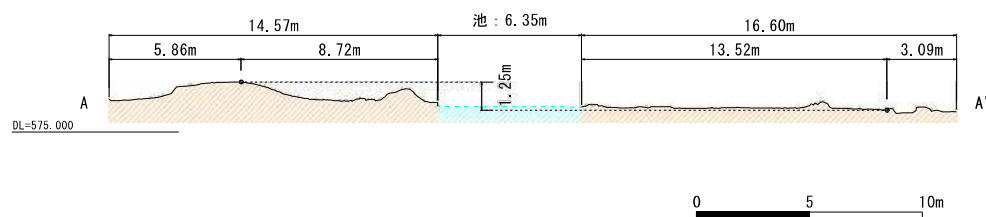


図 8－2 池泉庭園平面図

断面 A（地盤線のみ）



断面 B（地盤線のみ）

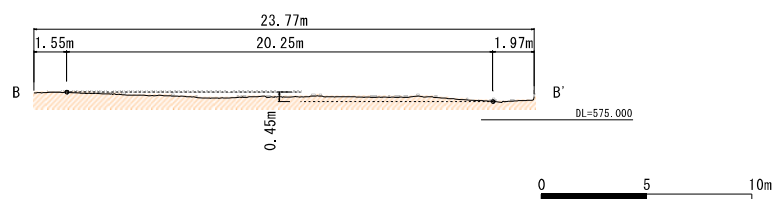


図 8－3 池泉庭園の断面図

庭園内の衰弱した樹木への対応も必要である。特に、衰弱が進んでいるのは庭中央のモミジで、この他に池泉庭園西側のカキにも衰弱が見られる。また、庭園南西の2本のサクラ、勝手土蔵付近のサクラも、第一次整備から50年以上が経過していることから、寿命が迫っていると推察される。樹木の衰弱は景観に影響を与えるだけでなく、倒木により来訪者や建物への危険が及ぶ可能性がある。来訪者等への影響という観点から、広間付近の2本のモミジは特に観察が必要と考える。

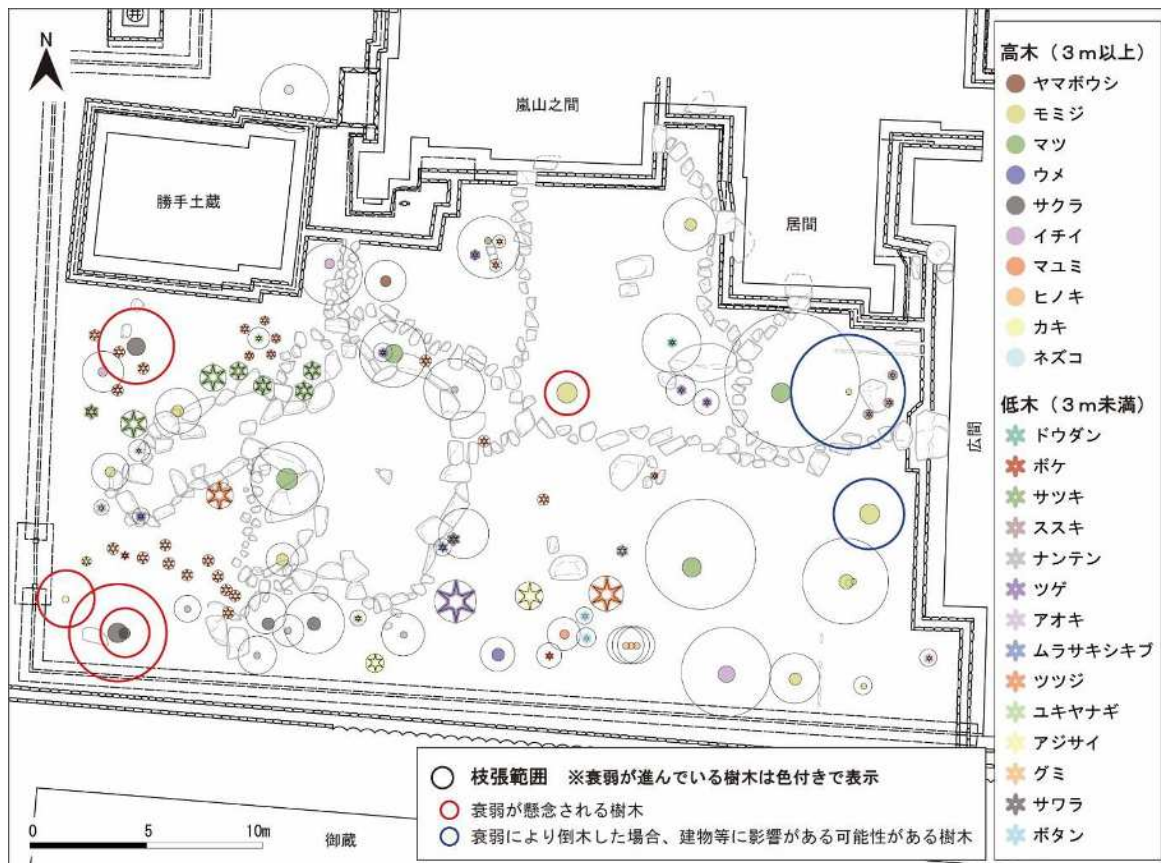


図8-4 池泉庭園樹木配置図

（2）整備の方向性とその方法

近世の姿への復元が望ましいが、それが定かではない以上、不用意に触れることは好ましくない。しかし、発掘調査や全国の他の陣屋の庭との比較研究等により近世の様子が明らかになった際は、池泉庭園の復元を行うこととする。それまでは、データを蓄積し、明らかになったタイミングで整備に着手することとする。

現状で庭園に対して行うべき処置として、危険木の処置は早期に行う必要がある。特に、衰弱が著しいと診断されている池泉庭園中央のモミジは、伐採の対象としたい。また、健全な樹木でも建物の近くにあるものは、建物のき損につながらないように必要に応じて剪定や伐採を行うこととする。ただし、第6章で触れているように、伐根は控える。これらの現状を維持・整備していくためにも、樹木の維持管理の計画を立てることも手法の一つと捉える。

第5節 近世から存続する建物

(1) 現状と課題

令和6年1月、本史跡の表門（構成要素 No. 27）が西の方向に傾いていることが確認された。また、門を支える木材と基礎となる石材の間に隙間が見られる。当該箇所は近代に大きな工事を行った記録はないことから、近世以来大規模な改修は行われていないものと思われる。令和6年度現在、専門家により危険性は低いと判断された。しかし、表門を含めた場所での劣化状況の調査は速やかに行われるべきである。

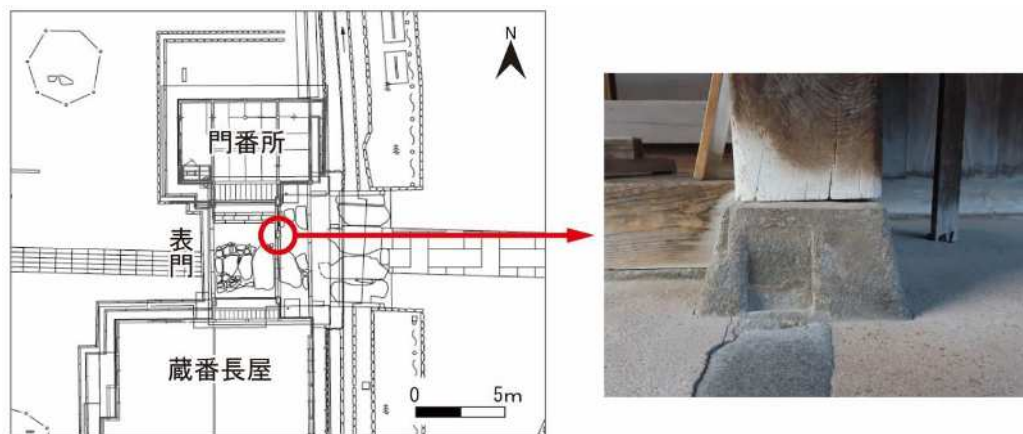


図8－5 表門の柱の状況

(2) 整備の方針及びその工法

劣化状況調査の対象は、本質的価値を有する近世から残存する建物のうち、御役所建物（No. 1）、門番所（No. 26）、表門（No. 27）とする。御蔵（No. 20）は、令和4年度に耐震工事が完了していることから、本調査の対象外とする。また、書物蔵（No. 25）は、第二次整備工事時に復原しており、近世から同一場所に残っていたものではないため、当該調査の対象外とする。

これらの整備は、傾きが視認される表門を最優先箇所とし、調査結果に基づき可及的速やかに行うものとする。表門は構造上門番所及び蔵番長屋（No. 35）と一体化しているため、これらも同時に整備する。調査及び整備工事は次のスケジュールを想定している。しかし、このスケジュールは最長の時間を想定したものであり、調査結果によっては工事期間の短縮が発生する。今後の災害に備えて少しでも早く整備に取り掛かることが望ましい。

調査・整備を優先的に行うのは本質的価値を有する部分であるが、その他復元建物も将来的には順次状況調査を行うものとする。建物の他にも、復元部分での地盤沈下が確認される部分があるため、これらに関する調査も必要である。しかし、一度に広範囲の調査・整備の実施には、施設の閉館や財源などの課題もある。調査の開始までは、当該箇所のモニタリングを継続するとともに上記の課題も含めた計画を立てる必要がある。

表 8-2 修繕に向けたスケジュール

	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
表門 門番所 蔵番長屋	調査	現状図作成 修繕方針決定	実施設計	工事								
御役所							調査	現状図作成 修繕方針決定	実施設計	工事		

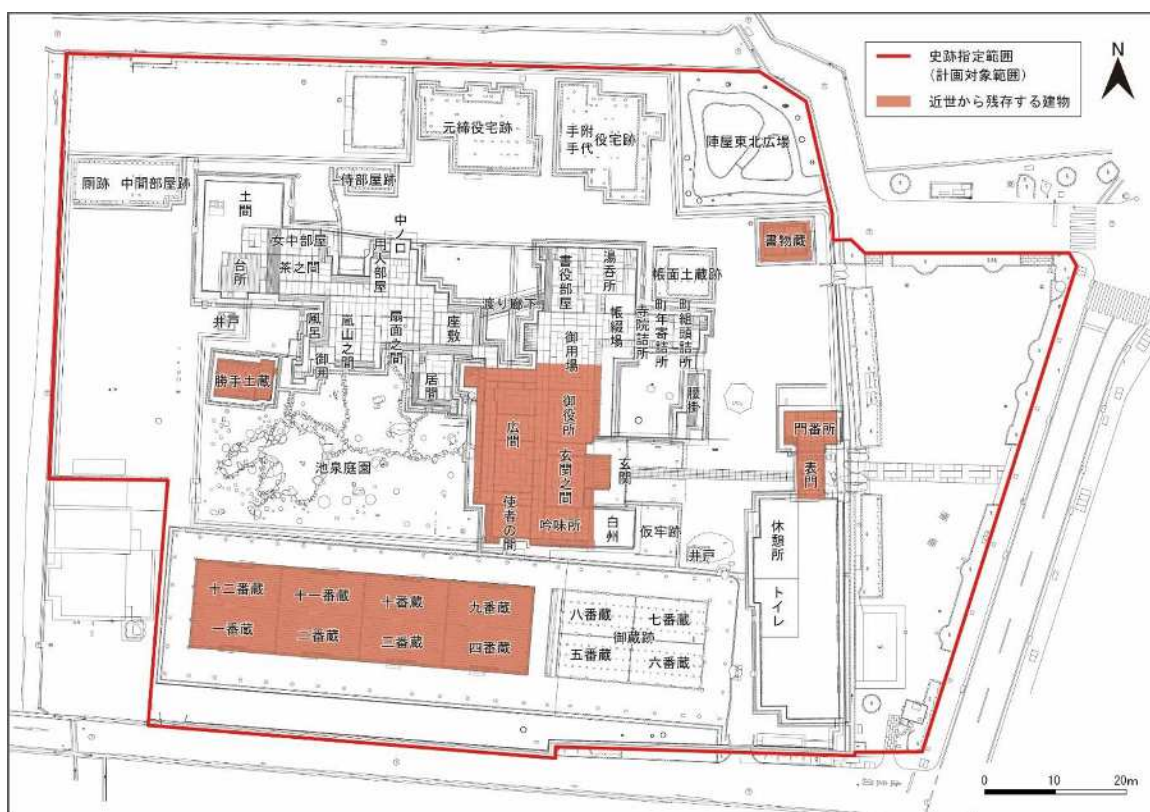


図8-6 近世から残存する建物

第9章 防災・防犯

第1節 防災の現状と課題

(1) 防災の現状

近年の地球規模での異常気象、そして大規模地震の発生など日本を取り巻く自然環境は大きな脅威と捉えられる。歴史的建築物がシンボルと言える本史跡にとっても、地震や火災による建物への被害は大きな懸念材料と言える。

近年の大規模災害としては、地震により原子力災害まで誘発した平成23年3月の東日本大震災、令和6年の元日を襲った能登半島地震が記憶に新しく、そのほか大規模災害が多くの文化財に被害をもたらしたことは言うまでもない。本史跡においても、能登半島地震では最大震度5弱の大きな揺れに見舞われた。幸い大きな被害は生じていないものの、建築物の一部の漆喰壁には目視で確認できるひび割れや剥離などの軽微な被害を受けたところである。

こうした地震による被害はもとより、様々な自然災害の発生を想定し、文化財の保全対策並びに来場者の安全安心の確保の観点から、ハード・ソフト両面の対策強化が求められている。

そのため本史跡では、ハード対策として大きな被害が想定される地震や火災の発生に備え、平成30年に実施した耐震診断結果を踏まえ令和4年度に耐震補強工事を行ったほか、令和3年度から4年度にかけて、史跡の近隣を火元とした火災も含めた災害発生時の被害縮小を目的とした設備整備（熱感知式の自動放水銃や操作性に優れた屋外消火栓の整備）に順次取り組んできた。

この他、日頃より管理者である県の防災対策飛騨支部もしくは警戒対策飛騨支部との協力の下、飛騨支部が実施する防災訓練へ参加するなど、自然災害による被害の最少化並びに迅速な復旧復興が果たせるようソフト対策の強化にも取り組んでいる。ソフト対策の取り組みにより、火災発生時における初期消火活動、来場者の避難誘導、救護対策用務に関する対応について、各担当職員が実働できる体制を整えている。

表9-1 令和6年能登半島地震による被災状況の例

場所	被災状況	写真
湯呑所など	漆喰壁（内壁）にヒビ割れが発生 （御役所、御用場、役宅2階の漆喰壁に同様のヒビ割れや隆起が発生）	
書物蔵	漆喰壁（外壁）にヒビ割れや剥離が発生	

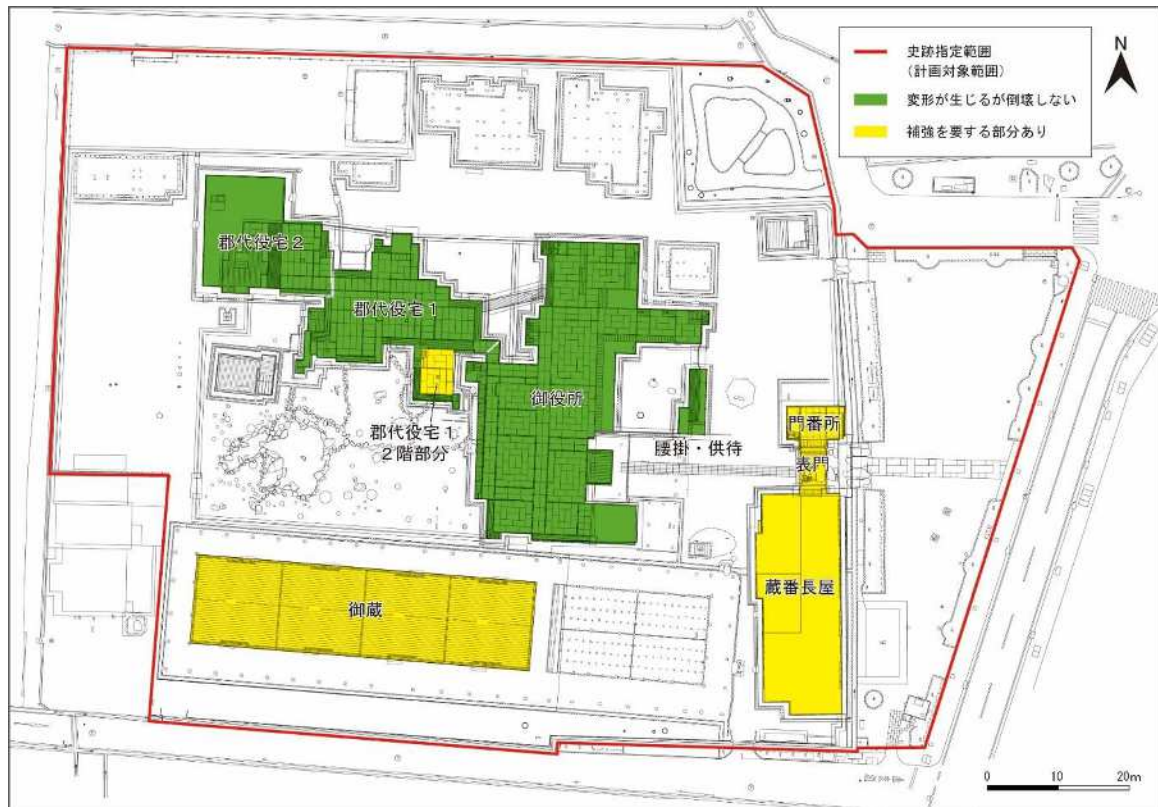


図 9 - 1 耐震診断対象建築物（平成 30 年実施）

表 9 - 2 耐震診断結果及び補強状況

建築物分類	平面図位置	診断結果	補強状況
御役所	緑色	変形が生じるが倒壊しない	—
郡代役宅 1	緑色・黄色	※ 2 階部分の補強を要する	令和 4 年耐震壁による補強が完了
郡代役宅 2	緑色	変形が生じるが倒壊しない	—
御蔵	黄色	※ 間仕切壁の補強を要する	令和 4 年耐震壁による補強が完了
腰掛・供待	緑色	変形が生じるが倒壊しない	—
表門・門番所・蔵番長屋	黄色	※ 蔵番長屋の補強を要する	今後の補強工事遂行に向け検討を要する

参考：耐震診断業務及び耐震設計業務で用いられた準拠基準

- ①重要文化財（建築物）耐震診断指針（平成 13 年 4 月 文化庁文化財部）
- ②伝統構法を生かす木造耐震設計マニュアル 限界耐力計算による耐震設計・耐震補強設計法（平成 16 年 3 月 木造軸組構法建物の耐震設計マニュアル編集委員会）
- ③木質構造設計規準・同解説（平成 18 年 12 月 日本建築学会）
- ④2015 年版建築物の構造関係技術基準解説書（平成 27 年 6 月 建築行政情報センター、日本建築防災協会）
- ⑤伝統的な軸組構法を主体とした木造住宅・建築物の耐震性能評価・耐震補強マニュアル（第 2 版）（平成 26 年 4 月 日本建築構造技術者協会関西支部）
- ⑥大阪府 木造住宅の限界耐力計算による耐震診断・耐震改修に関わる簡易計算マニュアル（増訂版）（平成 26 年 9 月 大阪府住宅まちづくり部建築防災課、一般社団法人 日本建築構造技術者協会関西支部）

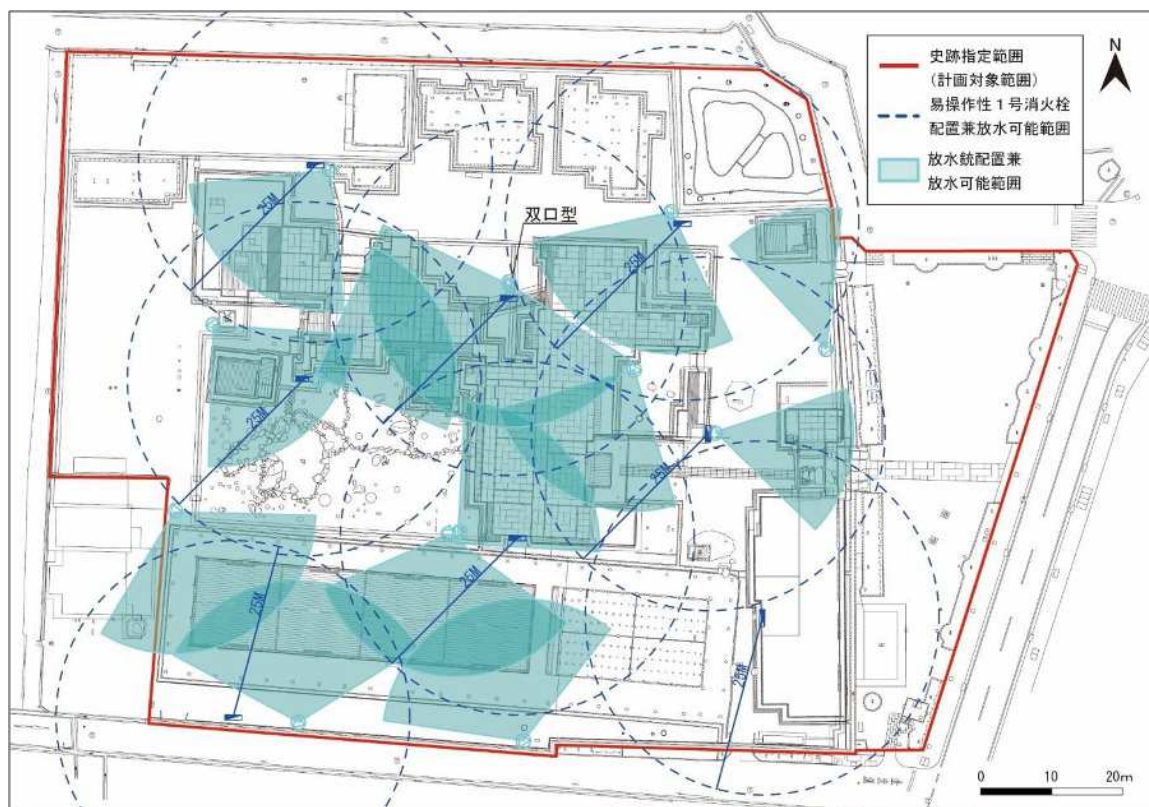


図 9 - 2 消火設備設置位置

表 9 - 3 消火設備一覧

設備種別	台数	役割	写真
ボール式自動首振放水銃	12	隣接の建造物火災などから飛来する火の粉や輻射熱を放水された水で火の粉を消火、構造物自体を冷却、飛散した水滴により輻射熱を反射・吸収により低減して延焼を防止する	
ボール式双口型自動首振放水銃 (書役部屋西庭)	1		
屋外易操作性1号消火栓	8	操作性の向上を図り、一人で操作可能なものとして開発された消火栓で、消火活動に必要な水を供給する	

表 9－4 防災訓練の実施状況一覧

訓練名	内容	参加者
高山陣屋消防訓練	敷地内からの出火を想定した総合訓練で、緊急通報、初期消火、避難誘導、救護の一連の実働訓練のほか、消火栓による放水訓練や消火器の実地講習を毎年度実施している。	・高山陣屋管理事務所全職員 ・高山陣屋自衛消防隊員（近隣住民） ・高山消防署員 ・消防設備点検業者
岐阜県総合防災訓練	県組織の全所属職員を対象とした非常時安否状況確認訓練を毎年度実施している。	・高山陣屋管理事務所全職員
物資輸送訓練	大規模地震災害における広域物資輸送拠点の運営を想定し、在庫状況の把握や輸送調整に関する実働訓練を実施。訓練内容は毎年度変更される。	・岐阜県防災対策飛騨支部の広域防災拠点用員
消防設備点検	法定設備点検を年2回、総合点検を年1回実施している。	・高山陣屋管理事務所職員 ・消防設備点検業者



写真 9－1 高山陣屋消防訓練



写真 9－2 消防設備点検

（２）予想される被害の状況

＜一般災害＞

本史跡の所在地である高山市における明治以降の災害の状況は、台風、豪雨によるものを除いては大規模なものはなく、将来予想される災害は、おおむね表 9－5 のとおりである。

表 9－5 予想される災害一覧

災害	摘要
水害	高山市の地理的条件から台風、集中豪雨等において河川の溢水などによる農地及び家屋などの浸水被害が予想される。
火災	高山市では大火災の発生は少ないが、市街地の東部は段丘上の地形であり木造家屋が密集していることから、台風時等の烈強風下や震災時等の特殊な条件下では大規模な火災の発生が予想される。また、市域の約 92% が森林であることから、林野火災の発生も予想される。
風害	大型台風が本市の南西部から北東に通過する場合にあっては、昭和 34（1959）年の伊勢湾台風時のように相当規模の被害が全市にわたって発生すると予想される。
雪害	高山市の降雪期における被害は、昭和 31 年、38（1963）年、56 年、平成 3 年の豪雪に見られるように、大規模な寒波の流入により強い降雪が継続し、100cm を超える積雪となることから、家屋、施設等の圧雪害及び交通に対する被害が多い。

本史跡の近隣では、過去に床下浸水の被害を受けた記録は残っていないが、高山市を縦断する宮川沿いでは数多くの洪水被害を経験している。高山市ハザードマップによれば、想定最大規模の洪水が発生した場合には本史跡周辺も 0.5～3 m 未満の浸水が想定されている。これは 1000 年に一度の洪水レベルを想定しており、発生の可能性は高いとはいえないが、被害想定には含めるべきものと考えられる。

風害に関しては、被害の可能性は高いものと考えている。近年では、平成 30 年 9 月の台風 21 号の際、御蔵の屋根板が外れ飛散する被害が発生している。これは、台風の直接的な被害というよりも、史跡周辺の建物で発生したビル風のような突風によるものと考えられる。御蔵の屋根板は釘での固定ではなく石置きで固定する伝統的な工法を維持しているため、今後も同様な被害が発生することは十分に想定される。

表 9－6 高山市地域災害発生状況

発生年月	災害種別	被害地域	被害状況その他
明治 2. 7	水害	宮川筋	宮川出水、決壊他被害大
5. 2	火災	宮川西地区	721 軒焼失
8. 4	火災	宮川東地区	1,032 戸、土蔵 44 棟、寺院 10 寺等焼失
23. 8	水害	宮川筋	宮川出水、家屋全失 1 戸、護岸決壊、橋梁流出 3 箇所
29. 7	水害	島川原町他	死者 9 名負傷者多数、山崩による家屋の全壊倒壊 20 戸、橋梁流出 2 箇所、堤防決壊多数
43. 7	水害	宮川筋	宮川出水氾濫、家屋の浸水多数、橋梁流出 2 箇所
43. 9	水害	江名子川筋	家屋浸水 210 戸、護岸決壊 8 箇所
昭和 7. 7	水害	宮川筋	宮川氾濫、橋梁流出 4 箇所、農地及び道路破損
10. 6	水害	市内一円	死者 3 名、苔川筋家屋浸水 300 戸、山崩 1 箇所、家屋倒壊 1 戸
33. 7	風水害 (台風)	岩滝地区	大八賀川氾濫、橋梁流出 2 箇所、家屋浸水、道路決壊 10 箇所
34. 9 (※)	風水害 (台風)	市内一円	各河川出水各地域に小規模被害発生 (※伊勢湾台風)
36. 6	水害	市内一円	苔川筋氾濫。家屋床上浸水 12 戸・非住戸 10 戸、床下浸水 500 戸、道路決壊 2 箇所、山崩・橋梁流出 2 箇所、護岸決壊 3 箇所
36. 9	風水害 (台風)	市内一円	家屋全壊 1 戸、半壊 23 戸、道路・樹木・工作物破損 7 箇所、非住家全壊 3 戸
39. 7	水害 (梅雨前線)	市内一円	山崩 1 箇所、土石流による家屋倒壊 2 戸、道路決壊 10 箇所、家屋浸水 50 戸
40. 9	水害(台風)	市内一円	家屋全壊 3 戸、半壊 13 戸、道路決壊 20 箇所
43. 8	水害	滝町ほか農村部	河川出水
46. 9	水害	市内一円	家屋全壊 2 戸、半壊 1 戸、浸水 1,142 戸、公共施設被害 17 箇所、道路決壊 54 箇所、橋梁流出 7 箇所、護岸決壊 29 箇所
56. 1	豪雪害	市内一円	重軽傷者 8 名、建物損壊 27 棟
平成 11. 6	水害(豪雨)	市内一円	家屋破損 6 棟、浸水 21 棟
16. 10 (※)	水害 (台風、豪雨)	市内一円	死者 2 人、行方不明者 1 人、負傷者 8 人、家屋全壊 1 棟、家屋半壊 5 棟、床上浸水 269 棟、床下浸水 317 棟、一部損壊 8 棟、住宅以外の建物 534 棟
26. 8	水害(豪雨)	市内一円	家屋全壊 1 棟、床上浸水 27 棟、床下浸水 152 棟、住宅以外の建物 108 棟

発生年月	災害種別	被害地域	被害状況その他
26. 12	豪雪害	市内一円	停電約 15,000 件、断水 90 件、家屋一部損壊 72 棟、住宅以外の建物 59 棟
30. 7 (※)	水害（豪雨）	市内一円	人的被害 1 人、住家 13 棟、非住家 6 棟、道路・橋梁・河川 162 箇所、農地等 421 箇所、林業施設 178 棟、水道断水 401 戸
令和 2. 7 (※)	水害	市内一円	住家 73 棟、非住家 33 棟、道路・橋梁・河川 338 箇所、農地等 383 箇所、林業施設 634 箇所、水道断水 371 戸

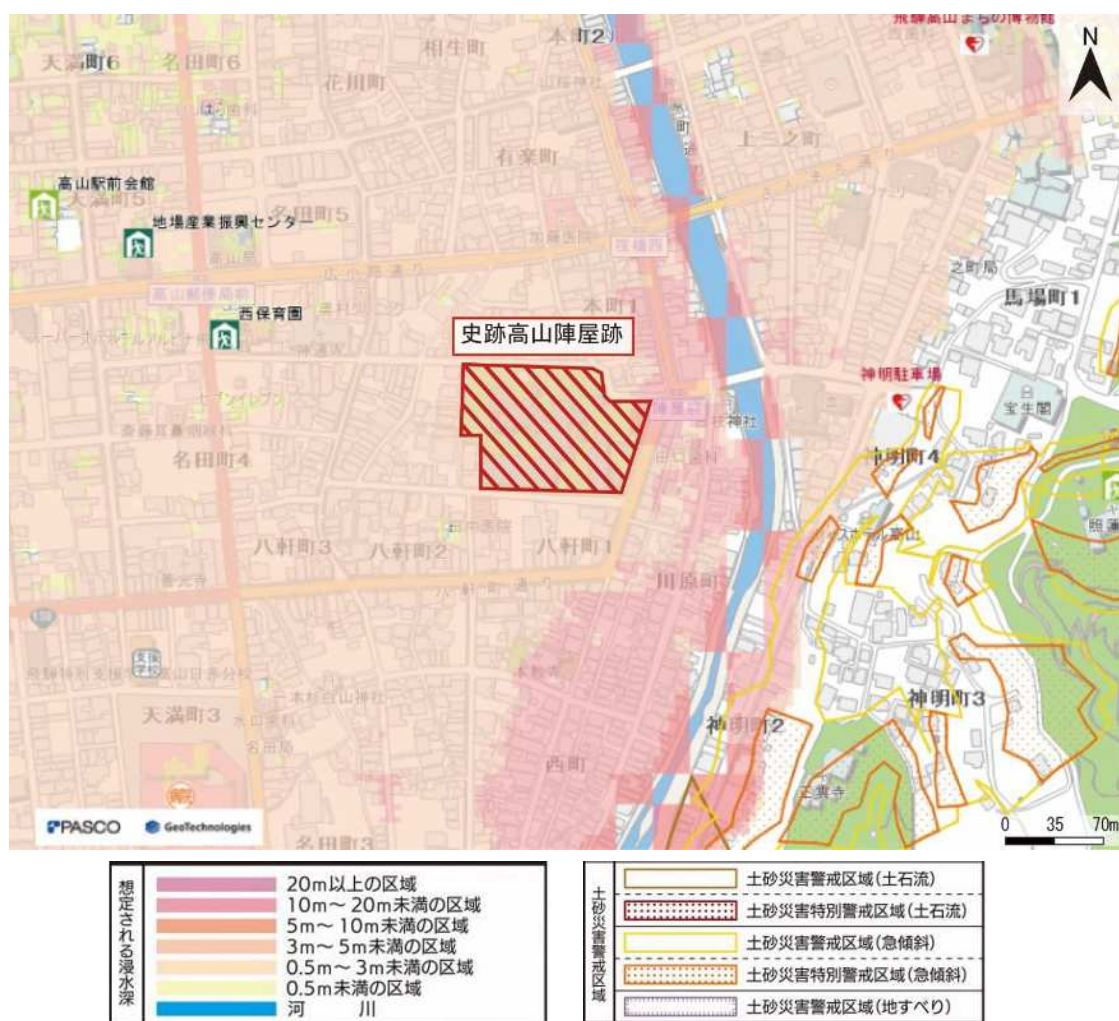
- ・明治以降の被害判明分で主な災害を記載
- ・※は高山市に災害救助法が適用された災害

高山市地域防災計画（一般対策編）より引用



○計画規模（L1）洪水：10～50年に一度の洪水

図9-3 高山市ハザードマップ（1）



○想定最大規模（L 2）洪水：1000年に一度の洪水

図9-4 高山市ハザードマップ（2）

- ・本史跡周辺の洪水浸水想定区域（河川管理者が指定）、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域（本県が調査に基づき指定）を明示したものである。
- ・洪水浸水被害想定区域については、洪水による浸水軽減を目標とする対策が必要である降雨レベル（L 1）であれば、本史跡周辺に被害想定はないものの、安全な避難の確保が目標となる降雨レベル（L 2）に達した場合には、0.5～3m未満の浸水が想定されている。一方、土砂災害に関しては、特別警戒区域及び警戒区域の指定はない。

＜地震災害＞

過去の地震記録によると、岐阜県内では美濃地方を中心に地震被害の発生が多くみられる。飛騨地方では、被害が発生したと推定される地震は15回、そのうち、高山市内に被害を与えたと推定される地震は4回（1773、1804、1826、1858年）ある。高山を中心とする地域では、18世紀から20世紀前半にかけて、内陸型の小地震が10～30年の間隔で頻発している。これらの小地震では、高山東方山地で崩壊や落石による被害が記録されている。しかし、高山市では大きな被害の記録は殆どみられず、履歴上は比較的地震被害の少ない場所であるといえる。

高山周辺地域の地震被害の特徴をみると、山崩れ、落石、土石流による被害が大きく、家屋は、震動よりも山崩れ、落石、土石流によって倒壊する割合が多くなっている。また、土蔵・石垣などの震動的被害も大きい。被害地域は震央付近の断層沿いの狭い地帯に集中している。

高山付近で震央のわかっている1826・1858年の2つの地震は、いずれも宮川支流川上川に沿う断層の付近で発生しており、跡津川断層とそれに並延する北東方向の活断層に関係して起こったものと推定されている。

表9－7 高山市に被害を与えたと推定される地震の履歴

発生	出典	場所	規模	被害概要
1773年8月	地対	飛騨	不明	飛騨、大八賀山口村山崩れ、土砂降る（高山東北方）
1804年10月1日	地対	飛騨	—	—
1826年8月28日	地対	高山 付近	M6.0	川上川沿い断層による。高山の北東部のみ強震による被害。丹生川村で地裂け石垣崩壊する。
1858年4月9日	災誌	飛騨	M7.0	飛越地震：越中街道途絶 飛騨北部で建物全壊319、半壊385、死者208、負傷者45。吉城・大野の2郡では全戸数の5.6%が全半壊し、全人口の2.4%を失う。高山は被害小。

出典：岐阜県地震対策基礎調査報告書、岐阜県災害誌

岐阜県では、これまでの地震の経過をはじめ、海溝型地震である複合型東海地震及び本県に影響のある4つの内陸直下型地震（関ヶ原―養老断層系地震、阿寺断層系地震、跡津川断層地震、高山・大原断層帯地震）を対象に地震被害想定調査を実施している。本調査では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、海溝型の想定地震を複合型東海地震から、内閣府の中央防災会議で検討が進められた南海トラフの巨大地震へと見直し、内陸直下型の想定地震についてもこれまでの想定地震に加え、関ヶ原―養老断層系地震をより規模が大きい養老―桑名―四日市断層帯地震へと見直している。なお、海溝型及び内陸直下型地震において飛騨地域で想定される震度は表9－8のとおりである。

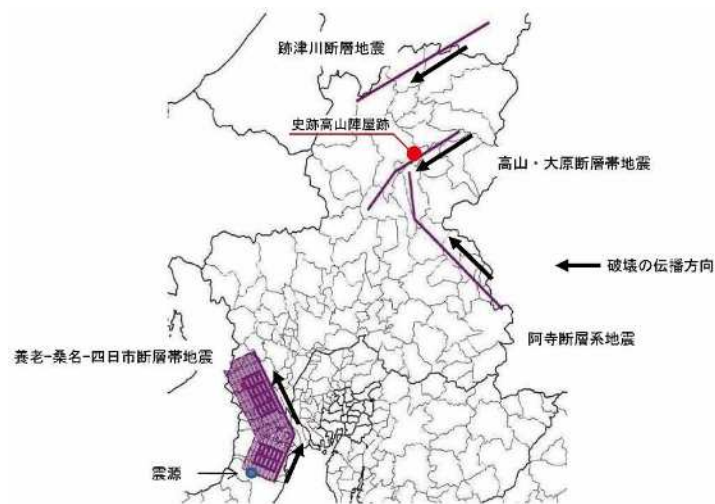


図 9－5 岐阜県において想定される内陸直下型地震の位置

表 9－8 飛騨地域で想定される地震

	震度階の最大値					最大値
	南海トラフ	養老－桑名－四日市断層帯地震	阿寺断層系地震	跡津川断層地震	高山・大原断層帯地震	
高山市	6 弱	5 強	7	6 強	7	7
飛騨市	5 強	5 強	6 弱	7	6 弱	7
下呂市	6 弱	6 弱	7	6 弱	7	7
白川村	5 強	5 強	5 強	6 強	5 強	6 強

(3) 防災の課題

本史跡は教育施設として位置付けられているものの、高山市の観光スポットの一つとして国内外から多くの観光客を迎える施設である。施設は、公休日である年末年始や、施設管理上の例外的な休業を除き、原則年中無休であり、開業時間中の来場者の安全確保が第一の優先事項である。

そのため、来場者に危険が及ぶような事態が生じないよう、気象警報の発令状況をはじめ地震など自然災害の発生や被害動向に注視し、必要の都度、来場者をいち早く避難誘導するとともに、県や高山市の関係機関との連携を図りながら、来場者の安全確保を図りつつ、広域避難場所への避難を要請することも視野に速やかな対策を講じる必要がある。加えて、耐震対策が完了していない蔵番長屋について、事業実施に向けた検討を進める必要がある。

第2節 防犯の現状と課題

(1) 防犯の現状

本史跡では歴史的史料を所蔵し公開展示を行っているため、展示施設となる御蔵の展示ケースは施錠のうえ、毎日学芸員が異常の有無を確認している。また、管内の状況を監視するため、正面通路や役所、役宅、駐車場など7箇所に監視用カメラを設置し、日中は映像にて確認を行うとともに、年中無休（24時間体制）で警備員を配置し、不測の事態への体制確保を図っている。

施設は、閉館時間に出入口3箇所を施錠等により完全に閉門し、以後、翌日以降に職員が出勤するまでの間は開門することはない。これまで、き損や放火による事故歴はなく、盗難についても同様である。

表9-9 防犯対策の具体例

具体的対策	対象及び概要	写真
施錠管理	展示ケース ・御蔵 33 台	
モニター監視	カメラ設置箇所 ・正面通路 1 台 ・幕下 1 台、 ・御役所 1 台 ・役宅 2 台、 ・御蔵外通路 1 台 ・緊急車両スペース 1 台	
ワイヤー固定	囲炉裏の自在鉤 ・湯呑所 1 か所 ・台所 1 か所	
掛軸 ※盗難防止対策 なし	・広間 1 幅 ・座敷 1 幅 ・嵐山之間 1 幅 ・居間 1 幅	
学芸員の巡回	勤務日は必ず巡回し所蔵品等の異常の有無を確認	—
警備員の巡回	定期的な場内外の巡回を実施 午前 2 回 午後 2 回 夜間 1 回 早朝 1 回	—

(2) 防犯の課題

警備員の常駐により防犯対策に取り組んでいるが、夜間を含め警備員による敷地内及び施設内の見回りを実施する程度の警備レベルであるため、特に夜間における不法侵入対策は十分とは言えない。また、展示物の防犯・き損対策に関しても、一部対策を講じていないものがあり、今後統一的な対策により防犯対策の強化に努める必要がある。

第3節 防災・防犯の方向性とその方法

本史跡の本質的価値を継承していくため、防災・防犯対策の強化を基本方針とし、以下の方向性と方法に基づき防災・防犯対策により指定地内の適切な保存管理に取り組む。

<防災>

警察・消防との連携体制を整備する

- ・県災害警戒本部及び災害対策本部飛騨支部や高山市災害警戒本部及び災害対策本部との災害発生時の連絡体制を強化し、必要に応じ高山警察署や高山消防署への支援要請を行う。

自主防災組織の活動員の確保に努める

- ・日頃より敷地内を禁煙とするなど火気等の管理徹底を図る。
- ・火災発生時に速やかに初期消火できるよう、近隣住民で構成される自主防災組織の存続に努める。
- ・構成員の高齢化が課題となっているため、即戦力として協力いただける新たな人材確保に引き続き取り組む。

実働的防災訓練による防災意識の高揚・担当業務の再認識を目指す

- ・地震等その他の災害を想定した避難訓練を開催するなど、所属の防災体制の強化に取り組む。

火災予防設備の適切な維持管理

- ・木造建築物の損壊を最小限に食い止めるためにも、消火設備の適切な維持管理並びに効率的かつ確実な消火活動が求められる。令和3年度から4年度にかけて更新した屋根への延焼対策のための自動放水銃などの消火設備をはじめ、火災警報器の点検作業を定期的を実施し、機器が確実に作動する体制を整える。

耐震診断結果を踏まえた補強対策を着実に実行し防災対策を強化する

- ・平成30年度の耐震診断結果に基づく対策が完了していない蔵番長屋に関しては、耐震補強工事を着実に実行し、防災対策を強化する。

<防犯>

機械警備設備の導入により警備体制を強化する

- ・従来の警備員による人的警備体制に加え、各種センサーによる機械警備を導入し、敷地内への不法侵入・放火の抑止対策をとる。
- ・緊急事案発生時には、警備会社及び警察等関係機関との連携のもと速やかな対策を講じる。

盗難・き損防止対策の強化

- ・掛軸や壺などの展示備品は盗難・き損防止対策が不足しているため、観覧に影響のない範囲で対策を検討する。

第10章 運営・体制

第1節 運営・体制の現状と課題

本史跡は年末年始を除き、一年を通し一般公開しており、適正な史跡の保存・維持管理はもとより、入場者サービスの向上に資する活用事業の展開にも取り組んでいる。

（1）運営・体制の現状

本史跡の公開運営に関する諸業務は幅広く、施設内に所在する岐阜県高山陣屋管理事務所が担う現地での保存・維持管理、公開業務のほか、本庁文化伝承課が担う現地事務所の業務指導、本庁関係機関との諸調整、国庫補助金・現状変更等に関する事務手続きがある。

これらの諸業務を着実に遂行し円滑な施設運営を行うため、図10-1に示すとおり各行政組織に加え、住民団体による邦楽演奏会や美術展示を通じた入場者サービスの向上、さらには防災対策として近隣住民の有志の協力による自衛消防隊組織の活動など、行政・地域住民との運営体制の強化に取り組んでいる。また、史跡の保存・活用には、建築技術や文化財の歴史的背景など専門的な側面を有することから、有識者で構成する専門家会議を定期的を開催し、専門的見地からの指導・助言を受けながら毎年事業を進めることとしている。

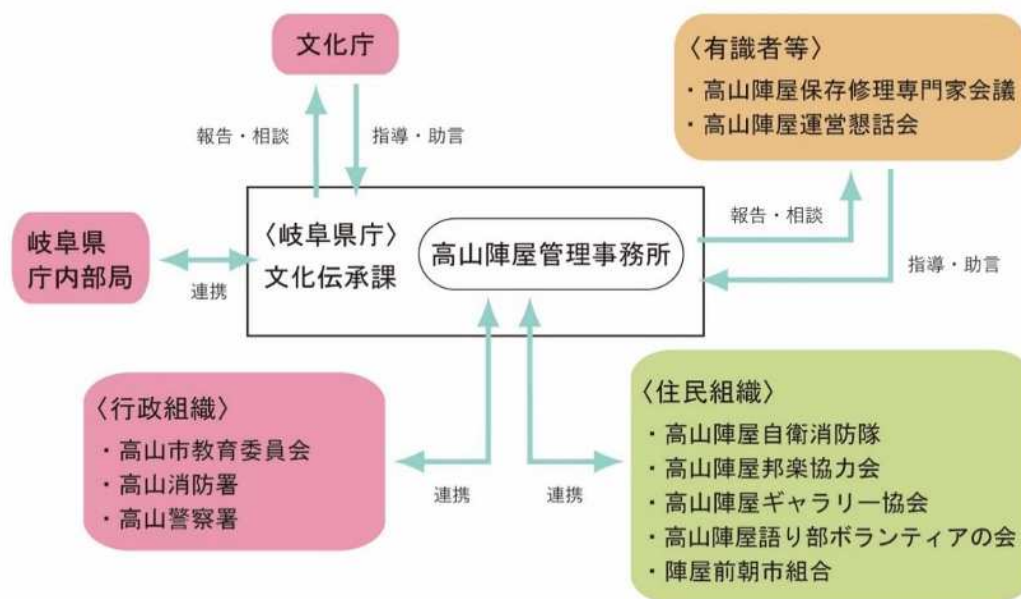


図10-1 運営・体制相関図

（2）運営・体制の課題

＜有識者で構成される専門家会議のアドバイスを踏まえた運営＞

- ・史跡としての適切な保存・活用を進めるため、引き続き専門家会議にて指導を受けながら、事業の方向性を検討する必要がある。

＜多様な主体との協力体制を活かした運営＞

- ・本史跡の保存・活用は多岐にわたり、行政がすべてを実施することは困難である。ボランティア・地域活動主体・企業等との協働により魅力ある保存・活用事業に取り組む必要がある。

第2節 運営・体制の方向性とその方法

第1節の現状や課題を踏まえたうえで、本史跡の運営・体制の方向性及び方法を以下のとおりとする。

有識者で構成される専門家会議のアドバイスを踏まえた運営を行う

- ・有識者で構成する専門家会議を定期的に開催し、建築物の経年劣化状況調査の実施を含め、専門的見地から継続的に指導・助言を受けながら今後の保存・活用の検討を進める。
- ・平成30年度に実施した耐震診断を踏まえ、必要な耐震補強工事を実施済であるが、地震などが影響していると想定される建物の変位が確認されていることから、専門家による耐久・耐震計画の検討を進める。
- ・施設の保存整備・維持管理に関する指導・助言を踏まえた運営体制を継続する。
- ・定期的なメンテナンスはもとより、災害による被害など突発的な事案に対しても指導・助言を踏まえた対策を講じる。

多様な主体との協力体制を活かした運営を行う

- ・市文化施設とも連携した広報活動・イベントを通じた日本の歴史文化を体感できる活用事業の推進を図る。
- ・防災体制強化を目的とした地域住民との連携による自衛消防隊活動など関係機関や周辺住民との連携を強化する。
- ・地元関係者との懇話会を開催し、幅広い助言を得る。
- ・ボランティア・地域活動主体等の多様な主体と協働し、魅力ある施設運営につながるよう引き続き幅広い活用方法を検討する。

第11章 経過観察・維持管理及び施策の実施計画

第1節 経過観察及び維持管理の方向性

史跡の保存・活用は次世代への確実な継承を目的としており、本計画に基づいた継続的な取り組みを進めつつ、定期的な経過観察を行う必要がある。なお、経過観察の結果や本史跡を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、必要に応じて有識者の意見を取り入れながら本計画を再検討する。

第2節 経過観察の方法

前節の方向性を踏まえ、以下のとおり具体的な経過観察の方法を示す。

- (1) 自己点検表により年度末に実施する。
- (2) チェック項目については必要に応じて追加を行う。
- (3) 点検結果については、高山陣屋保存修理専門家会議及び高山陣屋運営懇話会の議題として報告し指導・助言を受ける。
- (4) 本計画の改訂が必要な場合があれば、計画内容を再検証する。

史跡高山陣屋跡 自己点検表

実施日 年 月 日

記入者

区分	点検項目	取り組み状況			
		未 実 施	計 画 中	実 施 済	備考（現状等）
保存 管理	小修繕や清掃等日常的な維持管理はできているか				
	現状変更取り扱い基準は遵守されているか				
	必要に応じて法律に基づいた申請・届出等の手続きを行っているか				
	文献・発掘等各種調査を継続しているか				
	災害発生時の被災箇所の補修はできているか				
	（適宜追加）				
活用	史跡を公開し、歴史文化の発信に努めているか				
	学校教育との連携が図られているか				
	企画展や各種イベントの開催等入場者のニーズの把握に努めているか				
	多様なコンテンツによる情報発信に努めているか				
	（適宜追加）				
整備	遺構等に影響がないように整備されているか				
	劣化状況等に係る調査等整備後の経過観察は適切に行われているか				
	多言語に対応した整備が行われているか				
	板塀・池泉庭園を含め整備により良好な史跡景観を実現できているか				
	技術の保存・継承に協力できているか				
	（適宜追加）				
防災 防犯	日常的に見廻り・点検を行っているか				
	災害対策関係機関との連携体制が構築されているか				
	自主防災組織の活動員は確保されているか				
	防災訓練の実施などを通じた防災意識の向上が図られているか				
	防災設備の適切な維持管理ができているか				
	盗難・き損から文化財が守られているか				
	機械警備設備などの設置による警備体制の強化は図られているか				
	（適宜追加）				
運営 体制	有識者会議等の指導の下、運営が図られているか				
	計画的な保存整備に向け文化庁への十分な協議・報告がなされているか				
	保存管理、活用、整備、運営体制に必要な予算が確保されているか				
	地元住民や関係機関との連携による施設サービスが提供できているか				
	（適宜追加）				

第3節 施策の実施計画と方法

第6～10章に記載した各項目の方向性及び方法は、第1章第5節で記載したように、令和7年4月をもって開始し、令和17年3月末までの10年間を計画期間とする。

史跡のマネジメントは前項の点検票に基づいて行うが、通常の管理・運営とは異なり今後10年で生じる項目の達成目標を、短期（5年以内）、中期（10年以内）に分けて期間内の達成を目指す。なお、取り組みに10年以上を要する項目は長期（11年以上）区分とする。

項目		詳細	短期	中期	長期
保存		・保存のための各種調査（※1）			
		・屋根葺替計画の見直し			
活用		・多言語対応等展示内容の見直し			
		・関連施設等との連携強化			
		・上記見直しの反映			
整備	保存整備	・調査に基づく修理			
		・不用工作物の撤去			
		・危険木の伐採			
		・劣化箇所の修繕			
	活用整備	・便益施設の改修			
		・バリアフリー化の推進			
防災・防犯		・蔵番長屋の耐震化			
		・夜間自動警備システムの導入			
運営・管理		・関連団体との連携			
		・庁内連携の強化			
		・見直し結果の反映			
その他		・保存活用計画の見直し			
		・次期保存活用計画策定			

※1 発掘調査、文献調査、劣化状況調査、地盤沈下調査、部材調査等各種調査

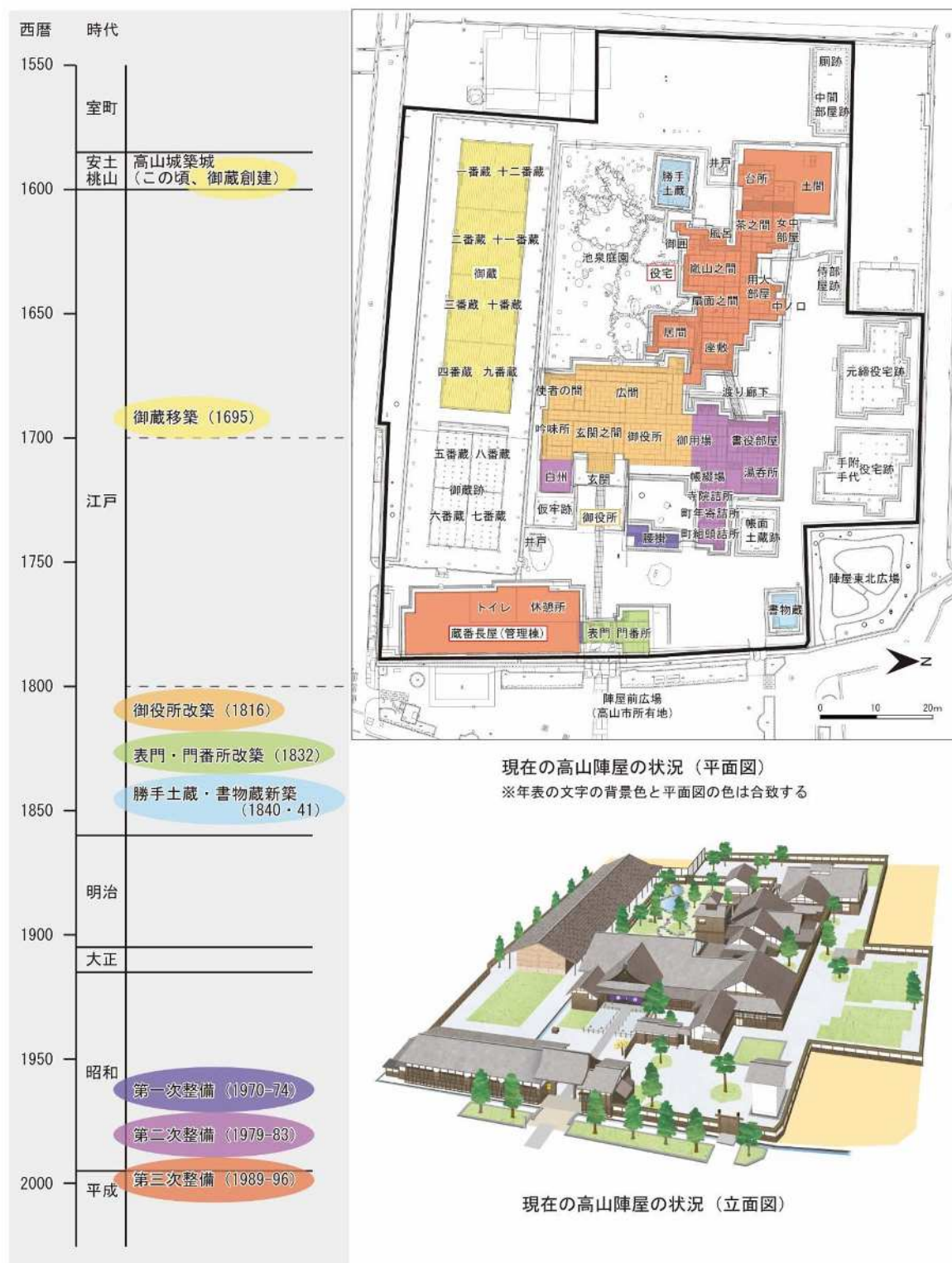
卷末資料

1. 高山陣屋關係年表
2. 高山陣屋新旧比較写真
3. 参考文献

1. 高山陣屋関係年表

年号	日本史	高山陣屋関係史	高山陣屋建造物
天正 14(1586)	小牧・長久手の戦い	金森長近が豊臣秀吉から飛騨一国を与えられ、入国する	
天正 16(1588)	刀狩り	金森長近、高山城の築城に着手	この頃、御蔵創建
慶長 8 (1603)	家康が征夷大將軍となる		
元禄 5 (1692)		飛騨国を幕領とし、初代飛騨代官に関東郡代、伊奈半十郎を任ず	
元禄 7 (1694)	柳沢吉保が老中となる	幕命により、大垣藩が飛騨の検地を実施	
元禄 8 (1695)		金森向屋敷に代官役所を移す 加賀藩に高山城破却を命じる	御蔵移築
元禄 16(1703)	「曾根崎心中」初公演	高山御蔵 4 箇所内の 2 箇所を公儀御入用普請の御蔵とし、残り 2 箇所を百姓自普請の郷蔵とする	
享保 6 (1721)	目安箱設置	5 代代官・亀田三郎兵衛が植林を命じる	この頃までに郷蔵 1 棟を廃止する
享保 10(1725)		6 代代官・長谷川忠国が役所を建て替える	郷蔵 1 棟を廃止する 御蔵 1 棟を解体し、その半分を残りの 1 棟に増築する
元文 3 (1738)		7 代代官・長谷川忠崇、高山陣屋常任命ぜられる（代官の高山在任勤務開始）	
元文 4 (1739)		西長屋設置のため、敷地西側の一角を借地	役宅新築
寛延元(1748)	加賀騒動	8 代代官・幸田高成が山林植樹を奨励する	
明和 4 (1767)		越前国内の幕領(本保陣屋)を飛騨代官に併せ管轄させる	
明和 8 (1771)		明和騒動	
安永 2 (1773)		安永検地開始/安永騒動	
安永 6 (1777)		12 代代官・太原彦四郎、郡代へ昇進	
天明 7 (1787)		天明騒動（～1789）	
文化 13(1816)		18 代郡代・芝正盛により、役所の改築が行われる	役所改築
文政 6 (1823)			北東角に霊符神建立

年号	日本史	高山陣屋関係史	高山陣屋建造物
文政 10(1827)	文政の改革		御蔵東側の収納門建替
文政 13(1830)	お蔭参り流行		役宅改築
天保 3 (1832)		19 代郡代・大井永昌時、高山大火（8 月 18 日・11 月 2 日）	表門・門番所改築
天保 10(1839)	蛮社の獄		帳面土蔵修理
天保 11(1840)		20 代郡代・豊田友直、囲蔵を設置	勝手土蔵新築 霊符神移転
天保 12(1841)	天保の改革		書物蔵新築
天保 13(1842)	薪水給与令		霊符神を稲荷社の後方に奉遷
慶応 3 (1867)	大政奉還		
慶応 4 /明治 元(1868)	戊辰戦争勃発 五ヶ条の誓文	東山道鎮撫使・竹澤寛三郎、高山陣屋へ入り新政布告し、飛騨を天朝御用所とする（2 月 4 日） 梅村速水が飛騨国取締となる 飛騨県設置（5 月 23 日） 高山県と改め梅村速水が知事となる（6 月 2 日）	高山陣屋が天朝御用所となり、続いて高山県庁舎となる
明治 2 (1869)	版籍奉還 戊辰戦争終了	梅村騒動（2～3 月） 梅村知事が解任され、宮原積が高山県知事に就任（3 月）	
明治 4 (1871)	廃藩置県	高山県を廃し筑摩県に統合（11 月）	筑摩県高山支庁
明治 9 (1876)	日朝修好条規	筑摩県を廃し岐阜県に合併（8 月）	岐阜県高山支庁舎建設
昭和 4 (1929)	世界恐慌	国史跡指定（12 月 17 日）	
昭和 44(1969)		飛騨県事務所が上岡本町の新庁舎に移転	
昭和 45(1970)	大阪万博開催	第一次整備事業（～昭和 49 年）	
昭和 49(1974)		一般公開（高山市に委託）	
昭和 54(1979)		第二次整備事業（～昭和 58 年）	
昭和 55(1980)		岐阜県直営で一般公開	
平成元(1989)		第三次整備事業（～平成 8 年）	



図巻末1-1 建造物の変遷

2. 高山陣屋新旧比較写真

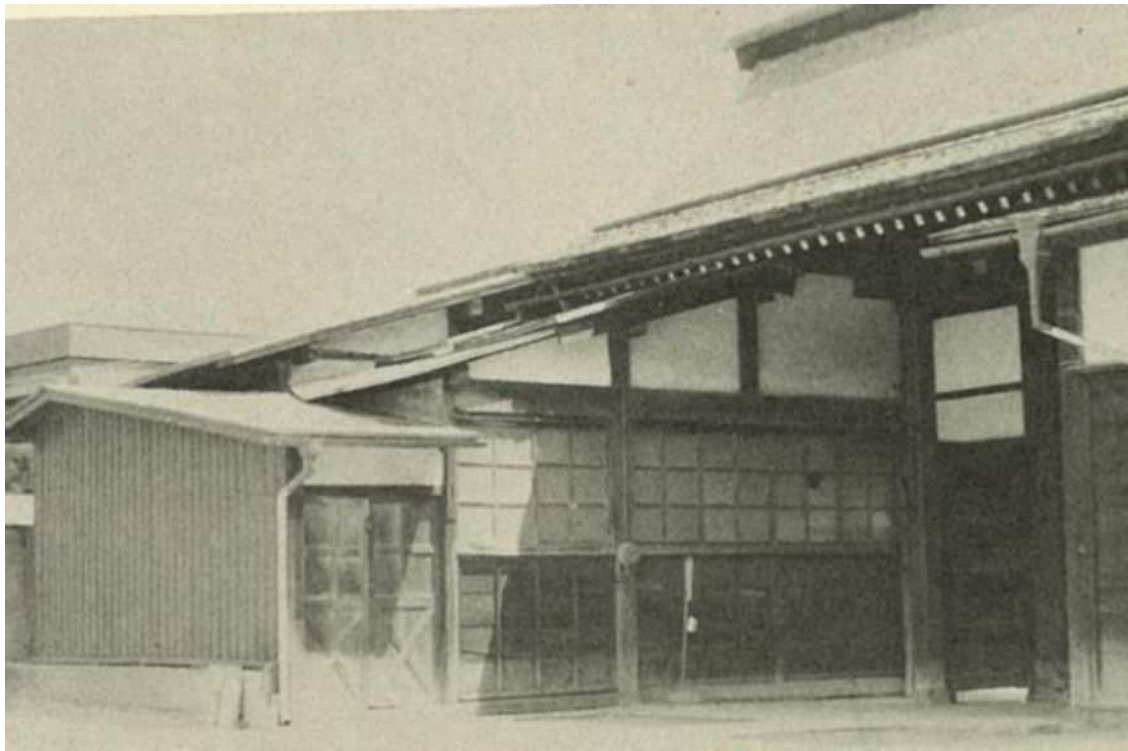
【① 陣屋前広場から表門付近】※上：明治34年（細江スタジオ提供） 下：令和6年



【② 表門正面】※上：昭和40年代 下：令和6年



【③ 門番所（南西から撮影）】※上：昭和 40 年代 下：令和 6 年



【④ 玄関】※上：昭和40年代 下：令和6年



【⑤ 役所縁側（庭南から撮影）】※上：昭和40年代 下：令和6年



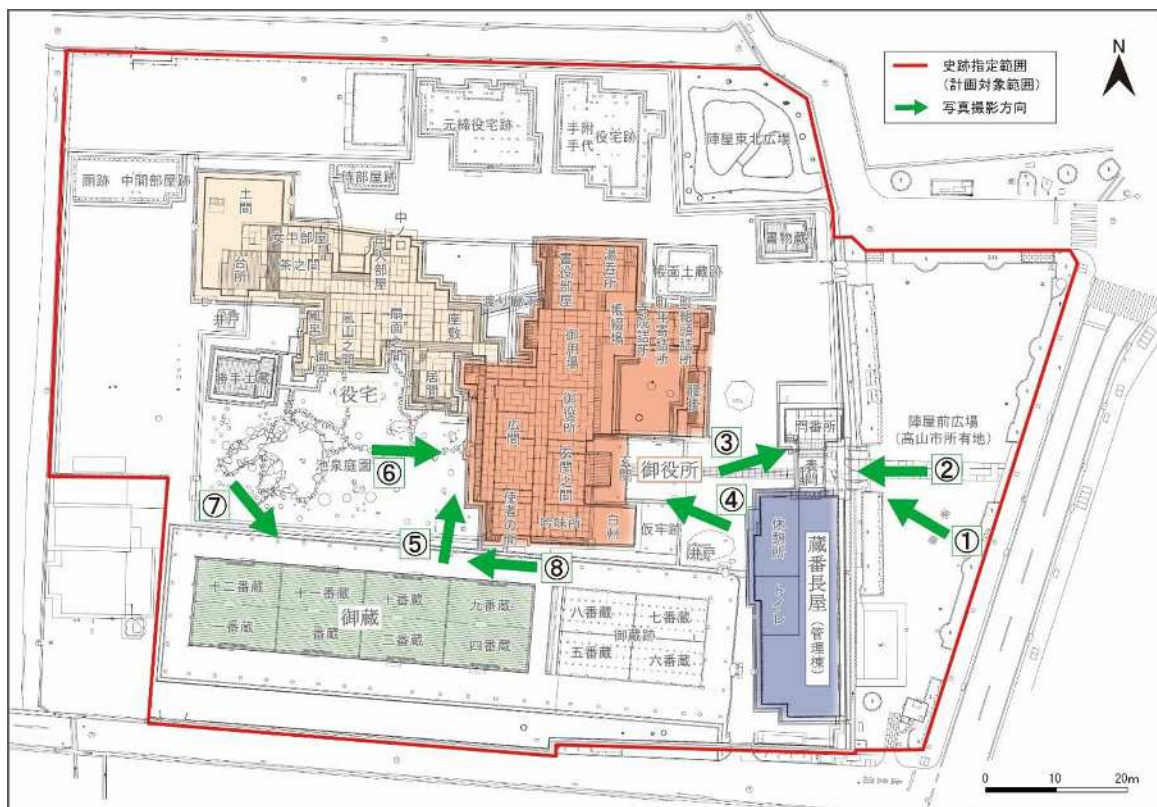
【⑥ 庭から広間】※上：昭和40年代 下：令和6年



【⑦ 御蔵】※上：昭和 40 年代 下：令和 6 年



【⑧ 御蔵】※左：昭和 40 年代 右：令和 6 年



図巻末 2 - 1 撮影位置図 (参考)

3. 参考文献

- ・各務義章 1986 『史跡高山陣屋図録』
- ・岐阜県教育委員会 1974 『史跡高山陣屋跡修理及び環境整備工事報告書』
- ・岐阜県教育委員会 1976 『史跡高山陣屋跡環境整備調査報告書Ⅰ』
- ・岐阜県教育委員会 1984 『史跡高山陣屋跡第二次復旧修理及び環境整備工事報告書』
- ・岐阜県教育委員会 1996 『史跡高山陣屋跡第三次復元工事及び環境整備工事報告書』
- ・高山市教育委員会 2018 『高山市史 幕府直轄地時代編（上）』
- ・高山市教育委員会 2019 『高山市史 近・現代編（下）』
- ・高山陣屋管理事務所 2016 『飛騨美濃合併 140 周年記念 史跡高山陣屋の近現代史』
- ・高山陣屋管理事務所 2017 『平成 29 年度特別展 高山陣屋改築 200 年記念 高山陣屋の「表」と「奥」』
- ・光谷拓実 2019 『高山市内所在の近世建築等の年輪年代測定調査報告』 高山市教育委員会

史跡高山陣屋跡保存活用計画

令和 7 (2025) 年 3 月

発行・編集

岐阜県

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1

TEL 058-272-1111 (代表)

FAX 058-278-2824

